

第2次 胎内市環境基本計画

2021 ▶ 2030

未来へ繋ぐこの奇跡
よどみない美しい環境を守り
ともに育てていくまち「胎内」



胎内市
令和3年3月



第2次胎内市環境基本計画の策定にあたって

胎内市は、壮大な飯豊連峰、母なる川として市民に親しまれる胎内川、美しい海岸線といった豊かな自然環境を有しています。こうした、私たちが享受している自然の恵みは、将来の胎内市を担う世代にも継承していかなければなりません。

しかしながら、現在、地球温暖化や生物多様性の消失傾向、マイクロプラスチックによる海洋汚染などの地球規模の環境問題から、中小河川等の水質汚濁やごみのポイ捨て・不法投棄などの生活環境の問題まで幅広い問題に直面しています。

このような状況に鑑み、引き続き豊かな自然環境を保全するとともに、洋上風力発電などの再生可能エネルギーの推進による脱炭素社会の形成、持続可能な開発目標(SDGs)への貢献などを通じて、住み良い地域づくりを行っていかねばなりません。

このような背景を踏まえて、前計画から望ましい環境として「未来へ繋ぐこの奇跡—よどみない美しい環境を守り、ともに育てていくまち「胎内」」を継承した「第2次胎内市環境基本計画」を策定しました。

計画の着実な推進のためには、一人ひとりが環境問題を自らの問題として認識し、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働して環境課題に取り組むことが重要です。次世代に豊かな環境を継承するためにもご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に携わっていただきました環境審議会の皆様をはじめ、意識調査やパブリックコメントに貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた多くの皆様に心より感謝申し上げます。



2021年3月

胎内市長 井畑明彦

目次

第1章 世界及び日本の環境を取り巻く動向	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 計画策定の背景・目的	1
2 環境を取り巻く動向	2
3 計画の概要	5
(1) 計画の位置づけ	5
(2) 計画の対象とする環境の範囲	5
(3) 計画の対象地域	5
(4) 計画の期間	5
第2章 胎内市の環境の現状	6
1 胎内市の概況と環境の現状	6
(1) 概況	6
(2) 胎内市の環境の現状	11
I：自然環境	11
II：生活環境	13
III：社会環境	15
IV：地球環境	15
2 市民・事業者の胎内市の環境に関する意識	17
(1) 意識調査の概要	17
(2) 市民意識調査の結果	17
(3) 事業者意識調査の結果	21
3 前計画の達成指標に対する取組の評価	23
第3章 計画の目標	26
1 望ましい環境像	26
2 計画の基本的目標と施策の方向性	26
3 計画の体系	32

第4章 計画の展開方向	34
1 市の施策展開	34
基本目標1 水と緑に恵まれた自然と共生するまち ～自然環境～	34
個別目標1 白砂青松・自然公園の保全	34
個別目標2 森林整備と植生の保全	36
個別目標3 水辺環境の保全	37
個別目標4 野生動植物との共生	38
基本目標2 よどみなく美しい環境を守り育てるまち ～生活環境～	39
個別目標5 環境公害の防止	39
個別目標6 環境美化の推進	41
個別目標7 循環型地域社会の形成促進	43
基本目標3 快適で安全・安心な生活が送れるまち ～社会環境～	45
個別目標8 農村環境の保全	45
個別目標9 都市空間の整備	47
個別目標10 歴史・文化の継承	48
基本目標4 地球環境を考え、その保全を考え貢献するまち ～地球環境～	49
個別目標11 地球温暖化対策の推進	49
個別目標12 海洋汚染防止に向けた取組の推進	51
個別目標13 国際的取組への協力	51
基本目標5 市民・事業者・市が協力し、環境保全を継承するまち ～参加行動～	52
個別目標14 協働体制の確立	52
個別目標15 環境教育・環境学習の実施	54
個別目標16 環境情報の収集・発信	55
2 市民の環境配慮のすすめ	56
3 事業者の環境配慮のすすめ	59
第5章 計画の推進体制	62
1 計画の推進体制	62
2 推進管理の手法	62
3 年次報告書の作成・公表	62

第 1 章 世界及び日本の環境を取り巻く動向

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景・目的

私たち胎内市民は、山から川、海へと至る豊かな自然の恵みを受けながら、自然と共生した生活を営んできました。第 2 次胎内市総合計画のまちづくりの基本理念で掲げる「自然が活きる、人が輝く、交流のまち「胎内」」のもと、環境の保全に向けた様々な施策や活動に取り組んでいます。2011 年 3 月には、「胎内市環境基本計画」を策定し、「未来へ繋ぐこの奇跡 よどみない美しい環境を守り ともに育てていくまち「胎内」」を望ましい環境像に掲げ、市民・事業者・市の協働による住みよいまちづくりを展開してきました。

しかし、古より自然美の象徴として「白砂青松」とうたわれた海岸線は、海岸侵食が激しく、松林は松くい虫被害に蝕まれているなど、かつての美しい自然環境が損なわれつつあります。また、母なる川として本市の名称の由来になっている胎内川は、近年清流が蘇りつつあるものの、さらに水質を高めていくことが重要な課題となっています。このような自然環境に関わる課題に対しては、専門的知見も集積し、長期的な視点に立って、解決に向かっていかなければなりません。

一方で、国際的な社会情勢も大きく変化しており、2015 年に、「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）」において、新たな気候変動対策に関する法的文書として、「パリ協定」※が採択されるとともに、国連総会では、2030 年に向けた、持続可能な開発目標（SDG s）※を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されています。また、資源やエネルギーの大量消費による環境破壊、地球温暖化、自然災害による資源の減少、海洋プラスチックごみ等の廃棄物問題など、さまざまな環境問題に直面し続けています。私たちは、こうした問題・課題に対して、環境政策を通じた環境・経済・社会の統合的解決を図り、資源やエネルギーに過度に依存していた大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会活動やライフスタイルから脱却し、将来にわたって持続可能な社会※を実現するとともに、それを次世代へと引き継いでいかなければなりません。

本計画は、胎内市環境基本計画の計画期間の終了に当たり、胎内市環境基本条例第 8 条に基づき、同条例第 3 条に定められた環境の保全及び創造に関する基本理念の実現に向けた、環境施策の総合的かつ計画的推進を継続することを目的とし、刻々と変化する社会情勢や深刻化する環境問題に対応すべく、今後 10 年を見据えた「第 2 次胎内市環境基本計画」を策定するものです。

※の用語は、資料編「用語の解説」をご覧ください。

2 環境を取り巻く動向

(1) 国の第5次環境基本計画 (2018年4月策定)

今後の環境政策の方向性として、「経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からイノベーションを創出することが重要です。また、環境保全上の効果を最大限に発揮できるようにすることに加え、諸課題の関係性を踏まえて、経済・社会的課題の解決(同時解決)に資する効果をもたらすようにデザインしていくことも重要です。これらにより、将来に渡って質の高い生活をもたらす『新たな成長』につなげていく。」としています。

また、6つの「重点戦略」を定め、「重点戦略を支える環境政策」を揺るぎなく着実に推進していく必要があるとしています。さらには、「地域循環共生圏」と「環境・生命文明社会」の構築に向けた新たな考え方が示されています。



(2) 持続可能な開発に向けた取組の推進

2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会全体が、人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んでいくことを決意した画期的な合意です。

2030アジェンダの中核を成す「持続可能な開発目標(SDGs)」は、17のゴールと、ゴール毎に設定された合計169のターゲットで構成され、各々の目標が相互に関連し、分野横断的なアプローチが必要とされていることが大きな特徴です。

〈持続可能な開発目標 SDGs17のゴール〉



出典：国連広報センター

(3) 地球温暖化問題への対応

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) ※第5次評価報告書によると、気候変動に関連すると考えられる干ばつ、洪水、嵐等の災害は、1980年代に比べ2000年代に入ってから増加しており、極端な異常気象、深刻な干ばつによる食料不足、都市部においては暑さによる身体へのストレス、暴風雨、極端な降水が発生するなど、21世紀に入って毎年のように世界各地で気候変動に関連すると思われる事象が発生しています。

このような状況の中、2015年12月、フランス・パリで開催されたCOP21において、法的拘束力のあるパリ協定が採択され、「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を掲げ、日本もパリ協定に参加しました。

我が国は2015年、パリ協定や国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、2030年度の中期目標として、「温室効果ガス※の排出を2013年度比26%削減する」とともに、長期目標として「2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」としましたが、国は2020年11月に、新潟県は2020年10月に「2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロ」を目指すことを表明しました。

また、気候変動に対応するためには、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」を進めることが重要です。このため国は、2018年12月に施行された気候変動適応法に基づいて、現在生じている被害や将来予測される被害の回避・軽減等を図るため、多様な関係者の連携・協働のもと、一丸となって総合的に対策を進めることとしています。

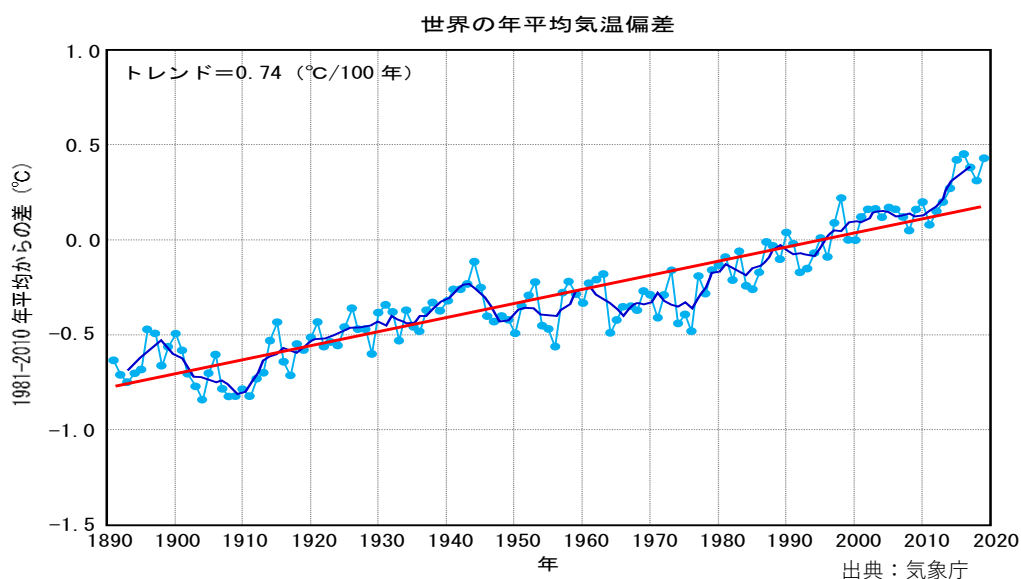


図 世界の年平均気温の変化



出典：環境省「地球温暖化パネル」

図 地球温暖化の進行による脅威の例

(4) 生物多様性※の危機への対応

国は「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、日本における生物多様性について以下の「4つの危機」に直面しているとしています。

- ・ 開発等人間活動による危機
- ・ 自然に対する働きかけの縮小による危機
- ・ 人間により持ち込まれたものによる危機
- ・ 地球環境の変化による危機

具体的には、開発や乱獲による種の減少、里地里山等の手入れ不足による自然の質の低下、外来種※等の持ち込みによる生態系のかく乱等が大きく影響しており、日本の野生動植物の約3割が絶滅の危機に瀕していると指摘しています。

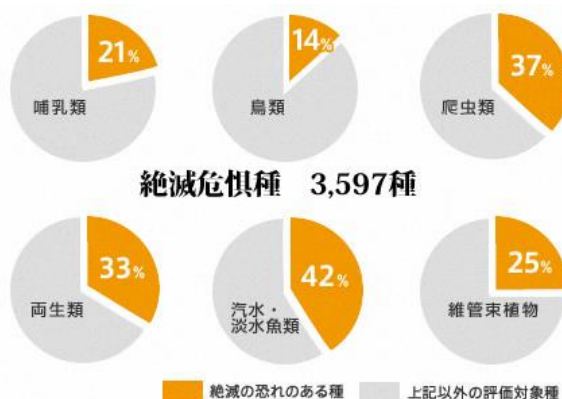


図 日本の野生生物の絶滅の恐れのある種の割合

出典：環境省ホームページをもとに作成

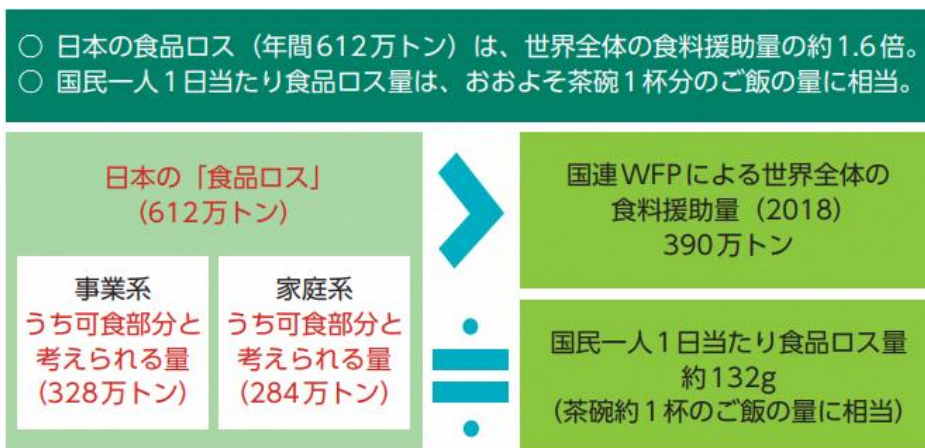
(5) 資源や食料需給のひっ迫、食品ロスへの対応

大量生産・大量消費社会が世界に広がることで、地球規模の人口増加、経済発展、都市化が進行しています。循環型社会※という観点からは、今後、資源価格の高騰、鉱物資源の品位低下だけでなく、不適正な天然資源の採掘や廃棄物からの有用金属の抽出等に伴う環境破壊や健康被害の拡大、資源確保を巡る紛争の発生等の課題が生じることが懸念されています。

さらに、近年では海洋中のマイクロプラスチック※による生態系への影響も懸念されており、国際的にも関心が高まっています。

我が国は食料の多くを海外に頼りながら、依然として本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品（食品ロス※）が大量に発生している状況です。2017年度の推計では612万トン発生しており、約半分の328万トンは、食品関連事業者、残る284万トンは家庭からのものでした。食品ロス削減のためには、食品関連事業者の取組の推進と消費者の意識改革の両方について取り組む必要があると言えます。

我が国では、第四次循環型社会形成推進基本計画において、家庭から発生する食品ロス量を2030年度までに2000年度比で半減するとの目標を定めました。また、食品リサイクル法の基本方針において、食品関連事業者から発生する食品ロス量について、家庭から発生する食品ロス量と同じく、2030年度までに2000年度比で半減するとの目標を定めました。



出典：農林水産省、環境省

図 日本の食品ロスの大きさ

3 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、胎内市環境基本条例第3条の基本理念を実現するため、同条例第8条の規定に基づいて定められ、名称を「第2次胎内市環境基本計画」とします。また、本計画は本市の環境の保全に関わる最も基本となる計画であり、「第2次胎内市総合計画」(2017年3月策定)の環境関連計画であるとともに、胎内市における個別計画や事業に対して、環境の保全に関する基本的な方向を示すものです。

(2) 計画の対象とする環境の範囲

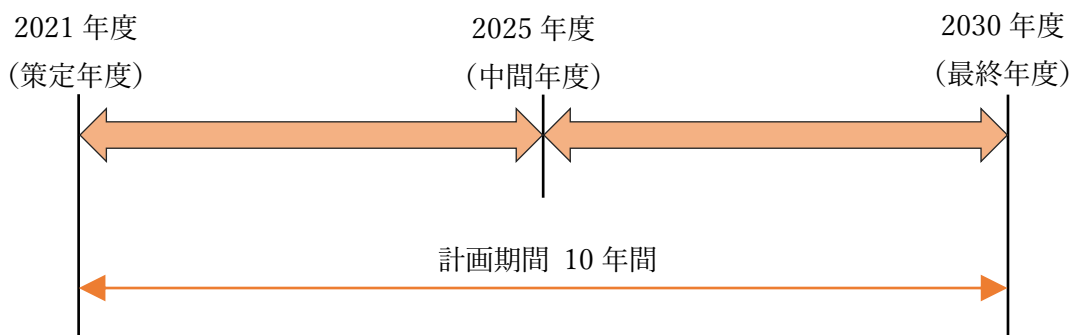
対象とする環境としては、本市にとって最も根源的な“自然環境”、市民が日常生活や事業活動を営むうえで深い関りを有する“生活環境”、アメニティー(快適性)と関連深い“社会環境”、地球温暖化に象徴されるような“地球環境”の4分野を基本とします。

(3) 計画の対象地域

本計画は、胎内市全域を対象とします。ただし、大気・水環境や廃棄物等に関しては、隣接市町村及び隣県の現状や動向にも配慮するほか、地球環境に関しては、日本国内の現状及び国際情勢も視野に入れた計画とします。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、2021年度から2030年度までの10年間とします。なお、計画期間中の経済社会情勢の変化や新たな環境問題に対して柔軟に対応するため、期間の中間年度(2025年度)において見直しを行い、必要に応じて計画を修正します。



第2章 胎内市の環境の現状

1 胎内市の概況と環境の現状

(1) 概況

・人口及び世帯数の動向

人口は、1980年の35,605人から減少の一途をたどり、2015年時点で30,198人(35年間で5,407人減少)となっています。2015年の人口をもとに将来人口を推計した結果、2045年には20,302人に減少する見込みです。

年齢別では、年少人口及び生産年齢人口の割合が減少、老年人口の割合が増加し続けており、2015年時点で年少人口が11.5%、生産年齢人口が55.9%、老年人口が32.5%となっています。今後も少子高齢化が進行し、年少人口の減少、老年人口割合の増加が見込まれます。

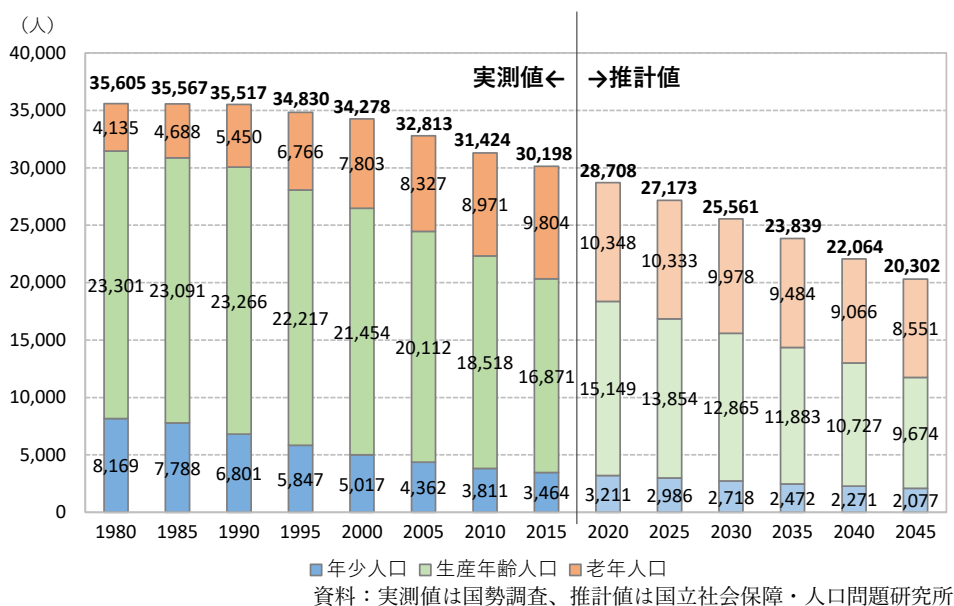


図 年齢別人口の推移

世帯数は、1980年の8,594世帯から増加を続け、2015年時点で10,012世帯(35年間で1,418世帯の増加)となっています。

1世帯当たりの人員は、1980年から2015年までの35年間で1.12人/世帯減少していることから、核家族化が急激に進行していることが伺えます。

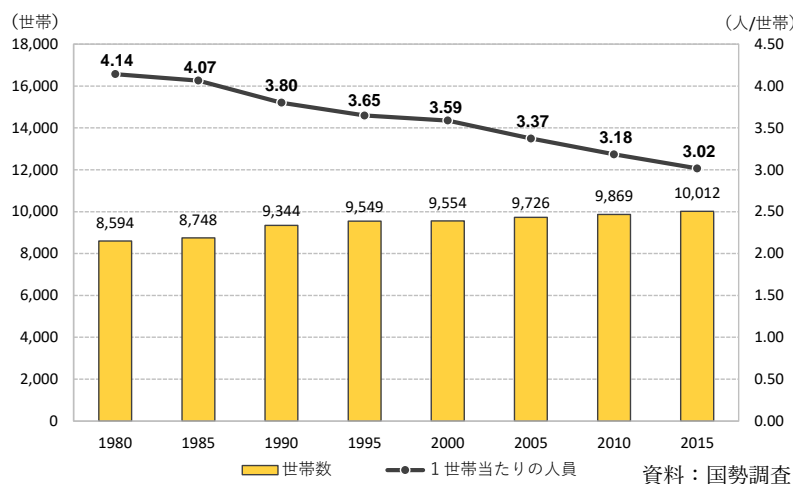


図 世帯数と1世帯当たりの人員の推移

・土地利用

市域の総面積は 26,489.0 km²であり、地目別土地利用は、山林が 15,326.3 km² (57.9%) と最も広く、次いで田が 3,617.3 km² (13.7%) となっています。宅地は 1,162.8 km²と全体の 4.4%となっています。

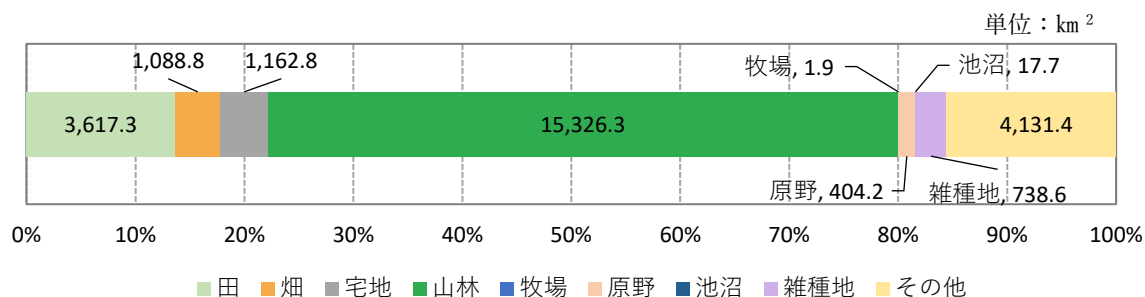


図 地目別土地利用面積の状況

・産業

就業者総人口は、1995年の17,996人から減少を続け、2015年時点で14,838人(20年間で3,158人の減少)となっています。

産業別では、第1次産業^{※1}及び第2次産業^{※2}の就業者数は減少傾向にあり、第3次産業^{※3}の就業者数は約8,000人で推移しています。2015年時点で、第3次産業が53.4%と最も多く、次いで第2次産業が35.5%、第1次産業が10.3%となっています。

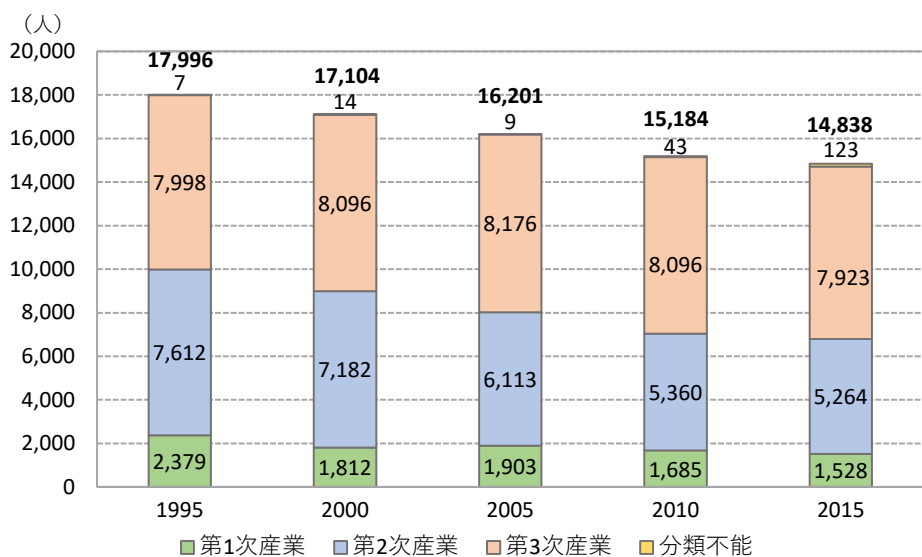


図 産業別就業者人口の推移

※1 第1次産業：農業、林業、水産業等

※2 第2次産業：製造業、建設業等

※3 第3次産業：情報通信業、金融業、運輸業、小売業、サービス業等

・農業

総農家数は、1995年の2,546戸から減少を続け、2015年時点で1,633戸（20年間で913戸の減少）となっています。

経営形態別では、自給的農家と専業農家が増加傾向にある一方で、兼業農家（第1種兼業農家^{※1}と第2種兼業農家^{※2}の合計）の減少が急速に進んでおり、兼業農家数の割合が1995年の83.0%（第1種：21.4%、第2種：61.6%）から2015年の62.0%（第1種：12.6%、第2種：49.4%）と20年間で21.0%低下しています。

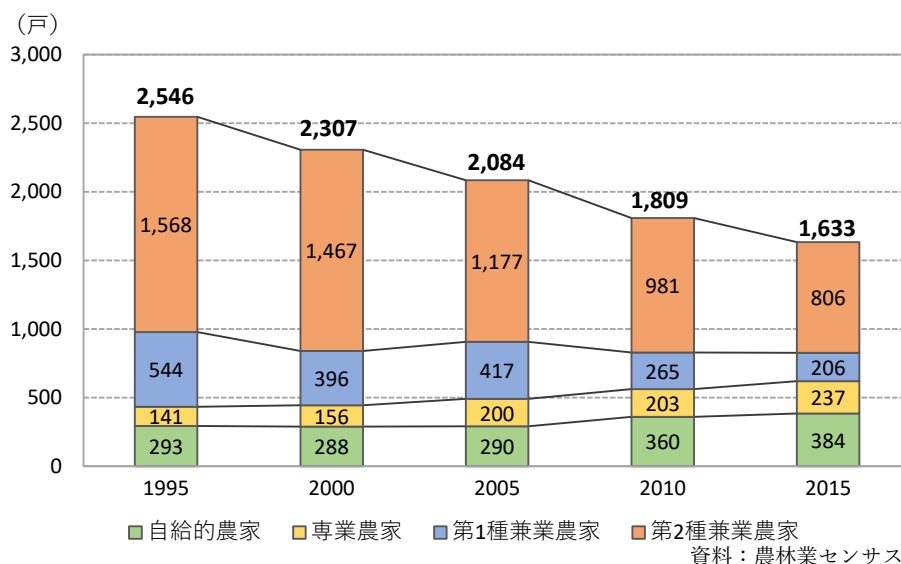


図 経営形態別農家数の推移

※1 第1種兼業農家：農業所得を主とする兼業農家

※2 第2種兼業農家：農業所得を従とする兼業農家

経営耕地面積は、2000年から2015年まで約4,000haで推移しています。作物別では、田が微増傾向、畑が微減傾向にあります。

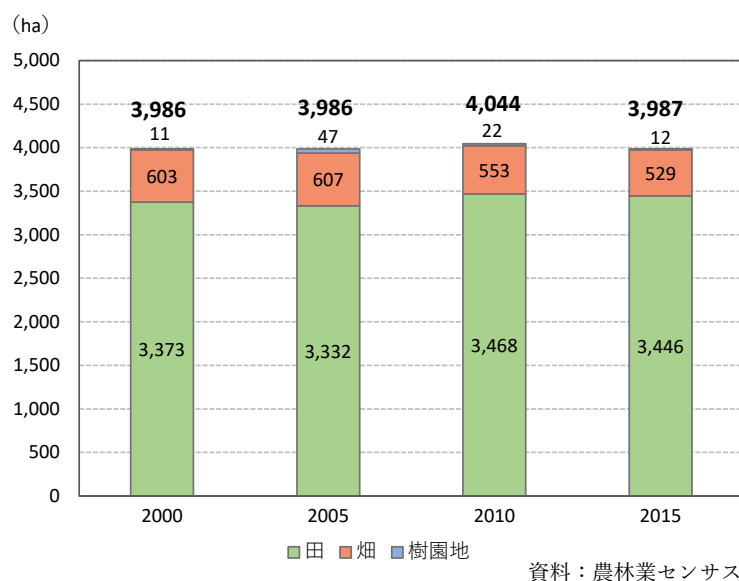


図 経営耕地面積の推移

2018年の農業産出額は、耕作種では米の割合が最も多く（31.5%）、次いで野菜（9.6%）となっています。畜産物では鶏が最も多く（27.7%）、次いで豚（15.3%）となっています。

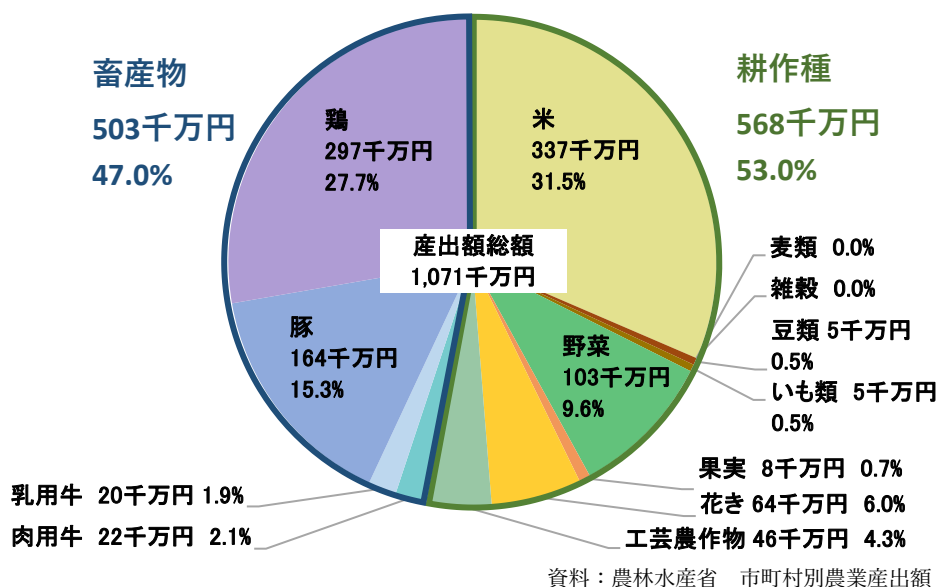


図 2018年品目別農業産出額（千万円）の状況

・林業

林家数は、2000年から約300戸で推移しています。

保有山林面積は、2000年から2005年までの5年間で282ha減少（減少率16.5%）しましたが、以降は1,400ha代で推移し、2015年時点で1,495haとなっています。

表 林家数と保有山林面積

年	戸数	面積 (ha)
2000年	309	1,712
2005年	306	1,430
2010年	315	1,433
2015年	307	1,495

資料：農林業センサス

・工業

製造業の従業者数は、2016年から2018年までの2年間で633人減少しています。一方で、製造品出荷額は約175億円増加しています。

表 産業中分類製造業の事業数・従業者数・製造品出荷額の推移

年	項目		
	事業所数	従業者数	製造品出荷額 (万円)
2016年	84	3,959	10,983,568
2017年	86	3,854	11,534,773
2018年	82	3,326	12,733,798

資料：工業統計

・商業

商業関係の事業所数は、2002年から2016年までの14年間で、188件減少しています。それに伴い、従業員数が815人、年間商品販売額が約78億円減少しています。

商業形態別にみると、小売業では事業所数及び従業員数の減少が大きく、卸売業では事業所及び従業員数、年間商品販売額のすべてにおいて減少が大きくなっています。

表 商業関係の事業所数・従業員数・年間商品販売額の推移

年	事業所数			従業員数（人）			年間商品販売額（百万円）		
	総数	卸売	小売	総数	卸売	小売	総数	卸売	小売
2002年	484	67	417	2,321	359	1,962	41,780	13,971	27,809
2004年	461	68	393	2,134	384	1,750	38,142	14,557	23,585
2007年	443	62	381	2,123	391	1,732	39,858	14,461	25,397
2012年	319	37	282	1,510	265	1,245	29,523	8,697	20,827
2016年	296	38	258	1,506	244	1,262	33,974	8,707	25,267

資料：経済センサス

(2) 胎内市の環境の現状

I : 自然環境

・ 気候・気象

胎内市の気候は、新潟県が属する日本海北陸型の北部に位置づけられますが、日本海を北流する対馬海流などの様々な気候因子が組み合わさり、温帯・寒帯が隣接する独特の気候風土を形成しています。

1979年からの年降水量と年平均気温の変化をみると、年降水量は年によってバラツキがありますが、平均で約2,228mmとなっており、年平均気温は地球温暖化に伴い、上昇傾向にあります。

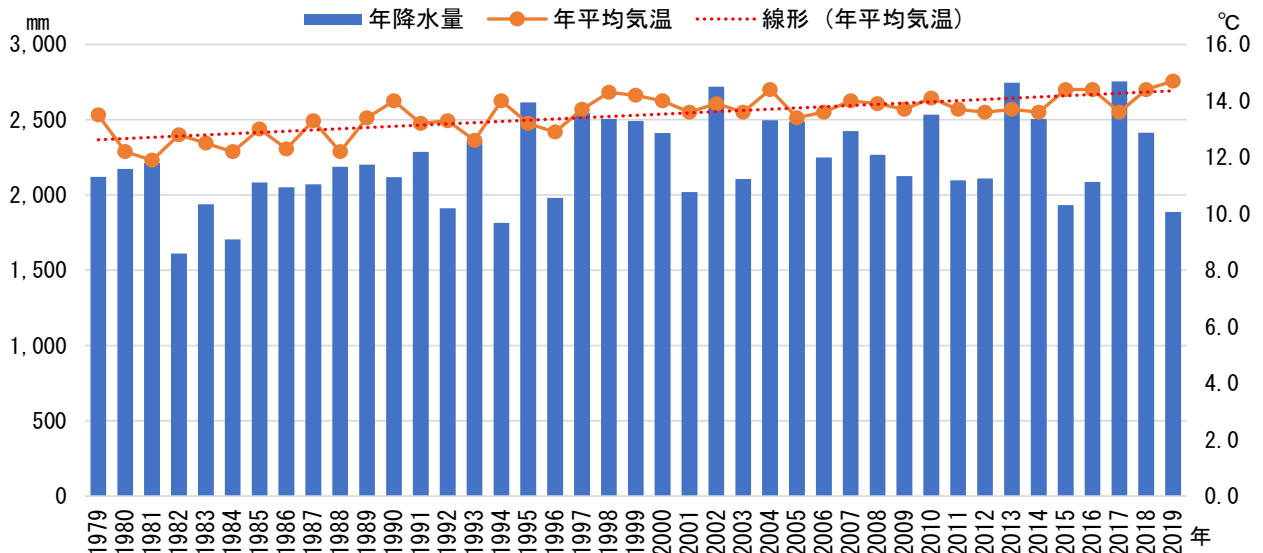


図 年降水量と年平均気温の変化

資料：気象庁（中条観測所）

・ 地形・地質

本市は、東から西に、飯豊連峰、鼓岡盆地、楡形山脈・蔵王山塊、胎内扇状地、砂丘で構成されており、市域中央に胎内川が流れています。

地質は、飯豊連峰が古生代堆積岩や火成岩、鼓岡盆地が新生代新第三紀堆積岩です。楡形山脈・蔵王山塊から胎内扇状地では新第三紀堆積岩の上に火成岩（花崗岩・流紋岩）が形成されています。以西は新生代第四紀の砂礫・粘土や砂丘で形成されています。

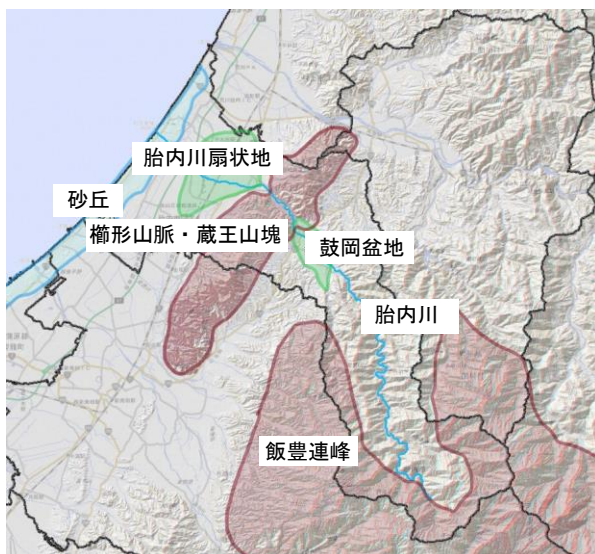


図 地形の状況

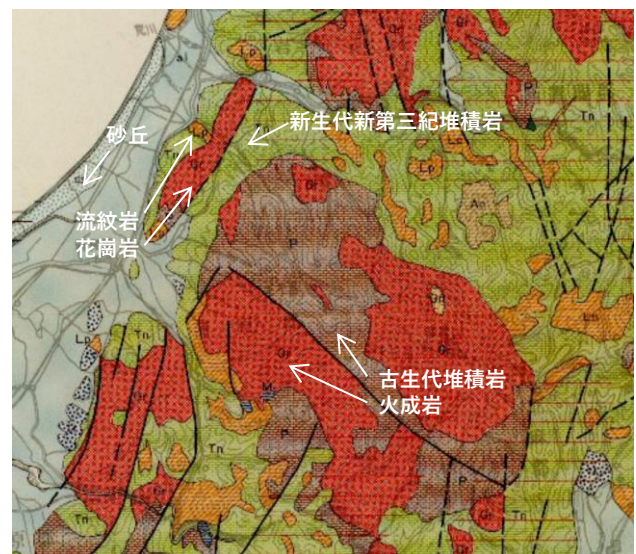
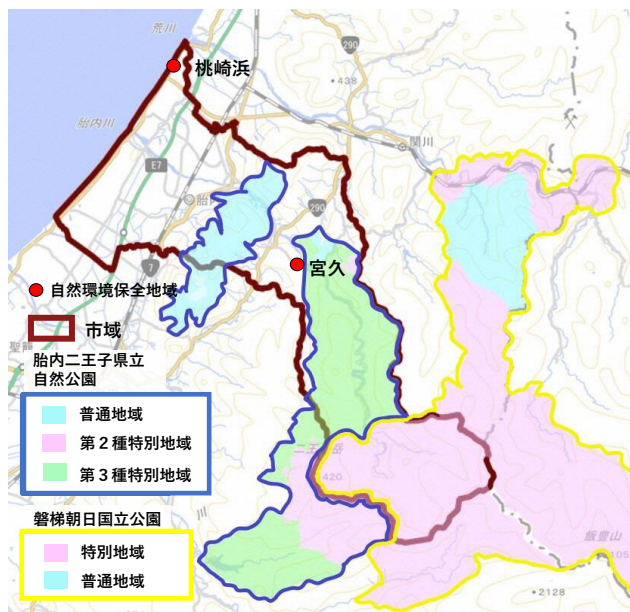


図 地質の状況

・ 国立公園、自然公園、自然環境保全地域

本市は、市域内に国立公園（磐梯朝日国立公園）が1つ、県立自然公園（胎内二王子県立自然公園）が1つ含まれています。国立公園内は原始性が高く、雄大な山々を望むことができます。県立自然公園内は、登山やスキーなどのレジャー施設が整備されています。

市内には桃崎浜と宮久の2カ所の自然環境保全地域があります。桃崎浜は海岸砂丘植生を構成する植物が集団的に生育し、特にハマナスは所々に大群生を形成しています。宮久は熱田坂にあるハンノキの自生地です。県内の他地域では小規模な群落がわずかに残存するのみであり、宮久のハンノキ群落は本県の沖積地の自然植生を示すものとして貴重なものとなっています。



資料：胎内市地理情報システムをもとに作図

図 国立公園と県立自然公園、自然環境保全地域の位置

・ 生物多様性（動物・植物）

動物は、イヌワシやクマタカ、イバラトミヨ、ギフチョウなど希少な動物の生息が確認されています。

植物は、飯豊朝日連峰のブナーミズナラ群落をはじめ、豊かな植生が広がっています。ヒメシャガやユキグニカンアオイなど、全国的にも希少な植物の生息が確認されています。

一方で、ウシガエルやアメリカザリガニ、オオキンケイギクなど、外来種による生態系、農林水産業への被害が問題になっています。特定外来生物※は外来生物法により、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つこと等が原則禁止されており、県内では河川・湖沼でのブラックバス類とブルーギルの再放流（リリース）も禁止されています。

また、本市ではニホンザルを中心に、カラスやツキノワグマなど野生鳥獣による人体や農作物への被害が発生しています。これらの問題に対し、本市は胎内市鳥獣被害防止計画に基づき計画的な被害防止対策を講じています。野生鳥獣による被害が深刻化した場合、農業者の生産意欲の低下や耕作放棄地※の増加を招き、被害金額以上の影響を及ぼすことが予想されます。

・ 水資源

「新潟の名水」として本市の「どっこん水」が選定されています。胎内扇状地でかん養された地下水が湧き出ており、市民に親しまれています。

II:生活環境

・大気汚染

大気汚染の状況は、大気汚染防止法に基づき一般環境大気測定局（中条測定局）において県による常時監視がなされています。中条測定局では、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、光化学オキシダント（Ox）※、浮遊粒子状物質（SPM）が常時観測されています。また、近隣の新発田観測所ではPM2.5※が常時観測されています。

光化学オキシダントは環境基準※を超える値が毎年年間 30 日以上観測されました。PM2.5 については、2014 年、2015 年、2018 年で環境基準を超える日が観測されました。

・水質

水質は、水質汚濁防止法第 15 条に基づき、胎内川水系の河川にて基準点 3 地点（胎内川橋（AA 類型）、高野橋上流（A 類型）、胎内大橋（B 類型）、補助点 1 地点（新胎内橋（左岸）（B 類型））、近隣海域にて 1 地点（県北海域 No.1（A 類型））測定されています。

河川では、各地点とも DO（溶存酸素量）、SS（浮遊物質）、BOD※（生物化学的酸素要求量）が観測されています。胎内川について、環境基準点においては BOD が環境基準を達成していますが、事業場系の排水の影響を監視するための補助点（新胎内橋（左岸）（B 類型））において BOD が環境基準値より高い状況も見られています。

市周辺の県北海域においては、COD※（化学的酸素要求量）が環境基準をやや上回る状況もみられています（基準値 2.0mg/L 以下のところ平均 2.8mg/L）。

・地下水、土壌

地下水の水質は、水質汚濁防止法第 16 条第 1 項に基づき、県による計画的な調査（概況調査※¹、新規汚染井戸周辺地区調査※²、継続調査※³）が実施されています。

調査の結果、市内では 2018 年現在で砒素とテトラクロロエチレンについて基準値超過が 1 件ずつ検出されています。砒素の汚染原因は、顔料製造業（廃業）の影響、テトラクロロエチレンの汚染原因は、金属製品製造業、繊維業、洗濯業等の業種における法規制以前の溶剤等の不適切な取扱いによるものと考えられています。

※1 概況調査（環境監視調査）：計画的に県内の観測地点の抽出、計測

※2 新規汚染井戸周辺地区調査：概況調査や事業者の自主検査で汚染が判明した箇所の調査

※3 継続調査：基準値超過が確認された地点での継続監視

土壌は、土壌汚染対策法に基づき、県による計画的な調査が実施され、市内では 2020 年現在で要措置区域※⁴ 1 カ所（鉛及びその化合物が検出）、形質変更時要届出区域※⁵ 1 カ所（シアン化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物が検出）が指定されています。

※4 要措置区域：基準値超過による健康被害が生ずる恐れがあり、措置が必要となる

※5 形質変更時届出区域：基準値超過による健康被害が生ずる恐れがないため、措置の必要はない

・騒音

市内では、騒音規制法第 18 条に基づき、市による自動車騒音状況の測定を実施しており、自動車交通騒音（道路に面する地域の騒音）を 12 地点、高速道路沿道地域の騒音を 3 地点で計測しています。2019 年現在、すべての観測地点で基準値を達成しています。

・廃棄物

本市のごみの総排出量は、人口減少に伴い2007年度から微減傾向にあり、2019年度は11,329 t/年になっています。家庭系ごみの排出量は減少傾向、一方で事業系ごみは2017年度以降から増加傾向にあります。

ごみ排出前の資源化率は、2007年度から減少傾向にありましたが、2017年度以降に増加しています。

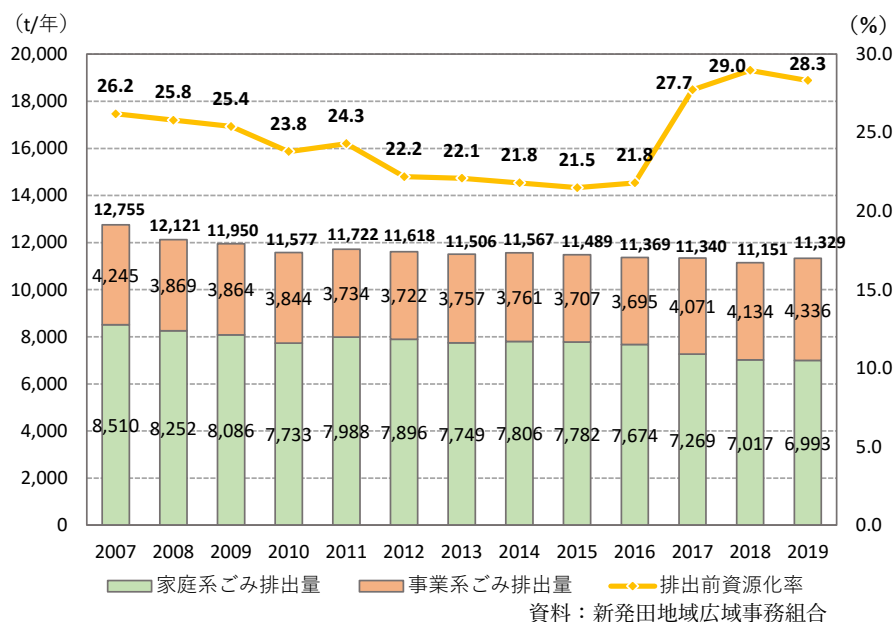


図 ごみの排出量と排出前資源化率の推移

・ペットの飼育

田畑、道路等へのフンの放置や、多頭飼育、飼う意思のない野良猫への餌やり等、ペットや野良猫へのマナーが問題となっています。

・環境行動

市民や住みよい郷土づくり協議会※などによる自発的な環境美化活動が行われています。

新潟県環境賞に選ばれるような優良な環境活動が市内で実施されています。その他にも、緑のカーテン普及事業等が実施されています。

Ⅲ：社会環境

・道路

本市の都市計画道路は、2019年3月現在で13路線あり、改良率が75.6%、舗装率が84.8%となっています。

・上下水道

上水道の普及率は、2019年度末で96.3%となっています。

下水道に関して、汚水処理人口普及率は99.6%であるが、下水道接続率は2019年度末で77.1%となっています。

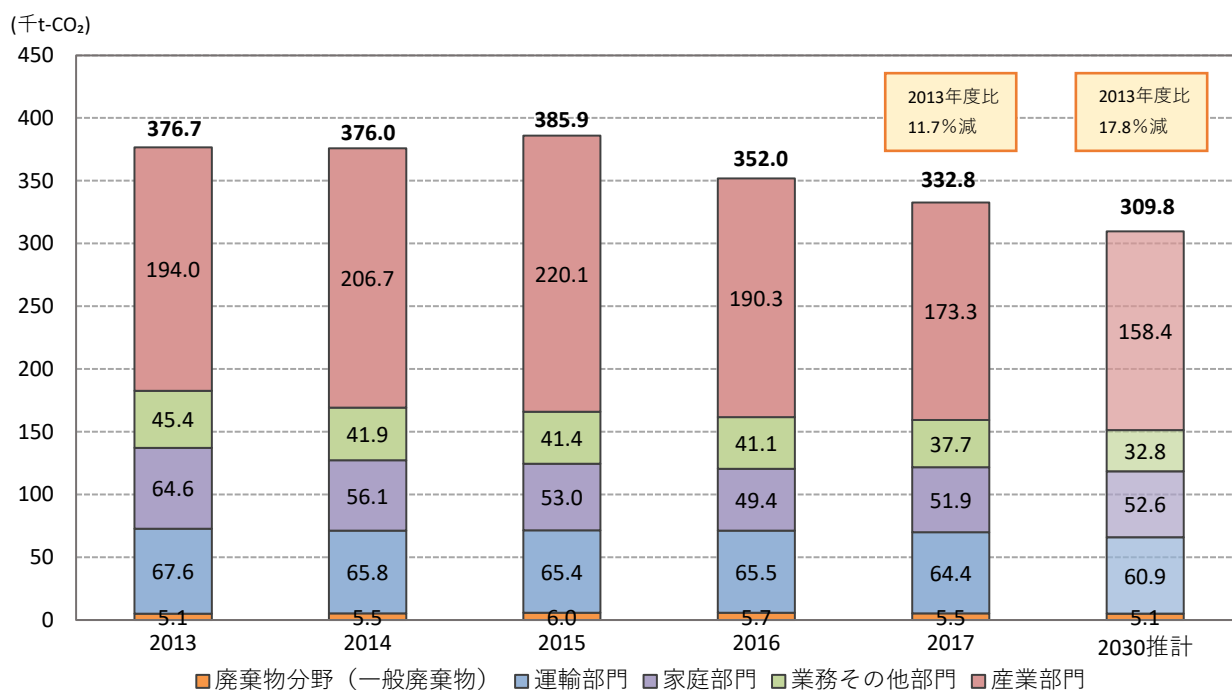
・文化財

本市には、天然記念物、文化遺跡、歴史遺物などが数多くあり、その多くが国・県・市の文化財に指定されています。特に、国指定史跡奥山荘城館遺跡が残る奥山荘は、広大な荘園として知られ、平安末期には城一族、鎌倉期以降は三浦和田一族（黒川氏・中条氏等）の活躍の場で、城館跡や宗教遺跡などが数多く残り、市内70カ所が国・県・市の文化財に指定されています。また、市内北部の乙地区にある乙宝寺には、1600年代に建立された国の重要文化財である三重の塔があります。

Ⅳ：地球環境

・温室効果ガスの排出状況

本市の温室効果ガス（CO₂）の排出量は、直近のデータである2017年度で332.8千t-CO₂であり、2013年度に比べて11.7%減少しています。また、2017年度までの実績値をもとにした2030年度の推計値は309.8千t-CO₂（2013年度比で17.8%減）となり、国の中期目標（2013年度比で26.0%減）を達成するためには、さらに31.0千t-CO₂（2013年度比で8.2%）の削減が必要となります。



資料：実測値は環境省、推計値は環境省のデータをもとに推計

図 胎内市の温室効果ガス（CO₂）排出量の推移と将来推計

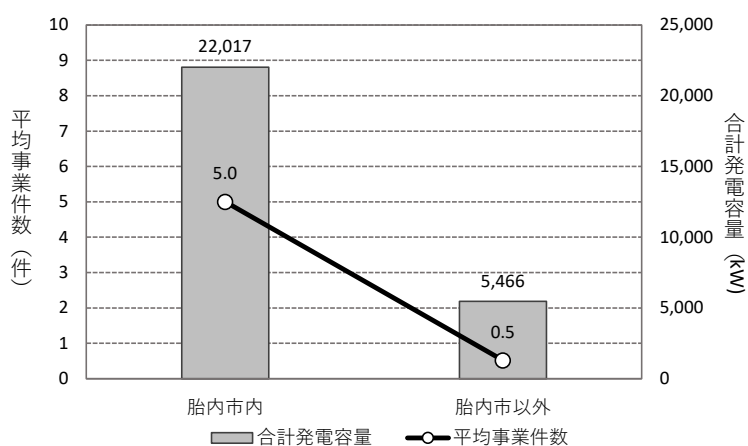
・再生可能エネルギー※

固定価格買取制度（FIT）に登録される本市の再生可能エネルギー発電設備の導入状況は、2019年9月時点で太陽光発電設備※が22,512kW、風力発電設備が22,017kW、水力発電設備が3,560kWとなっています。バイオマス発電※、地熱発電※は導入されていません。

本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは、太陽光・中小水力※・地熱発電で計116,362kW、地中熱・太陽熱発電で計24.95億MJ/年となっています。

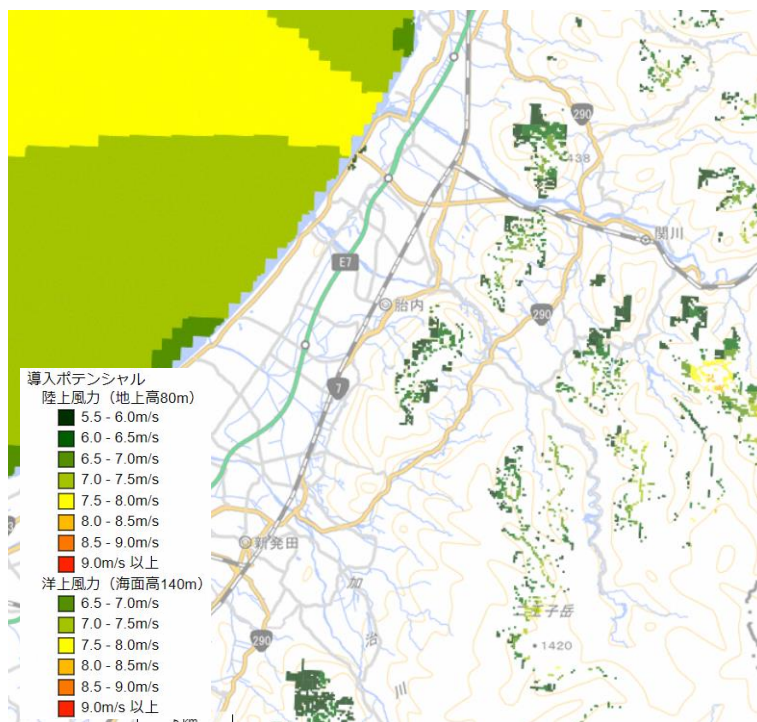
・風力発電の導入状況と導入ポテンシャル量

固定価格買取制度（FIT）に登録される本市の陸上風力発電事業件数は5件であり、新潟県内の他市町村の平均0.52件と比較しても多くなっています。また本市の海岸沿いには2,000kW級の大型風力発電施設を有しており、発電容量の合計は県内他市町村の合計が5,466kWのところ、本市のみで22,017kWと非常に多くなっています。



資料：資源エネルギー庁 固定価格買取制度（FIT）の導入状況をもとに作図

図 胎内市及び新潟県他市の風力発電導入状況



資料：REPOS（再生可能エネルギー情報提供システム）

図 胎内市及び周辺における風力発電施設の導入ポテンシャル量の分布

2 市民・事業者の胎内市の環境に関する意識

(1) 意識調査の概要

市民・事業者意識調査は、第2次胎内市環境基本計画策定にあたり、市民及び事業者の環境に対する考え方や今後の環境行政に望むこと等を明らかにし、その意向や視点を計画に反映させることを目的として実施しました。

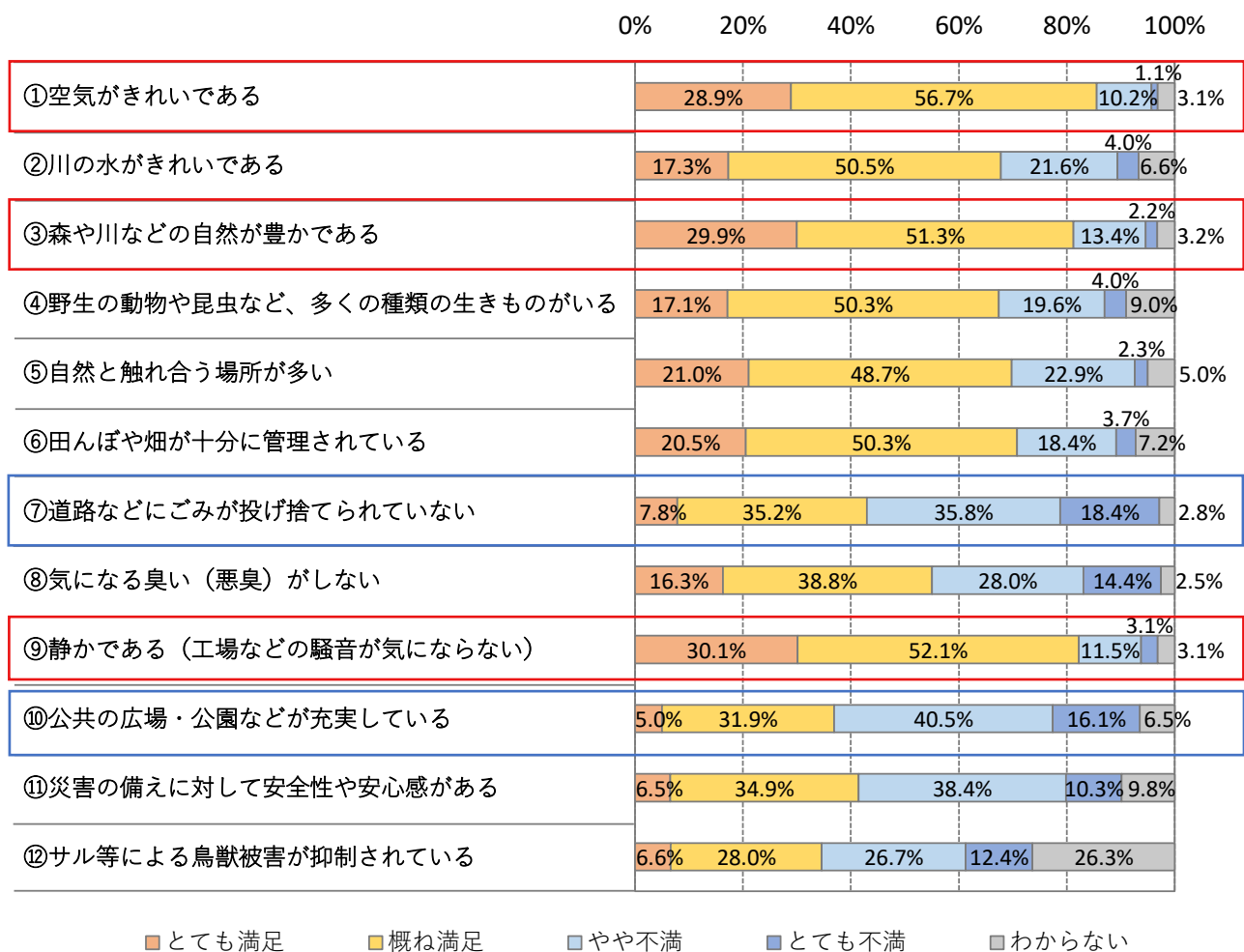
以下に市民・事業者意識調査から抜粋した結果を示します。意識調査の概要及び結果の詳細は資料編3「市民・事業者意識調査の結果」に示しています。

※意見調査の結果は、小数点第2位を繰り上げた値を示しているため、合計値が100.0%にならないことがあります。

(2) 市民意識調査の結果

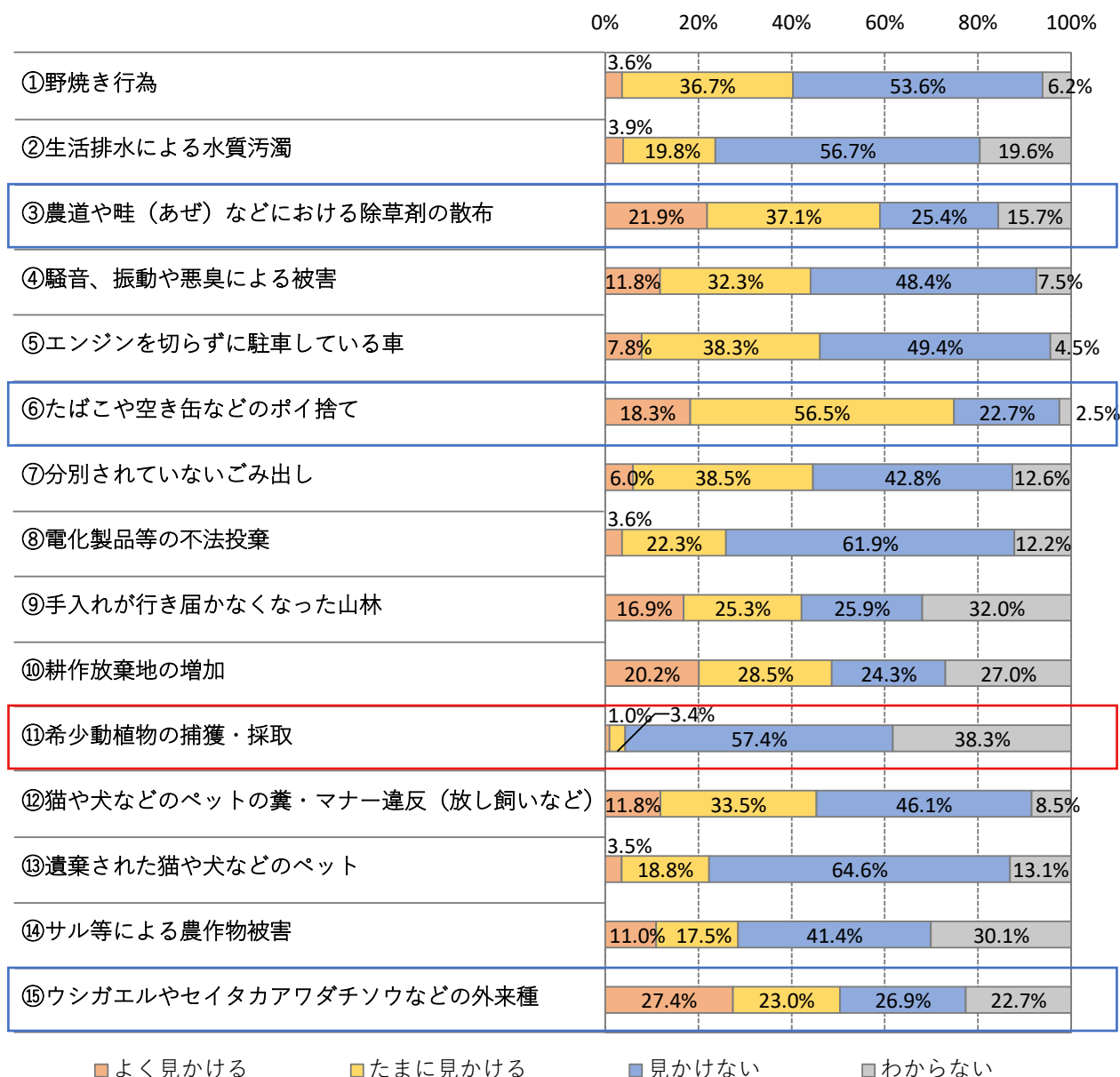
I：環境に関する満足度

空気のきれいさや自然豊かな森・川、閑静な環境に多くの市民が満足する一方で、道路等のごみ処理状況や広場・公園の充実度に不満を抱く市民が多くなっています。



Ⅱ：身のまわりの環境上の問題・課題

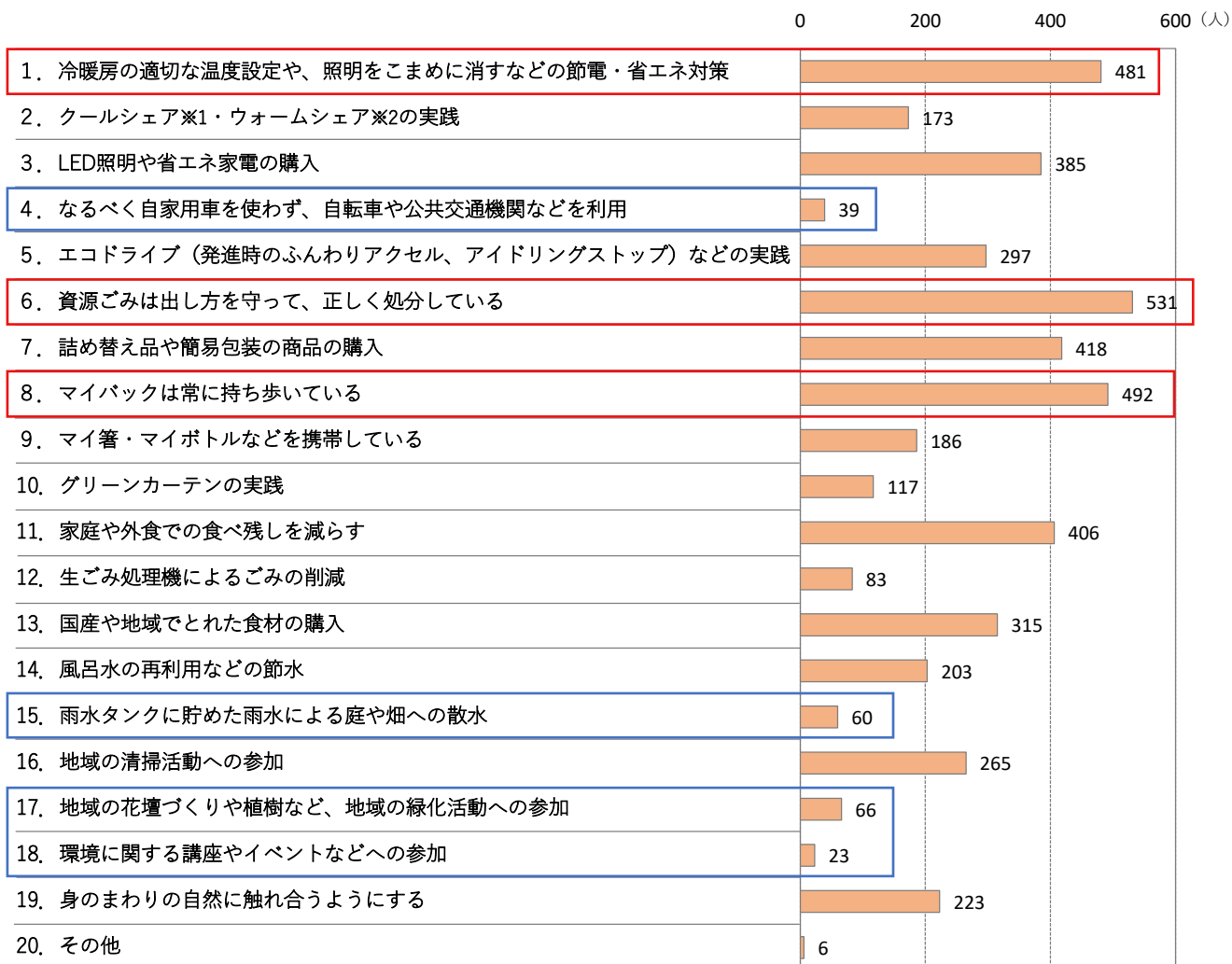
農道や畦などへの除草剤の散布やたばこなどのポイ捨て、ウシガエル等の外来種といった問題・課題を多くの市民が見かけています。一方で、希少動植物の捕獲・採取はほとんど見られないことから、希少動植物の保護意識の高さが伺えました。



Ⅲ：環境に配慮した行動の実践度

ごみの減量やリサイクル※の推進、省エネルギー化につながる活動を多くの市民が実践しています。

一方で、環境イベントへの参加や、自転車・公共交通機関の利用、雨水の利活用、緑化活動はあまり実践されていませんでした。



※1 クールシェアとは

涼しいところに家族や友人などと集まり、涼しさを分け合うことで、エアコン等の使用量を削減し、節電や地球温暖化対策につなげること

※2 ウォームシェアとは

家族で暖房の入った1つの部屋で過ごしたり、外出して、みんなで温かいところに集まったりすることで、暖房等の使用量を削減し、節電や地球温暖化対策につなげること

Ⅳ：市民の取組内容への参加・協力状況

前計画で示した市民の取組について、ごみの減量や分別、リサイクル、ポイ捨て・不法投棄の対策など、ごみに関する項目に対し、多くの市民が参加・協力していました（表1の黄色で着色した項目）。

一方で、環境活動等への参加に関する項目への参加・協力率は低くなりました（表2の黄色で着色した項目）。

表1 8割以上の市民が参加・協力した項目

項目	回答の割合
②⑤ごみの分別を徹底します。	97.5%
②⑥資源リサイクルに努めます。	96.8%
①⑤灯油などの漏洩による家庭からの流出がないように注意します。	95.2%
②④「もったいない」の精神で、物を大切にし、ごみの減量化に努めます。	94.9%
①④食用油や食べ残しなどを排水溝に流しません。	94.2%
②①ペットボトルや空き缶のポイ捨てなどを行わず、行わず、地域ぐるみでごみの散乱防止に取り組んでいきます。	92.7%
②②自己あるいは家庭所有の財産の適正管理に努めます。	90.7%
①⑨家庭からの近隣騒音・振動の発生を防止します。	90.6%
③⑥廃棄物の安易な海洋投棄は行いません。	90.3%
③③家庭でできる節電等の省エネルギーの取組を実践します。	87.3%
②⑦ごみ処理やリサイクルについて学びます。	85.9%
①⑫日常生活において、悪臭発生の防止に配慮します。	85.8%
③⑩住居及びその周辺の景観を大切に、緑化などの環境美化に努めます。	81.8%
①⑥公共下水道等への接続を積極的に行います。	81.7%

表2 3割未満の市民が参加・協力した項目

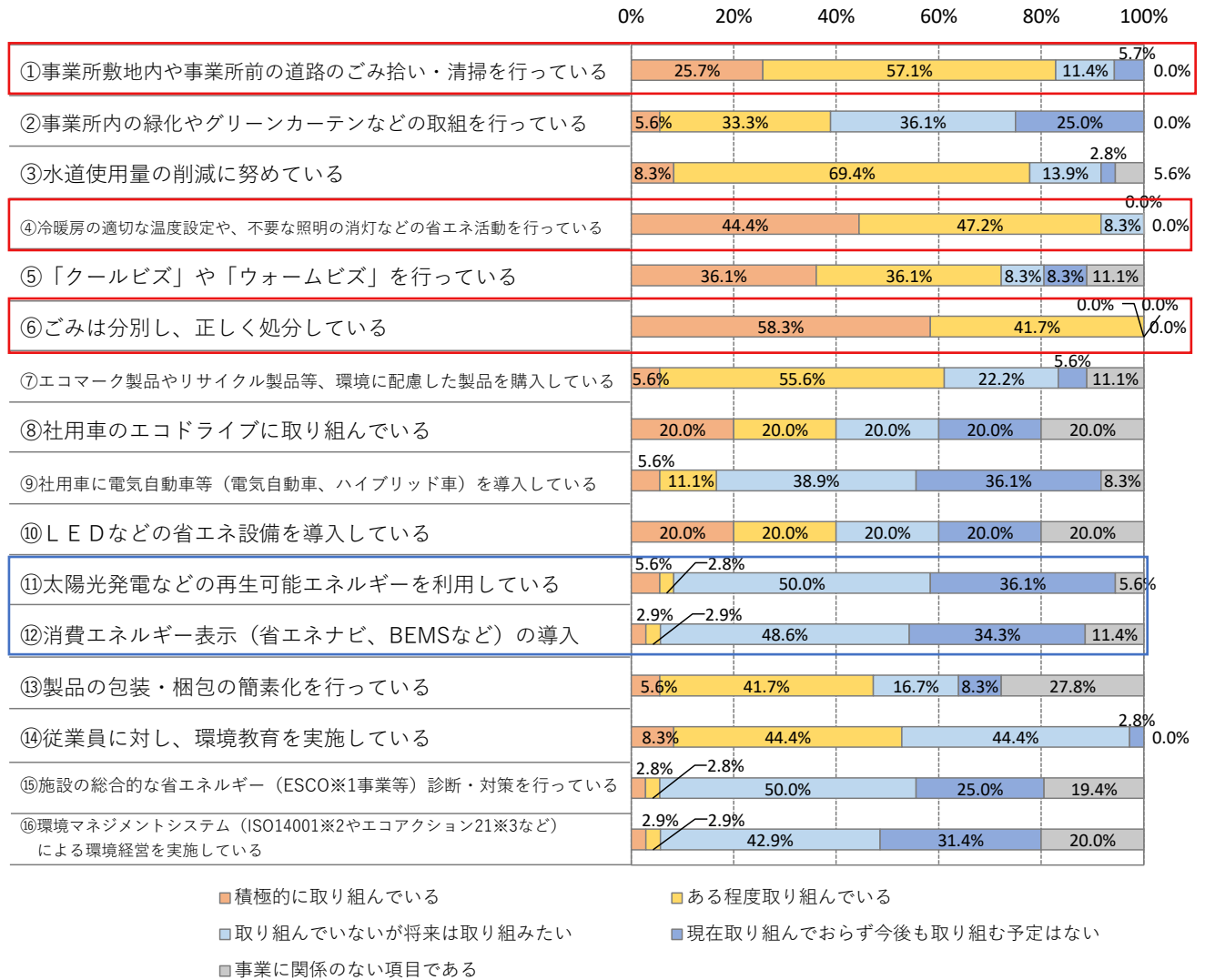
項目	回答の割合
④②緑の少年団※による枝打ち体験などの森林整備に積極的に参加します。	28.5%
⑥⑥堤防の草刈りや清掃活動に積極的に参加します。	25.1%
④④地域ぐるみで松林下草刈り等の活動を行います。	23.2%
⑤⑤海岸清掃等の海岸美化活動に積極的に参加します。	20.3%
①①森林の持つ環境保全機能について理解し、整備活動及び保護対策に協力します。	18.9%
②②間伐材等の地元産木材を用いた製品を積極的に購入・使用します。	16.8%
③③市民ボランティア等を通じて森林整備活動に積極的に参加します。	12.8%

(3) 事業者意識調査の結果

I：事業者による環境へ配慮した取組の実践率

ごみの分別や適正処理、省エネ活動、環境美化活動を多くの事業者が実践しています。

一方で、再生可能エネルギーの利用や消費エネルギー表示設備の導入など、費用のかかる取組の実践率が低くなっていますが、多くの事業者が将来は取り組みたいと考えています。



※1 ESCO 事業とは

省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う事業のこと

※2 ISO14001 とは

国際標準化機構（ISO）が発行した環境マネジメントシステムに関する国際規格のこと

※3 エコアクション 21 とは

中小事業者も取り組みやすい環境マネジメントシステムとして環境省が策定したガイドラインのこと

Ⅱ：事業者の取組内容への参加・協力状況

前計画で示した事業者の取組について、ごみの減量化やリサイクル、適正処理など、ごみに関する項目に対し、多くの事業者が参加・協力していました（表1の黄色で着色した項目）。

一方で、森林整備活動への参加や間伐材を用いた製品の購入など、農林業に関する項目への参加・協力率が低くなりました（表2の黄色で着色した項目）。

表1 6割以上の事業者が参加・協力した項目

項目	回答の割合
㉕一般廃棄物、産業廃棄物の再資源化（リサイクル）を推進します。	72.7%
㉘事業所及びその周辺の景観を大切に、緑化などの環境美化に努めます。	69.7%
㉔廃棄物の減量及び再利用に努めます。	66.7%
㉖事業活動による排水対策や汚水の適正処理に努め、汚れた水を流さないようにします。	66.7%
㉓地球温暖化対策につながる行動を積極的に実践します。	64.5%
㉗いかなる場合も廃棄物の海洋投棄を行いません。	63.6%

表2 2割未満の事業者が参加・協力した項目

項目	回答の割合
㉑農業において、農薬や化学肥料の使用量をできるだけ少なくします。	18.2%
㉙環境マネジメントシステム※の認証を得ていない事業者は、認証取得を目指した勉強会を開催します。	18.2%
③事業活動において間伐材を用いた製品を積極的に取り入れます。	17.6%
④森林整備活動に積極的に参加します。	17.6%
⑤森林の持つ環境保全機能を理解し、保護対策に協力します。	17.6%
⑬遊休農地※の有効利用を図っていきます。	9.1%
①森林整備活動における担い手の育成に積極的に取り組みます。	5.9%
②「企業の森」※による森林整備の取組を拡大、促進します。	5.9%

3 前計画の達成指標に対する取組の評価

前計画において定めた達成指標に対する令和元年度の実績値をもとに、目標値の達成状況を評価します。なお、表中の達成状況の「○」は目標値を達成したものの、「△」は目標値に達しなかったもの、「×」は現況値を下回ったものを示しています。

(前計画の) 個別目標 1 森林整備と植生の保全

指標名	現況値 (2010年度)	実績値 (2019年度)	目標値 (2020年度)	達成状況
「企業の森」設置数	2カ所	8カ所	10カ所	△
間伐実施面積	10ha	11.1ha	100ha	△
森林ボランティア活動件数	2回/年	2回/年	10回/年	△

企業の協力もあり、「企業の森」設置数は増加傾向にあるものの、間伐実施面積及び森林ボランティア活動件数は目標値を大きく下回りました。一方で今後は国内及び民間企業においてゼロカーボン※の取組は活発化することが予想され、市域の約6割が森林で占められる胎内市において、森林の適切な維持・管理によるカーボン・オフセット制度※が重要な意味を持つものと考えられます。

個別目標 2 白砂青松の再生復元

指標名	現況値 (2010年度)	実績値 (2019年度)	目標値 (2020年度)	達成状況
松くい虫被害に強い松の植樹数	320本	15,851本	10,000本	○
海岸美化活動の実施	5回/年	14回/年	10回/年	○

松くい虫被害に強い松の植樹数は目標値を大きく上回り、美しい松林が蘇りつつあります。海岸の美化活動については、複数のボランティア団体により、清掃活動が行われていることもあり、住民主導での活動が定着してきています。

個別目標 3 水辺環境の保全

指標名	現況値 (2010年度)	実績値 (2019年度)	目標値 (2020年度)	達成状況
中小河川周辺の清掃活動実施回数	1回/年	1回/年	5回/年	△

年に1回市内河川の除草を継続的に実施し、また、住みよい郷土づくり協議会が、河川環境パトロールを実施しています。

個別目標 4 野生動植物との共生

指標名	現況値 (2010年度)	実績値 (2019年度)	目標値 (2020年度)	達成状況
有害鳥獣※による被害件数	120件/年	72件/年	50件/年	△

サルやイノシシ等による被害を防止するため、電気柵等の設置や駆除、追い払いなどを実施し、被害件数は減少傾向にあります。頭数の増加や、山の夷りによって被害件数は毎年変化しており、目標値を下回る数字を計画立てて実行するのは難しい状況です。

個別目標 5 農村環境の保全

指標名	現況値 (2010年度)	実績値 (2019年度)	目標値 (2020年度)	達成状況
認定農業者登録件数	390件	341件	350件	×
エコファーマー登録件数	50件	11件	200件	×
遊休農地面積（農振農用地）	53ha	23.4ha	25ha	○

認定農業者登録件数は、高齢により登録を解消する農業者が増えたことで減少傾向になっています。エコファーマーは、新潟県全体で減少傾向にあり、制度に参加するメリットに乏しいことが要因となっています。遊休農地面積は、適切な農地の維持・管理により減少傾向になっています。

個別目標 6 大気環境の保全

指標名	現況値 (2010年度)	実績値 (2019年度)	目標値 (2020年度)	達成状況
悪臭苦情件数	10件/年	4件/年	0件/年	△

基準を超過する畜産事業所には指導や勧告を行ってきたため、苦情件数は減少傾向にありますが、目標値を達成できませんでした。

個別目標 7 水環境の保全

指標名	現況値 (2010年度)	実績値 (2019年度)	目標値 (2020年度)	達成状況
BODの環境基準達成率	100%	100%	100%	○
下水道接続率	70%	77.1%	85%	△

観測を実施しているすべての河川で、BOD値は環境基準を下回っていました。他方、下水道普及率及び水洗化率を向上させるため、市報等により接続依頼を実施してきましたが、目標値を達成できませんでした。

個別目標 8 土壌と地下水の保全

指標名	現況値 (2010年度)	実績値 (2019年度)	目標値 (2020年度)	達成状況
環境基準超過の地下水汚染	5か所	2か所	0か所	△

新潟県が継続的な土壌汚染の実態把握を行い、除染等により改善が図られてきましたが、毎年基準値を超過する地点が2か所あります。

個別目標 9 静かで落ち着いた環境の保全

指標名	現況値 (2010年度)	実績値 (2019年度)	目標値 (2020年度)	達成状況
騒音・振動に関する苦情件数	2件/年	0件/年	0件/年	○

騒音・振動に関する測定を行い、基準値を超過する地点は確認されず、また、市民からの苦情についてもありませんでした。

個別目標 10 環境美化の推進

指標名	現況値 (2010年度)	実績値 (2019年度)	目標値 (2020年度)	達成状況
不法投棄件数	20件/年	14件/年	0件/年	△
環境美化活動参加者数	8,000人/年	7,000人/年	10,000人/年	×

地域と連携してパトロールを実施し、不法投棄は減少傾向にあります。また、環境美化活動への参加者数は減少しつつあります。

個別目標 11 循環型地域社会の形成促進

指標名	現況値 (2010年度)	実績値 (2019年度)	目標値 (2020年度)	達成状況
市民一人当たりのごみの年間排出量	252kg	243kg	240kg	△
家庭系ごみの年間排出量	8,050t	6,993t	7,900t	○
事業系ごみの年間排出量	5,267t	4,336t	5,000t	○
リサイクル率(家庭ごみ)	25.7%	16.4%	30.0%	×

家庭系ごみ及び事業系ごみの年間排出量は目標値を達成し、ごみの排出量は大きく減少してきています。また、市民一人当たりのごみの年間排出量は減少傾向にあります。資源ごみの減少により、リサイクル率は目標値を下回りました。

個別目標 12 安全安心な環境の保全

指標名	現況値 (2010 年度)	実績値 (2019 年度)	目標値 (2020 年度)	達成状況
洪水や浸水の被害件数	0 件	0 件	0 件	○

洪水防止設備の整備を推進し、洪水や浸水の被害はありませんでした。

個別目標 13 美しく快適な環境の保全

指標名	現況値 (2010 年度)	実績値 (2019 年度)	目標値 (2020 年度)	達成状況
市民一人当たりの公園面積	11.3 m ²	9.9 m ²	12 m ²	×

公園や広場に植栽等を取り入れた施設整備を実施しましたが、この 10 年で既存の公園の整理を行い、公園面積が減少しているため、市民一人当たりの公園面積は減少しました。

個別目標 15 地球温暖化対策の推進（市有施設）

指標名	現況値 (2010 年度)	実績値 (2019 年度)	目標値 (2020 年度)	達成状況
温室効果ガス年間総排出量	7,160t-CO ₂	7,988t-CO ₂	6,700t-CO ₂	×
公用車の低公害車導入台数	2 台	8 台	10 台	△
公共施設の電力消費量	11,948 千 kw	11,401 千 kw	10,700 千 kw	△

公用車への低公害車の導入や、公共施設の電力消費量は削減できているものの、温室効果ガス年間総排出量は現況値よりも増加しています。これは、東北電力が毎年公表している電気の排出係数が 2010 年は 0.326kg-CO₂/kWh であったのに対し、0.521kg-CO₂/kWh と大きく増加したことが大きな要因となっています。

個別目標 18 協働体制の確立

指標名	現況値 (2010 年度)	実績値 (2019 年度)	目標値 (2020 年度)	達成状況
市民団体との協働行事開催数	3 回/年	50 回/年	5 回/年	○

市民団体との協働行事は、近年各種イベントや福祉介護事業などの行事を連携して多数行うようになってきており、目標値を大きく上回りました。

個別目標 19 環境教育・環境学習の実施

指標名	現況値 (2010 年度)	実績値 (2019 年度)	目標値 (2020 年度)	達成状況
環境に関する講演会や講座の開催数	5 回/年	1 回/年	5 回/年	×
「緑の少年団」による活動回数	10 回/年	9 回/年	10 回/年	○

年に 1 回程度、住みよい郷土づくり協議会と連携して環境に関する講演会や研修を行っていますが、1 年間の開催数は、新型コロナウイルスの影響により、年度末の活動を中止したため目標値を下回っています。また、胎内市緑の少年団は、1978 年に黒川村緑の少年団として県内第 1 号として発足し、毎年 10 回程度の活動を行っています。

第3章 計画の目標

1 望ましい環境像

望ましい環境像とは、私たちが望み思い描いている胎内市の環境の将来ビジョンを指します。

本市は、飯豊連峰や櫛形山脈、白砂青松の海岸線など豊かな自然を有しています。このような豊かな自然の中で歴史・文化が形成され、人々の暮らしが根付いてきました。

本計画策定にあたり実施した「市民・事業者意識調査」の調査結果によると、多くの市民が本市の有する自然環境のきれいさ・豊かさ、閑静な暮らしに満足しています。しかし、一方でポイ捨て等のごみ問題や外来種問題、鳥獣被害、老朽危険空き家※といった、環境や景観へ悪影響を及ぼす問題が散見されており、美しく豊かな環境を将来世代に引き継いでいくためには、こうした問題の解決に向かって人々が協働することが必要になってきます。

また、近年ではSDGsをはじめ、持続可能な社会の形成に向けた様々な取組が国際的な潮流となっており、私たちが直面している環境課題を持続可能な形で解決するための仕組みや、将来世代へ良好な環境資源を継承していくことを、1人ひとりが考え活動していかななくてはなりません。

そこで、第2次胎内市環境基本計画においても、「望ましい環境像」として、「未来へ繋ぐこの奇跡よどみない美しい環境を守り ともに育てていくまち「胎内」」を継承し、市民への浸透を図るとともに、その実現に向けた環境施策の更なる推進を図ります。

2 計画の基本的目標と施策の方向性

望ましい環境像の実現に向けて、次の5つの基本目標を設定します。

望ましい環境像 未来へ繋ぐこの奇跡 よどみない美しい環境を守り ともに育てていくまち「胎内」

基本目標1 水と緑に恵まれた自然と共生するまち ～自然環境～

基本目標2 よどみなく美しい環境を守り育てるまち ～生活環境～

基本目標3 快適で安全・安心な生活が送れるまち ～社会環境～

基本目標4 地球環境を考え、その保全を考え貢献するまち
～地球環境～

基本目標5 市民・事業者・市が協力し、環境保全を継承するまち
～参加行動～

基本目標1 水と緑に恵まれた自然と共生するまち ～自然環境～

(1) 施策の方向性

胎内市の豊かな自然は、胎内川などの清浄な水や、飯豊連峰や櫛形山脈の森林、白砂青松の海岸線と日本海に沈む美しい夕日などに代表されます。このような豊かな自然は、多種多様な野生動植物が暮らす環境を育み、多様な生態系を形成してきました。

この豊かな自然を守っていくために、山岳地から身近な里山まで広がる森林の植生及び河川・海岸の植生を維持するとともに、開発や未整備により荒廃した森林の復元と再生を図り、また、森林や水辺に生息・生育する野生の動植物を保全・保護し、次の世代に引き継いでいく必要があります。

以上のような観点から、次の個別目標を設定します。

個別目標1 白砂青松・自然公園の保全

個別目標2 森林整備と植生の保全

個別目標3 水辺環境の保全

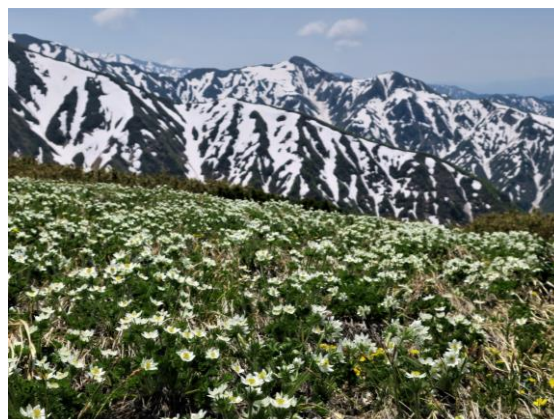
個別目標4 野生動植物との共生

(2) 10年後の姿

- ◇ 市民の多くが自然と共生し、自然の恩恵を受けて生活しています。
- ◇ 美しく豊かな山・川・海が多くの人を惹きつけています。
- ◇ 白砂青松やはまなすの丘、自然公園等の植生が貴重な地域資源となっています。
- ◇ イバラトミヨ等の希少種を含め、胎内市でもとから生息・生育する動植物に市民が理解を深め、保全・保護活動を行っています。



白砂青松の風景



磐梯朝日国立公園の風景
(ハクサンイチゲ群落)

基本目標2 よどみなく美しい環境を守り育てるまち ～生活環境～

(1) 施策の方向性

胎内市の生活環境を保全するためには、私たちを取り巻く様々な環境負荷から市民生活を守ることを第一として、さらには美しい自然環境への悪影響を取り除くことまでを考えていく必要があります。

したがって、市民の暮らしや産業活動によりもたらされる環境負荷を最小限に抑え、胎内川や中小河川、農業用水などの水質保全に努めるとともに、大気や土壌・地下水の保全を図り、安全・安心な生活環境づくりを図る必要があります。

また、生活環境に影響を及ぼす要因として、ごみの不法投棄やポイ捨て、ペットの飼育マナーの不徹底、空き地・空き家問題などがあるほか、畜産系の事業所からの臭気も問題となっており、根本的な解決が望まれています。さらに、ごみの問題に関しては、食品ロスなどのごみを減らし、再使用・再生利用を促す5R※の取組や、適正な処理を通じて、循環型地域社会の形成を図っていくこととします。

以上のような観点から、次の個別目標を設定します。

- | | |
|--------|--------------|
| 個別目標 5 | 環境公害の防止 |
| 個別目標 6 | 環境美化の推進 |
| 個別目標 7 | 循環型地域社会の形成促進 |

(2) 10年後の姿

- ◇ 環境への負荷の少ない生活や環境への影響に十分配慮された企業活動が地域内に浸透しています。
- ◇ ごみに対するマナーが向上し、不法投棄が撲滅され、人々の自発的な環境美化活動が浸透しています。
- ◇ 美しい居住環境が形成されています。
- ◇ ごみ排出ゼロを目指した資源循環型社会が実現しています。



胎内川の風景



海水浴場エリアにおける海岸清掃の様子

基本目標3 快適で安全・安心な生活が送れるまち ～社会環境～

(1) 施策の方向性

市民一人ひとりにとって快適で安全・安心な環境が維持されるためには、人々の暮らしに基づいた適切な社会環境の整備を行うことが不可欠です。田畑や山林が面積の多くを占める農村では、農地や山地の適切な管理・運用や、農地に危害を及ぼす有害鳥獣への対策が人々の快適な暮らしに直結してきます。特に近年では、人へ危害を及ぼす鳥獣が市街地へ出没するようになっており、被害対策の重要性が増しています。一方、人口が集中する都市空間では、住みやすい生活空間の確保や、豪雨災害等の災害に強い強靱なまちづくりを推進することが必要になります。

また、市内には、広大な荘園として知られる奥山荘をはじめ、数多くの歴史的資源や文化財などがあり、歴史景観等を通じて、胎内の歴史・文化の薫る街並みを形成することが求められています。

以上のような観点から、次の個別目標を設定します。

個別目標 8 農村環境の保全

個別目標 9 都市空間の整備

個別目標 10 歴史・文化の継承

(2) 10年後の姿

- ◇ 農地が適切に管理され、美しい農村環境・景観が維持されています。
- ◇ 農地の有害鳥獣被害が抑制され、安全・安心な営農活動が行われています。
- ◇ 野生鳥獣が適切な場所に生息し、人との住み分けがされています。
- ◇ 魅力ある街のたたずまいや景観がまちの資産となっています。
- ◇ 多くの市民が緑豊かな公園や広場を利用し、安全・安心で健康的な生活が確保されています。
- ◇ 豪雨等の災害に見舞われても、良好な社会生活が守られる強靱なまちが形成されています。
- ◇ 歴史・文化に触れることを通じて、多くの市民が郷土への関心や愛着を深めています。
- ◇ 歴史・文化に関心を持つ市民による自主的な取組が生涯学習活動や地域活性化につながっています。



南俣の棚田



乙宝寺の三重塔

基本目標4 地球環境を考え、その保全を考え貢献するまち ～地球環境～

(1) 施策の方向性

地球温暖化の進行が原因となり、世界の各地で気候変動による異常気象や自然災害が多発しています。地球温暖化は、人間活動がその要因の一つとされており、現代に生きる私たちだけではなく、将来の世代にわたって取り組んでいかなければいけない問題です。私たちは、地球温暖化問題に対し、気候変動そのものを抑える「緩和策」とともに、気候変動に関連する災害等の被害を最小限に抑える「適応策」を進めていくことが不可欠です。

また、地球温暖化問題や海洋汚染問題のような世界規模の諸問題は、国際社会が協力して取り組む必要があります。SDGsといった国際的な共通目標の達成に向け、各々が取組に協力し貢献することが求められます。

以上のような観点から、次の個別目標を設定します。

個別目標 11 地球温暖化対策の推進

個別目標 12 海洋汚染防止に向けた取組の推進

個別目標 13 国際的取組への協力

(2) 10年後の姿

- ◇ 省エネルギーの推進と併せて、再生可能エネルギーの導入が進み、温室効果ガスの排出量が着実に減少しています。
- ◇ 市内からの海洋汚染物質の流出が抑制され、市域に清浄で美しい海が形成されています。
- ◇ SDGsの達成に向けた取組が推進され、国際的取組に貢献しています。



海岸沿いの風力発電施設



新潟中条中核工業団地内の太陽光発電施設

基本目標5 市民・事業者・市が協力し、環境保全を継承するまち ～参加行動～

(1) 施策の方向性

環境の保全・再生に取り組むためには、環境の現状を理解し、環境に関する意識を変えていくことが大切です。そのためには、市民・事業者・市による協働体制を確立し、それぞれが環境教育や環境学習などを通じて環境の現状・取組についての理解を深め、良好な環境を次世代に引き継ぐため、積極的に活動していく必要があります。また、活動の周知や情報提供により、多くの市民・事業者へ協力を仰ぐことが大切です。

以上のような観点から、次の個別目標を設定します。

- 個別目標 14 協働体制の確立
- 個別目標 15 環境教育・環境学習の実施
- 個別目標 16 環境情報の収集・発信

(2) 10年後の姿

- ◇ 行政だけでなく地域の課題を自分事として捉える市民や企業が、それぞれの持つ力を活かして環境保全に資する取組に参加・協力しています。
- ◇ 人口減少社会においても自治会・集落の組織的な活動が維持され、まちの活性化に貢献しています。
- ◇ 学校教育や生涯学習の場を通じて、幅広い世代が環境に関心を持ち、自ら進んで学習しています。
- ◇ 多くの市民・事業者が行政等の提供する情報に触れることで、環境に関する理解を深めています。



地域づくり活動発表会の様子
市民と行政との協働取組事例などを発表している



小学生の地引き網体験の様子

3 計画の体系

望ましい
環境像

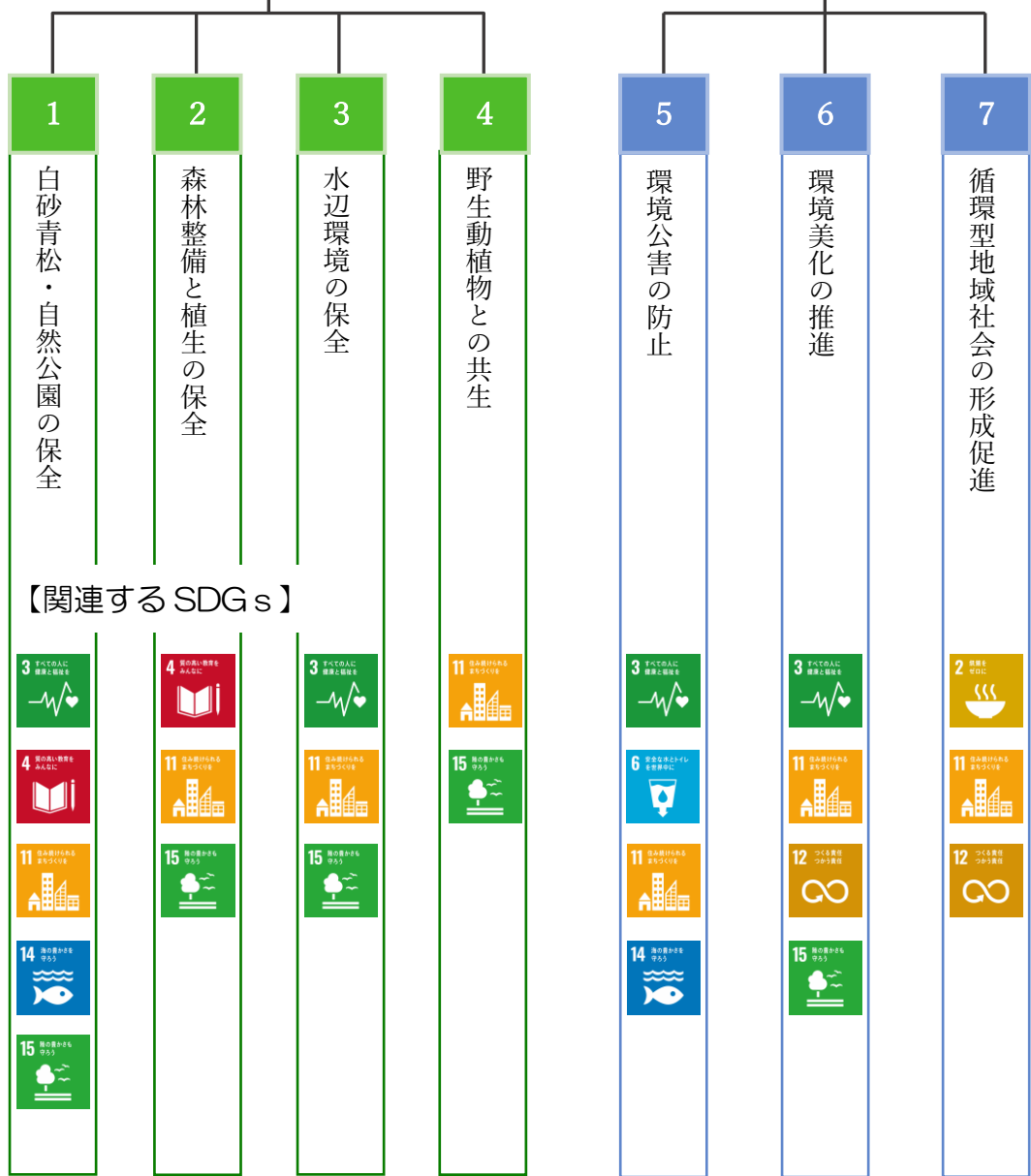
未来へ繋ぐこの奇跡— よどみない美しい環境を

基本目標

基本目標 1
水と緑に恵まれた
自然と共生するまち
～自然環境～

基本目標 2
よどみなく美しい
環境を守り育てるまち
～生活環境～

個別目標



守りともに育てていくまち「胎内」



第4章 計画の展開方向

1 市の施策展開

基本目標1 水と緑に恵まれた自然と共生するまち ～自然環境～

個別目標1 白砂青松・自然公園の保全

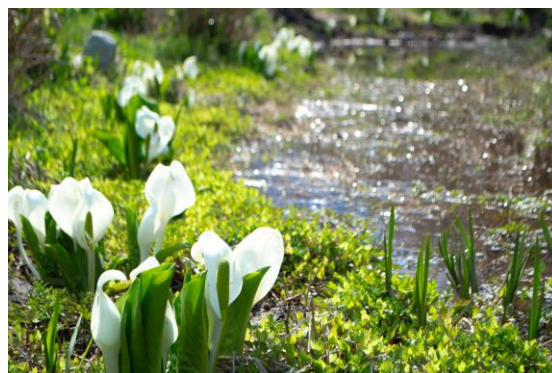


(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 海岸部では、海岸浸食や松くい虫被害の対策を進め白砂青松の景観の保全と再生を進めてきました。 ● 市内には国立公園（磐梯朝日）が1つ、県立自然公園（胎内二王子）が1つ、自然環境保全地域が2つあり、指定を受けているエリアにおける開発行為等の制限をしてきました。 ● 県の自然環境保全地域として、ハマナス等の貴重な海岸砂丘植生を擁する桃崎浜とハンノキの自生地でミズバショウの大群落を擁する宮久の2カ所が指定を受けています。 ● 自然公園区域とその周辺の大部分、海岸部の松林一帯が保安林の指定を受けています。
意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 海岸清掃等の海岸美化活動に、市民の約2割、事業者の約4割が参加・協力しています。 ● 「森や川などの自然の豊かさ」や「自然との触れ合いの場所が多い」ことに、市民の6割以上が満足しています。
取組評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 松くい虫被害に強い松の植樹数は、目標数を大きく上回りました。 ● 民間団体等が主催し、多くの海岸美化活動が実施されています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間団体等が主導する海岸美化活動が定着しつつあり、このような取組を継続・発展させる必要があります。 ● 国立公園等に指定されるような豊かな自然を次世代に引き継ぐために、自然環境の保全・管理を継続して取り組む必要があります。 ● 自然環境を守り、適切に維持管理していくためには、山・川・海の恵みを市民が実感し、豊かな自然をまちの魅力として活用することが重要です。



桃崎浜のハマナス群落



宮久のミズバショウ

(2) 市の取組内容

取組の方針1 美しい海岸地形の保全

◇ 県と連携した護岸工事等の海岸の浸食対策を行います。

取組の方針2 松枯れ防止と松林の保全

- ◇ 松くい虫の防除事業を継続することと併せて、松くい虫に強い松の植林を実施します。
- ◇ 白砂青松の景観の保全と再生に向けて、県や市民団体、企業と連携して松くい虫防除活動や植林、下草刈り等、海岸部の適切な維持管理に取り組みます。
- ◇ 県と連携した飛砂防備保安林、保健保安林の間伐、植林等を継続します。

取組の方針3 貴重な海浜植物の保護・利用

◇ 地域住民と連携して、ハマナス等の貴重な海浜植物の保護対策を講じるとともに、海浜植物と触れ合い、学べる場としての活用を図ります。

取組の方針4 自然公園の保全・管理

- ◇ 関係機関と連携して、自然公園区域や自然環境保全地域、保安林等の自然環境の適切な管理を推進します。
- ◇ 国や県、その他の関係機関と連携して、自然公園区域や自然環境保全地域等において自然学習や観光に資する散策路、ベンチ、トイレ等の環境整備に取り組みます。
- ◇ 自然体験施設や環境学習施設、周辺の公園の維持管理と魅力の向上を図ります。
- ◇ 関係機関と連携して山林や河川、海岸の適切な維持管理や保全施設等の整備を実施し、自然の荒廃を要因とする災害等の被害拡大を抑制します。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)
森林病虫害被害本数	770本	300本
市民団体等による海岸美化活動	14回/年	20回/年



(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市は豊かな地形・地質に由来した多様な植生をもつ広大な森林を有しています。 ● 近年は林家数や保有山林面積に大きな変化は見られません。 ● 人の手が入らないことによる山林の荒廃が進行しています。 ● 水源かん養機能※や土砂災害等の防備、生活環境の保全・形成といった公益上重要な林地では、保安林の指定を受けて立木の伐採等を制限してきました。
意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 多くの市民・事業者が水源かん養機能や災害防止などのための森林の適切な育成・管理を今後重点的に進めるべき施策と回答しています。 ● 市民の4割以上が身のまわりで荒廃した山林を見かけると回答しています。 ● 森林の整備活動に参加・協力している市民・事業者は2割以下となっています。
取組評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 間伐実施面積は、間伐に掛かる費用の補助に依存し、かつ間伐材の需要が拡大しない状況もあり、目標値を大きく下回っています。 ● 「企業の森」設置数は、企業のCSR活動※の普及により増加傾向にあるものの、目標値を下回っています。 ● 森林ボランティア活動件数は、目標を大きく下回っており、件数の変動もありません。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 山林の荒廃を防止し良好な森林環境を維持していくために、森林を適切に育成・管理することが求められています。 ● 水源かん養機能の維持や土砂災害の防止等の観点から公益上重要な林地を保全・活用する必要があります。

(2) 市の取組内容

取組の方針1 櫛形山脈や里山における森林の適正管理

- ◇ 環境譲与税等を活用した市有林の間伐を進めます。
- ◇ 民有林の森林整備を支援します。
- ◇ 木材の「地産地消※」を推進します。
- ◇ 「企業の森」設置活動を支援します。

取組の方針2 森林の多面的機能の保全・活用

- ◇ 二酸化炭素吸収源や水源かん養機能として、森林保護対策を推進します。
- ◇ 森林火災や土砂災害等の山地災害に対して、未然防止対策を講じます。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)
間伐実施面積	11.1ha	30.0ha
「企業の森」設置数	8カ所	10カ所



(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川堤防における草刈等は年1回実施され、また、住みよい郷土づくり協議会による河川環境パトロールが実施されています。 ● ホタルのすむ水辺づくりの活動、イバラトミヨや水芭蕉などの保全活動を地域住民や市民団体主体で取り組んでいます。 ● 市内の河川には、洪水時に下流に流れる流量を減量させる霞提※が2カ所整備されています。
意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 多くの市民・事業者が河川や湧水などの水辺環境の保全を今後重点的に進めるべき施策であると回答しています。
取組評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小河川周辺の清掃活動実施回数は、年1回に留まっており、目標の実施回数を下回っています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川及びその周辺における快適な親水空間を形成・維持するために、清掃活動や草刈等の活動を支援・促進させていく必要があります。 ● 豊かな水辺の生態系を守り、次世代に渡って親しむために、活動団体や企業等と協力した水辺の生態系の保全活動を継続する必要があります。

(2) 市の取組内容

取組の方針1 水辺の生態系の保全

- ◇ 小河川における寄り洲、瀬や淵の形成など、水辺生態系の野生動植物の生息・生育環境及び自然景観に配慮した河川環境を整備します。
- ◇ 関係機関と連携して、河川ののり面の草刈りを継続的に実施することで、河川周辺の自然環境の保全や河川景観の向上を図ります。
- ◇ 不法投棄が河川周辺に多いことから、住みよい郷土づくり協議会等の市民団体と連携しながら河川環境パトロール等を行います。

取組の方針2 湧水環境の保全

- ◇ 市民団体等と連携して、イバラトミヨ等の湧水環境に依存する水質のきれいな場所に生息・生育する動植物の保全活動を推進します。

取組の方針3 河川の防災・減災機能の推進

- ◇ 豪雨災害等から安全・安心な生活環境を創出するため、霞提等の河川における防災・減災機能の強化を検討します。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)
水辺の保全活動実施団体数	2団体	2団体
堤防の草刈りや清掃活動への参加率 (意識調査)	25.1% (2020年度)	30.0%

(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の花としてチューリップ、市の木としてマツとヤマボウシ、市の鳥としてヤマセミを指定しています。 ● 本市は、イバラトミヨやギフチョウ、ヒメシャガやユキグニカンアオイなどの希少種を含めた多様で豊かな生態系を有しています。 ● ウシガエルやアメリカザリガニ、オオハンゴンソウなど、繁殖力の強い外来種が市内における分布を拡大させ、在来の野生動植物の生息が脅かされています。
意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の約半数がウシガエルやセイタカアワダチソウなどの外来種を身のまわりで見かけると回答しています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 多種多様な動植物が生息・生育する豊かな生態系を維持するため、人々による自然環境への適切な働きかけを継続・発展させていく必要があります。 ● 在来の野生動植物の生息・生育地を守るために、外来種の駆除や遺棄防止を行う必要があります。

(2) 市の取組内容

取組の方針1 貴重な野生動植物の保全・保護

- ◇ 市民団体等による貴重な野生動植物の保全活動を支援します。
- ◇ イバラトミヨ等の希少な野生動植物について、市民団体等と協力し生息・生育環境を保全します。

取組の方針2 身近な野生動植物の生息・生育環境の保全

- ◇ 関係機関と連携して、自然公園区域や自然環境保全地域、保安林等に生息・生育する貴重な動植物と、その生息・生育環境の保全等を図ります。

取組の方針3 外来種対策の推進

- ◇ 市内に生息・生育する外来種について、市民、事業者と情報を共有し、適切な駆除・防除を推進します。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)
広報紙やSNS※による外来種防除及び希少種の紹介件数	0件	5件



市の鳥 ヤマセミ



市の花 ヤマボウシ

基本目標2 よどみなく美しい環境を守り育てるまち ～生活環境～



個別目標5 環境公害の防止

(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 大気について、県が常時監視しており、光化学オキシダントが環境基準値を超える日が観測されています。 ● 胎内川について、県が計画的に水質を測定しており、環境基準点において生物化学的酸素要求量（BOD）が環境基準を達成しています。 ● 市周辺の県北海域においては、県が計画的に水質を測定しており、化学的酸素要求量（COD）が環境基準をやや上回る状況も見られています。 ● 公共用水域の水質保全のため、トイレ及び生活排水設備の下水道または浄化槽への接続の推進、浄化槽設置に対する補助金の交付や下水道施設の点検・修繕・更新を行っています。 ● 汚水処理計画区域内の排水設備の整備は完了しており、家庭排水の水洗化工事の施工環境は整っています。 ● 下水処理場にし尿及び浄化槽汚泥を処理するための施設を付加し、長期的に安定した汚水の処理体制を整えました。 ● 地下水について、県による計画的な測定で、砒素とテトラクロロエチレンの基準値超過が1地点ずつあり、継続したモニタリングが行われています。 ● 自動車騒音については、すべての観測地点で環境基準が達成されています。
意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民のほとんどが空気のきれいさに満足しています。 ● 多くの事業者は、自動車や工場などからの排ガスによる大気汚染の防止対策を今後重点的に進めるべき施策と回答しています。 ● 市民は川の水のきれいさに約7割が満足しているものの、約3割が不満に感じています。 ● 市民のほとんどが工場などの騒音の無い静かな環境に満足感を得ています。
取組評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 悪臭に対する苦情件数は、減少傾向にあります。 ● 騒音・振動に関する苦情はなく、目標を達成しています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 空気のきれいさを次世代に渡り感じることができるよう、大気汚染に対する継続的な監視を行っていく必要があります。 ● 野焼き等の不法焼却や畜産による悪臭発生に対応するために、継続的な監視・指導を行っていく必要があります。 ● 水質汚濁及び土壌汚染を未然に防止するため、継続的な監視を行う必要があります。 ● 河川、海域及び地下水の水質改善に向けて、市民や事業所の環境公害に対する意識向上を図る啓発活動を進めることが重要です。 ● 環境保全のため、公共下水 ● 道や農業集落排水への接続推進等を図る必要があります。 ● 自動車騒音がない閑静な生活環境を維持するために、継続的な騒音の監視を行う必要があります。

(2) 市の取組内容

取組の方針1 大気汚染の防止

- ◇ 県や関係機関と連携して大気汚染物質の排出にかかる監視等を継続して実施します。
- ◇ 大気汚染の原因となるガスや光化学オキシダントを排出する工場や事業所に対し、監視指導を強化します。
- ◇ 大気汚染物質の排出が少ない次世代自動車※に関する情報を提供します。

取組の方針2 畜産事業所等からの臭気低減

- ◇ 畜産事業所等からの臭気の高減策を促すとともに、築地・乙地区の地域環境衛生協議会と連携して臭気低減に取り組みます。
- ◇ 悪臭防止法に基づき、工場や事業所から発生する悪臭の規制を徹底します。

取組の方針3 水質汚濁の防止

- ◇ 県や関係機関と連携して新たな汚染の防止に向けた事業所等への監督・指導を実施します。
- ◇ 湧水や上水道水源地周辺での定期的なパトロールや監視を行います。

取組の方針4 下水道設備等による生活雑排水の浄化

- ◇ 下水道への接続と正しい利用に関する啓発を進めるとともに、融資制度等の活用をPRし、接続率の向上を図ります。

取組の方針5 土壌汚染の防止

- ◇ 土壌汚染の継続的な実態把握に努めるとともに、新たな土壌汚染の発生防止対策を推進します。

取組の方針6 地下水の監視

- ◇ 有害物質による土壌や地下水の汚染を的確に把握するため、地下水水質の監視を継続して実施します。

取組の方針7 騒音・振動対策の推進

- ◇ 騒音・振動被害の未然防止に向けて騒音・振動測定を実施します。
- ◇ 低周波や電磁波等の影響について、注視します。
- ◇ 地域で発生した騒音・振動が規制値内であっても、それにより明らかな環境ストレスが生じている場合には、可能な対策を講じます。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)
畜産臭気基準を超過した事業場の割合	38%	0%
河川のBODの環境基準達成率	100%	100%
下水道接続率	80%	88%
地下水水質の環境基準値超過地点数	3カ所	0カ所
騒音・振動の環境基準値超過地点数	0件/年	0件/年

(1) 現状と課題

<p>現状分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民や市内事業所との協働による身近な環境の美化を推進しているほか、海岸や河川等の環境パトロールを実施して不法投棄や野焼きの防止に努めています。 ● 増加する空き地・空き家が市街地環境に悪影響を及ぼすことがないように、「胎内市空き家等対策計画」に基づき対応を進めています。 ● 市民・事業者等による自発的な環境美化活動が行われています。
<p>意識調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者はともに、不法投棄・ポイ捨ての防止対策や、空き地・空き家の適切な管理を今後重点的に進めるべきと回答しています。 ● 市民・事業者はともに積極的に環境美化活動へ参加・協力しています。 ● 多くの事業者が市民・市と連携した環境保全活動の実施を求めています。
<p>取組評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 不法投棄件数は減少傾向です。 ● 環境美化活動の参加者数は、活動回数の変動もあり、目標値を下回っています。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 不法投棄・ポイ捨ての発生防止に向けて、防止対策を推進し、さらに強化していく必要があります。 ● 管理不全の空き地・空き家の増加は、不法投棄、不法侵入及び放火の恐れがあるなど、防犯・防災機能の低下や衛生環境の悪化が懸念されることから対策が必要です。 ● 市民や市と協働した環境保全活動を希望する事業者に対し、環境美化活動を実施する場と機会を創出する必要があります。 ● ペットの散歩中のフン処理の徹底など、ペットの飼育に関するマナーを向上させることにより、生活環境の悪化防止を図る必要があります。



事業者による環境美化活動の様子



市民による環境美化活動の様子

(2) 市の取組内容

取組の方針1 ごみの不法投棄・ポイ捨て防止対策の推進

- ◇ 胎内市住みよい郷土づくり協議会や地域の子ども会、老人クラブ、各集落や胎内市社会福祉協議会等との協働によりクリーン作戦やパトロールの実施、不法投棄防止看板の設置を推進します。
- ◇ 市民団体や各自治会等と連携した不法投棄パトロールを実施し、発見した場合には警察等と連携して指導等を行います。
- ◇ 不法投棄が頻発する箇所の把握を行ったうえで、状況に応じて柵・フェンス等による防止対策を施すとともに、不法投棄の再発防止のため、看板等を用いて注意を喚起します。

取組の方針2 空き地・空き家に関する対策の推進

- ◇ 所有者等において、空き地・空き家の適切な管理及び利活用の取組がなされるよう総合的かつ計画的に対策を講じます。
- ◇ 老朽危険空き家について、適切な対策を講じ、周辺環境の悪化や事故等を未然に防ぎます。

取組の方針3 地域ぐるみの美化活動の促進

- ◇ 地域住民や事業者による美化活動を支援します。
- ◇ 次世代を担う子どもたちが、生活に大切な自然や水などが美化活動によって守られることを学ぶ機会の創出を図ります。

取組の方針4 ペットの飼育マナーの向上

- ◇ ペットの散歩中のフン処理や、多頭飼育や野良猫への餌やりの防止等、ペットの飼育マナー向上に努めます。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)
不法投棄の発生件数	14件/年	0件/年
老朽危険空き家の戸数	51戸	減少させる
地域の清掃活動への参加割合 (意識調査)	41% (2020年度)	50%

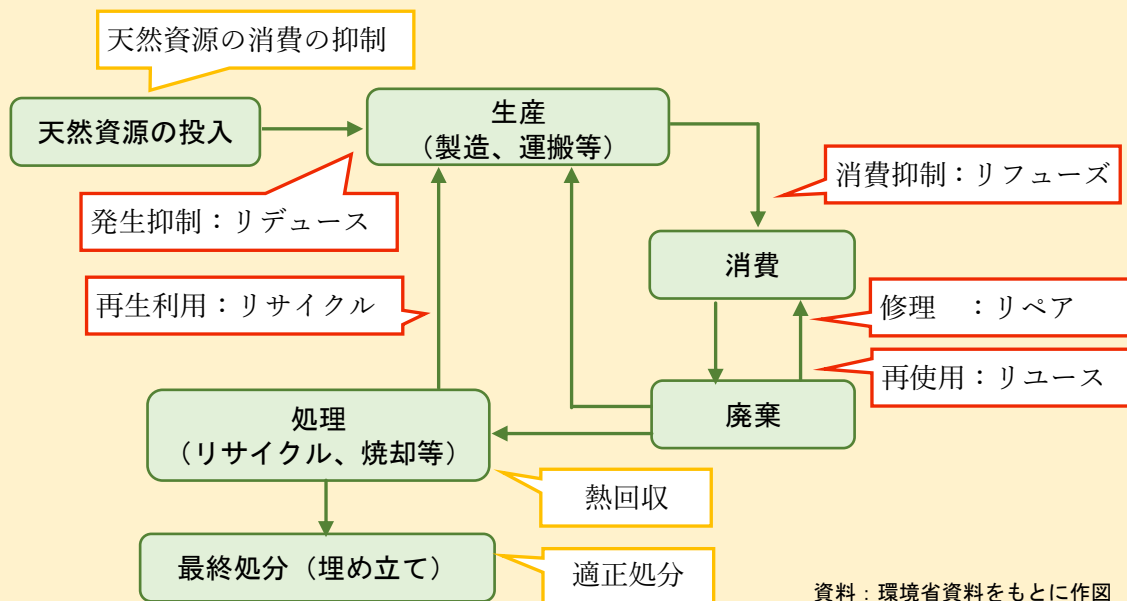
(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般家庭や事業所から排出される廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ってきました。また、廃棄物の減量や資源化に向けて、指定のごみ袋の導入や資源ごみの分別・収集に取り組むとともに、資源ごみ回収に対する奨励金の交付や生ごみ処理機（コンポスト）の設置に対して助成してきました。 ● 家庭系ごみは人口減少に伴い微減傾向、事業系ごみは事業所の増加に伴い微増傾向にあります。また、使用済み小型家電の回収場所を新たに設置する等の対策により、リサイクル率は向上しています。 ● 国の第四次循環型社会形成推進基本計画の制定を受けて、プラスチック資源循環戦略や食品ロス削減国民運動等が取り組まれています。
意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 多くの市民・事業者がごみの減量化や再利用、再資源化に協力しています。 ● 市民・事業者ともにごみの分別の徹底や、食品ロス削減の推進を今後重点的に進めるべきと回答しています。
取組評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人当たりのごみの年間排出量は目標値を達成しています。また、リサイクル率は上昇傾向にあり、目標値を達成しています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者からのごみの分別の徹底を求める声に応えるため、廃棄物の削減対策及び分別マナーの改善等を積極的に行う必要があります。 ● 食品ロス削減を図るため、食品ロスの減量化に向けた意識啓発等を行う必要があります。 ● プラスチックの資源循環を総合的に推進することが求められています。

循環型(地域)社会

適正な3R（リデュース、リユース、リサイクル）と処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

5Rではさらにリフューズ（Refuse）、リペア（Repair）が加わる。



資料：環境省資料をもとに作図

循環型（地域）社会の概念図

(2) 市の取組内容

取組の方針1 廃棄物の適正処理の推進

- ◇ 関係市町村と協力した廃棄物の適正処理を継続します。
- ◇ ごみ回収時の市民の負担軽減のため、ごみステーションの設置箇所の適正化を図ります。

取組の方針2 廃棄物の減量化とリサイクルの推進

- ◇ 地域における廃棄物の減量化を支援します。
- ◇ 一般廃棄物、産業廃棄物の再資源化（リサイクル）を促進します。
- ◇ プラスチックごみ等の再資源化による資源循環を推進します。

取組の方針3 食品ロスの削減に向けた取組の推進

- ◇ 食べ残しゼロを目指す「3010 運動」やドギーバック（折詰め）の利用を推進するなど、食品ロスの削減に向けた市民運動を推進します。
- ◇ 市民や事業者と協働で「もったいない」という精神を大切にしながら食品ロスの削減を推進します。

取組の方針4 市民、事業者への啓発

- ◇ ごみ処理やリサイクルについての情報を提供します。
- ◇ ものを大切に、資源循環に向けた行動を育む教育を実践していきます。
- ◇ 5R※（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、修理（Repair）、再生利用（Recycle）、拒否（Refuse））を理念としたごみの減量資源化に向けて市民等への啓発を一層推進します。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2030 年度)
一人一日当たりごみ総排出量	1,075g/人・日	1,043g/人・日
一人一日当たりごみ排出量（家庭系ごみ）	664g/人・日	630g/人・日
リサイクル率（家庭系ごみ）	16.4%	25.0%



「3010 運動」のポスター

食品ロスを減らすため宴会等の最初の 30 分と最後の 10 分は食べる時間をもうけましょう。



食品ロス削減に向けたポスター

基本目標3 快適で安全・安心な生活が送れるまち ～社会環境～



個別目標8 農村環境の保全

(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 近年は経営耕地面積の減少が見られず、約4,000haで推移しています。 ● 洪水や土砂崩れの防止、美しい風景の形成、中山間地域での生産活動の維持、環境保全型農業の推進といった農地の多面的機能を維持することを目的に、共同活動に対する支援を行ってきました。 ● 中山間地域では高齢化が深刻化しており、空き地・空き家が増加しています。 ● 有害鳥獣による農作物被害は、農産物の収量低下や鳥獣対策費の増加を招き、特に被害の多い中山間地域では農業者の営農意識の低下が懸念されています。 ● ツキノワグマによる人身被害が発生しています。
意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の約半数が身のまわりでの耕作放棄地の増加を認識しています。 ● 市民の約4割が身のまわりで山林の荒廃を認識しています。 ● 約3割の市民がサル等による農作物への被害を身のまわりで見かけると回答しています。
取組評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 遊休農地面積（農振農用地）は減少し、目標値を達成しています。 ● 有害鳥獣による被害件数は、防護柵や捕獲等の対策により2010年度から減少しているものの、目標の達成は難しい状況です。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 良好な農村環境や景観を維持・保全していくために、遊休農地や耕作放棄地、荒廃した山林の発生を抑制し、また発生したものを活用していく必要があります。 ● 有害鳥獣被害対策は、今後、イノシシやニホンジカの分布拡大や、ツキノワグマ等による人的被害が懸念されることから、計画的かつ効果的な対策を講じる必要があります。



野生鳥獣の様子（左写真：ニホンザル、右写真：イノシシ）

(2) 市の取組内容

取組の方針1 農村環境の保全

- ◇ 農村環境計画に基づいて、地域の生態系に配慮した農業・農村整備事業を推進します。
- ◇ 日本型直接支払制度※（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金）を活用し、適切に地域の農地が保全されるよう支援します。
- ◇ 遊休農地の把握に努めるとともに、遊休農地の有効利用について他地域の取組内容を紹介する等、指導を行います。

取組の方針2 有害鳥獣対策の推進

- ◇ 関係機関と連携して、地域の実情を踏まえた鳥獣被害対策を推進します。
- ◇ 胎内市鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣捕獲の担い手の確保に努めます。
- ◇ 有害鳥獣対策として、サルや今後分布拡大が予想されるイノシシ等の出没・被害状況を住民との連携やICT※の活用により把握するとともに、捕獲や電気柵等による計画的な被害の抑制・防除を推進します。

取組の方針3 獣被害の発生防止の推進

- ◇ ツキノワグマ等による人身被害を未然に防止するよう、各種対策を講じます。
- ◇ ホームページ等を活用し市民・事業者へ人身被害防止のために必要な行動について啓発します。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)
遊休農地面積（農振農用地）	23.4ha	20.0ha
有害鳥獣による被害額	198万円/年	150万円/年



(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 豊かな居住環境の形成を目指して、公園の整備を進めてきた結果、市内における一人当たりの公園面積が都市公園法で掲げる目標に達したため、近年は公園の維持管理や点検を中心にを行っています。 ● 豊かな自然に親しむ市民の憩いの場を提供するため、全国植樹祭会場（胎内平周辺）や長池憩いの森公園、笹口浜臨海休養広場等の環境整備や維持管理を行っています。 ● 近年各地で発生する豪雨では、都市の排水能力を超え浸水被害が発生しています。 ● 県や関係機関と連携して風水害対策や土砂災害対策を実施しています。
意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 約6割の市民が公共の広場や公園などの整備状況について不満を感じています。 ● 多くの市民が災害防止に向けた取組を今後重点的に進めるべきと回答しています。
取組評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市公園法に掲げる公園面積の目標値達成に伴い、公園の質的向上を目的とした整備が中心になり、また、都市公園の指定範囲に一部変更があったため、市民一人当たりの公園面積は微減しています。 ● 洪水防止設備の整備等により、近年洪水や浸水による被害はありません。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民がより快適に感じるまちづくりを推進するために、公園遊具等の修繕及び利用促進や、広場や道路沿道への緑化を図る必要があります。 ● 近年増加する豪雨災害や土砂災害を想定し、被害を未然に防止する都市空間の整備が必要です。

(2) 市の取組内容

取組の方針1 緑豊かな街並み景観の整備推進

- ◇ 緑を積極的に取り入れた公園や広場の整備を行います。
- ◇ 道路整備や新たな公共施設の整備に際しては、緑や街並み景観に配慮します。
- ◇ 市民による地域の緑化活動や緑を守る活動を支援します。

取組の方針2 すべての人にやさしい公共的空間の確保

- ◇ 公共空間のユニバーサルデザイン※・バリアフリー化を促進します。
- ◇ 地域住民と協力し、既存の公園の維持管理や施設の修繕、改良等を進めます。

取組の方針3 災害に強いまちづくり

- ◇ 公共施設における雨水浸透升・貯留タンク※の設置や、透水性舗装の道路施工など、雨水浸透対策や雨水の活用を推進します。
- ◇ 関係者と連携して山林の適正管理、防風林の育成や護岸の改修、河床の掘削等、災害防止に資する対策に計画的に取り組めます。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2030 年度)
市民一人当たりの公園面積	10.6 m ²	12.0 m ²

(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 考古資料と天然記念物を中心に 100 件を超える国・県・市指定文化財があり、この文化財の保護と維持管理を行っています。 ● 奥山荘歴史館、黒川郷土文化伝習館、桃崎浜文化財収蔵庫等の施設で文化財をはじめとする歴史・文化資源の保存と公開を行ってきました。 ● 施設運営等を通じて文化財保護団体やボランティアガイドの育成に取り組んでいます。 ● 奥山荘城館遺跡等を中心に遺跡の発掘調査を行っており、指定を新たに受ける文化財が年間 1 件程度増えています。 ● 総合的な学習の時間やふるさと体験学習等の機会に文化財関連施設を活用しています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域コミュニティの中心であり文化財を収蔵することも多い寺社仏閣が全国的に存続の危機を迎えているといわれており、文化財以外の歴史・文化資源についても保全・継承していく仕組み作りが必要です。 ● 無形文化財については、存続にむけて活動する団体はあるものの、全体として担い手は減少傾向にあり、対応が必要です。 ● 市内各地に多くの歴史・文化資源を有しており、これを保存・継承することで地域の歴史や文化を感じるまちづくりを推進することが求められています。

(2) 市の取組内容

取組の方針 1 歴史景観や文化財の保護と活用

- ◇ 歴史的建造物周辺や古い街並みの歴史景観の保全に取り組みます。
- ◇ 歴史景観を活かしたまちづくりを推進します。
- ◇ 整備基本計画を策定し、整備・活用・保存・管理に取り組みます。

取組の方針 2 伝統文化の保存と継承

- ◇ 生涯学習や地域活性化の取組と連携して、伝統芸能や祭り等の行事を継承する団体等への新たな支援策を検討します。
- ◇ 学校との連携により、総合的な学習の時間やふるさと体験学習の中で、子どもが地域の歴史や伝統芸能に触れる機会を増やします。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2030 年度)
国県市指定文化財 (累計)	101 件	112 件

基本目標4 地球環境を考え、その保全を考え貢献するまち ～地球環境～



個別目標11 地球温暖化対策の推進

(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 近年、市内の温室効果ガスの排出量は減少傾向にあります。国が表明した2050年に温室効果ガスの排出を実質ゼロに向けて、地域的な取組が必要な状況です。 ● 市内の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは陸上・洋上風力発電を中心に高く、陸上風力発電の導入量及び発電量は県内他市町村と比較して非常に多くなっています。 ● 2012年の固定価格買取制度（FIT）開始により、市内で大型の太陽光発電設備や陸上風力発電設備が設置され稼働しています。 ● 新潟県洋上風力発電導入研究会・地域部会が組織され、洋上風力発電の事業の実現に向けた取組が進んでいます。 ● 省エネルギーの取組と再生可能エネルギーの利活用を推進するため、省エネ型設備等の導入や住宅用太陽光発電システムに対する補助を行ってきました。 ● 緑化や森林整備を通じて森林が持つ二酸化炭素吸収や緑のカーテンによる省エネ対策を図っています。 ● 住みよい郷土づくり協議会やボランティア団体等と連携し、市民や企業に対して地球温暖化対策の普及啓発を進めています。
意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 多くの市民・事業者が節電・省エネ行動を実践しています。 ● 市民の約2～4割が次世代自動車や太陽光発電設備、省エネルギー設備の導入を希望しています。 ● 市民・事業者ともに再生可能エネルギーの導入支援を今後重点的に進めるべき施策と回答しています。
取組評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の事務・事業の遂行による温室効果ガス年間総排出量は減少しています。 ● 公用車の次世代自動車導入台数は増加していますが、目標値を下回っています。 ● 公共施設の電力消費量は減少していますが、目標値を下回っています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の表明した2050年に温室効果ガスの排出を実質ゼロのために、市民及び事業者の更なる協力が不可欠であり、計画的に各種施策を検討する必要があります。 ● 再生可能エネルギーへの転換が求められており、風力を中心とした高い導入ポテンシャルを活かした再生可能エネルギー施設の導入を推進する必要があります。 ● 市民・事業者による省エネルギーを意識した行動を促進するため、費用の掛かる省エネルギー設備の購入に対する支援策や情報発信が求められます。 ● 庁舎、公共施設、学校等への太陽光・小型風力発電設備の導入の検討、道路・公園等への太陽電池・風力ハイブリッド照明灯の設置の検討、次世代自動車の導入促進を率先して取り組むことが重要です。 ● 再生可能エネルギー分野は、地球温暖化対策だけでなく、エネルギーの自給自足、雇用の創出といった地域経済にとってもプラスの効果が期待できることから、検討を進めていくことが必要です。

(2) 市の取組内容

取組の方針1 温室効果ガス排出量の削減

- ◇ 公用車への電気自動車やハイブリッド車等の次世代自動車の導入を推進します。
- ◇ 森林の有する二酸化炭素吸収機能の強化を目的とした緑化や森林整備を支援します。
- ◇ 脱炭素社会の形成に資する、省エネ行動や再生可能エネルギー由来の電力利用の拡充、緑化や森林整備等を通じてゼロカーボンの実現に向けた取組を推進します。
- ◇ 家庭や事業所に対し、建物内におけるエネルギーの使用状況を見える化・最適化させるエネルギー管理システム HEMS※（Home Energy Management System）や、BEMS※（Building and Energy Management System）の普及促進を図ります。また、より先進的な取組として ZEH※（Zero Energy House）や ZEB※（Zero Energy Building）の知名度向上に努めます。
- ◇ クールビズ※・ウォームビズ※を継続して実施します。

取組の方針2 再生可能エネルギーの導入及び利活用の促進

- ◇ 洋上風力発電事業の誘致に積極的に取り組みます。
- ◇ 現存の水力発電の安定運営を図るとともに、各種再生可能エネルギーの導入について検討します。

取組の方針3 地球温暖化対策に関する情報提供と共有

- ◇ 市民・事業者による地球温暖化抑止に資する取組などの有益な情報を収集し、共有します。
- ◇ 各府省庁の補助金や税制優遇をはじめとした再生可能エネルギーの導入推進に関する種々の支援施策及び制度について、市民・事業者へ情報を発信します。
- ◇ 地球温暖化に関する取組による削減効果を市民・事業者にわかりやすく情報発信します。
- ◇ 地球温暖化の影響で増加が予想される、豪雨災害や高温被害を最小限に止める取組に関する情報を収集し、市民や事業者に情報を提供します。
- ◇ 高温障害※を軽減させるため、農林水産業者への情報提供や各種支援等を行います。

(3) 成果指標

指標	基準値 (2013年度)	目標値 (2030年度)
温室効果ガス年間総排出量（市内全域）	376,701t-CO ₂	278,758t-CO ₂ ※1
温室効果ガス年間総排出量（市の事務事業）	胎内市地球温暖化防止実行計画により目標を設定します。	

※1 2030年度に2013年度比 26.0% 削減

個別目標12 海洋汚染防止に向けた取組の推進



(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ● G20 大阪サミットにて、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を 2050 年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が表明されました。 ● わが国でも大量のプラスチックごみの海洋流出が確認されています。 ● 海岸にはポイ捨てごみや漂着ごみが多く見られます。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● プラスチックごみ等による海洋汚染の実態について、多くの市民・事業者が認識し、海洋汚染の防止に向けた取組に参加・協力することが重要です。

(2) 市の取組内容

取組の方針1 プラスチックごみの海洋流出防止対策の推進

◇ ポイ捨てされたプラスチックごみ等について、市民団体や各自治体等と連携した監視体制の強化や発見された場合の再発防止に取り組みます。

取組の方針2 漂着ごみ対策における広域連携に向けた働きかけ

◇ 漂着物（処理困難物を含む）の発見時には、県・下越海岸漂着物対策推進協議会と連携し広域的に回収や発生抑制等の対策に取り組みます。

(3) 成果指標

指標	現状値（2020 年度）	目標値（2030 年度）
廃棄物の海洋投棄防止活動に賛同する人の割合（市民意識調査）	90.3%	増加させる



個別目標13 国際的取組への協力

(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 国連により 2030 年に向けた環境・経済・社会についての国際目標である持続可能な開発目標（SDG s）が採択され、わが国でも SDG s の達成に向けた取組を推進しています。
意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の約 2 割が SDG s を認知しています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な社会の形成に向けて、市民・事業者・行政のすべての人による SDG s 達成に向けた取組への参画が求められています。

(2) 市の取組内容

取組の方針1 SDG s の達成に貢献する取組の推進

◇ 市民・事業者に対し SDG s の意義・取組の周知を図ります。

◇ SDG s 達成の視点を持ちながら、環境施策を執行することで持続可能な社会の形成に貢献します。

(3) 成果指標

指標	現状値（2020 年度）	目標値（2030 年度）
SDG s の認知度（市民意識調査）	18.9%	増加させる

基本目標5 市民・事業者・市が協力し、環境保全を継承するまち ～参加行動～



個別目標14 協働体制の確立

(1) 現状と課題

<p>現状分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境保護活動では企業との連携も行われています。 ● 住みよい郷土づくり協議会等の市民団体との連携により、河川環境パトロールや畜産環境パトロール、環境美化活動等が取り組まれています。 ● NPO 法人の認証手続きや申請の支援等を行っています。 ● NPO や各種団体等との連携を強化するための研修会の開催等に取り組んでいます。 ● 地域のコミュニティ組織を育成するため、まちづくり活動を始める際の資金面の支援や活動場所となる集会所の整備に対して助成しています。
<p>意識調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 多くの事業者が市民・事業者・市と連携した環境保全活動に取り組みたいと回答しています。
<p>取組評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は市民団体と各種イベントや福祉介護事業など数多くの行事を協働しており、市民団体との協働行事開催数は目標値を大きく上回っています。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市や市民が中心となる活動へ事業者が参画しやすい体制を整えることで、市民・事業者・市の協働した保全活動を推進する必要があります。 ● 既に活動している団体からは、人材や活動資金、協働のパートナー等の不足が課題としてあげられています。また、地域コミュニティの核となる自治会・集会では、人口減少や高齢化、加入率の低下等による組織力の低下が見られることもあり、市民協働を一層推進する環境づくりが必要となっています。

(2) 市の取組内容

取組の方針1 各主体間における情報の共有

- ◇ ホームページなどを活用した情報の発信を行います。
- ◇ NPO 等が抱える人材不足や情報発信力不足といった課題の解決に寄与する研修会を開催する等の継続的な支援に取り組みます。

取組方針2 住みよい郷土づくり協議会等の市民団体との連携

- ◇ 住みよい郷土づくり協議会等の市民団体との連携により環境保全活動を実践します。
- ◇ 地域住民の地域に対する誇りや愛着が育まれるよう、自治会・集落行事の活性化や交流活動を促進します。

取組方針3 協働体制の基盤となる人材の育成

- ◇ 協働による環境保全の取組を創出できるような人材育成を検討します。
- ◇ NPO と行政が協働により、環境課題の解決を図る取組を創出します。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2030 年度)
市と NPO 等との協働事業数 (年間)	50 件	60 件
事業者の地域の環境保全活動への参加割合 (意識調査)	11% (2020 年度)	25%



(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 胎内自然天文館や胎内昆虫の家等、市内には環境を学べる施設が多数あり、それぞれの施設で多様なイベントや学習・体験等の市民講座を企画・開催しています。
意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 約4割の市民が環境に関する講演会や講義などに積極的に参加しています。 ● 多くの市民が環境の大切さを理解し、次世代を担う子供に伝える行動をとっています。 ● 多くの事業者が行政の主催する環境講座等へ参加・協力しています。 ● 多くの市民・事業者が学校教育における環境学習の実施を今後重点的に進めるべき施策と回答しています。
取組評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 住みよい郷土づくり協議会と連携した講演会や研修を実施しています。 ● 本市の「緑の少年団」は県内第1号として発足しており、毎年10回程度の活動を行っています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育における環境学習の実施を求める声に応えるために、次世代を担う子どもたちへの環境学習を充実させる必要があります。 ● 高齢化が進む中で生涯学習のニーズや重要性が一層高まることが予想されるため、限られた人の活動から、だれでも気軽に参加できるものへと生涯学習の輪を広げていく必要があります。 ● 環境に関する講演や講座の開催数の増加に向けて、より多くの市民や事業者に参加してもらえるようなイベント等の企画や情報発信を行う必要があります。

(2) 市の取組内容

取組の方針1 環境教育、環境学習の促進

- ◇ 小中学校における環境教育を推進します。
- ◇ 環境に関する豊かな知識をもった市民・事業者の自主的な活動をしたい人を募り、活動場所の紹介、仲間集めの助言、広報の手伝い等の支援を行います。

取組の方針2 生涯教育における環境学習の拡充

- ◇ 生涯学習の場を通じて、社会人を対象とした環境教育を推進します。
- ◇ 市内の企業やNPO等の団体と連携し、環境イベントや市民講座を開催します。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)
学校での環境に関する出前講座の実施回数	2回(2020年度)	増加させる
環境に関する講演会や講座の開催数	1回/年	5回/年

(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境の保全に資する情報を整備しています。
意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 多くの市民が市のホームページや市報などを通じた環境情報の発信を求めています。 ● 多くの事業者が環境保全に関する情報提供を求めています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 多くの市民や事業者からの環境情報の提供を求める声に応えるため、環境保全に関する多様な情報発信を行う必要があります。 ● SNSをはじめとする ICT の活用により手軽に広く情報を発信できるようになったことを活かして、情報発信に積極的に取り組むことが必要です。

(2) 市の取組内容

取組の方針1 環境に関する情報提供と意識啓発

- ◇ 環境の保全や環境活動に関する先進的な取組を紹介します。
- ◇ 市民や事業者の求める環境情報の把握に努めるとともに、適切な情報発信を行います。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2030年度)
市が発信する環境全般に関する情報を収集する人の割合（市民意識調査）	80.2%	85.0%



胎内市が運営する SNS
 Twitter : @tainaisi_koho
 Facebook : @tainacity



市報たいない

2 市民の環境配慮のすすめ

基本目標1 水と緑に恵まれた自然と共生するまち ～自然環境～

個別目標1 白砂青松・自然公園の保全
◇ 地域ぐるみで松林下草刈り等の活動を行います。 ◇ 海岸清掃等の海岸美化活動に積極的に参加します。
個別目標2 森林整備と植生の保全
◇ 森林の持つ環境保全機能について理解し、整備活動及び保全保護対策に協力します。 ◇ 間伐等の地元産木材を用いた製品を積極的に購入・使用します。 ◇ 市民ボランティア等を通じて森林整備活動に積極的に参加します。
個別目標3 水辺環境の保全
◇ 河川への不法投棄を許さず、見かけた場合は、区長や市役所と連絡を取り合います。 ◇ 堤防の草刈りや清掃活動に積極的に参加します。 ◇ イバラトミヨなど湧水に生息する貴重な動植物の保全・保護に協力します。
個別目標4 野生動植物との共生
◇ 貴重な野生動植物を捕獲・採取しません。 ◇ 外来種を捨てたり、持ち込むなどの移入を行いません。 ◇ 身のまわりに見かけない外来種が移入していないか注視します。 ◇ 登山や海水浴の際には、高山植物や海浜植物の踏み荒らしがないように注意します。 ◇ 自宅周辺における藪の刈り払いや、不要農作物の適切な処理等により有害鳥獣の対策に協力します。

基本目標2 よどみなく美しい環境を守り育てるまち ～生活環境～

個別目標5 環境公害の防止
◇ 日常生活において、悪臭発生の防止に配慮します。 ◇ 事業所からの悪臭等を感じた場合は、速やかに区長や市役所と連絡を取り合います。 ◇ 食用油や食べ残しなどを排水溝に流しません。 ◇ 灯油など適切な処理が必要なものが家庭から下水道へ漏出しないように注意します。 ◇ 公共下水道等への接続を積極的に行います。 ◇ 土壌汚染の発生防止の必要性に関する理解を深めます。 ◇ 地下水の過剰な汲み上げは行いません。 ◇ 農薬、化学肥料は使用用法に留意しつつ、環境負荷を減らすような使用手法及び減量化に努めます。 ◇ 家庭からの近隣騒音・振動の発生を防止します。

個別目標 6 環境美化の推進

- ◇ 不法投棄を許さず、そのような行為を見かけた場合には、区長や市役所と連絡を取り合い、防止対策に協力します。
- ◇ ペットボトルや空き缶のポイ捨てなどを行わず、行わせず、地域ぐるみでごみの散乱防止に取り組んでいきます。
- ◇ 自己が所有する空き地・空き家等の財産の適正管理に努めます。
- ◇ 美化活動に積極的に参加します。
- ◇ ペットの飼育マナーを守り、適切な飼育をします。
- ◇ 所有する空き家等は適切に管理します。
- ◇ 利用する予定の無い空き家等は積極的に賃貸・売買等を行います。

個別目標 7 循環型地域社会の形成促進

- ◇ 「もったいない」の精神で、物を大切にし、ごみの減量化に努めます。
- ◇ ごみの分別を徹底します。
- ◇ 資源リサイクルに努めます。
- ◇ ごみ処理やリサイクルについて学びます。
- ◇ 食品の消費期限切れや外食で食べられない量の注文をしないように気を付けることで、食品ロスの発生抑制に努めます。

基本目標 3 快適で安全・安心な生活が送れるまち ～社会環境～

個別目標 8 農村環境の保全

- ◇ 耕作放棄地が荒廃しないように適切に管理します。
- ◇ 有害鳥獣の実態を理解し、農作物等や人への被害防止対策に協力するとともに、自ら実行できることは進んで取り組みます。
- ◇ 地元産農作物を積極的に購入します。

個別目標 9 都市空間の整備

- ◇ 住民及びその周辺景観を大切にし、緑化などの環境美化に努めます。
- ◇ プランターや花壇等による身近にできる緑化を実行します。
- ◇ 雨水浸透升・貯留タンクの設置など、身近に実行できる雨水浸透対策や雨水の活用に協力します。

個別目標 10 歴史・文化の継承

- ◇ 地域の歴史や文化を積極的に学び、歴史・文化遺産を大切にします。

基本目標4 地球環境を考え、その保全を考え貢献するまち ～地球環境～

個別目標 1 1 地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地球温暖化防止に貢献するために家庭でできる節電等の省エネ活動を実践し、また太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入の検討を行います。 ◇ 国が推進する「COOL CHOICE※」や HEMS の取組、地産地消に関する取組の情報を積極的に収集し、実践に努めます。また、ZEH 等の先進的な取組について行政等から発信される情報を注視します。 ◇ 地球温暖化対策に関する有益な情報を発信し、事業者・行政と共有します。
個別目標 1 2 海洋汚染防止に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 廃棄物の海洋投棄は行いません。 ◇ 国籍不明の漂着物を発見した場合、速やかに通報します。 ◇ 海洋プラスチックごみによる影響を理解し、プラスチックごみを減らすための行動を実践します。
個別目標 1 3 国際的取組への協力	<ul style="list-style-type: none"> ◇ SDGs に関して市や各種団体等が発信する情報を注視し、持続可能な社会の形成に向け、身近に取り組めることから協力します。

基本目標5 市民・事業者・市が協力し、環境保全を継承するまち ～参加行動～

個別目標 1 4 協働体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域の構成員であることを自覚し、地域の環境保全に資する取組を事業者及び行政と協働して行います。 ◇ 市民の立場から住みよい郷土づくり協議会等へ参画し、積極的に発言し、行動します。
個別目標 1 5 環境教育・環境学習の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 環境の大切さを大人が理解し、その意義を次世代を担う子どもたちに伝えていきます。 ◇ 環境に関する講演会や講座などに積極的に参加します。 ◇ 地域で行われる環境活動に積極的に参加します。
個別目標 1 6 環境情報の収集・発信	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市や各種団体等が提供する環境に関する情報の収集に努めます。

3 事業者の環境配慮のすすめ

基本目標1 水と緑に恵まれた自然と共生するまち ～自然環境～

個別目標1 白砂青松・自然公園の保全
◇ 海岸清掃等の海岸美化活動に積極的に参加します。 ◇ 施設建設などに際しては、生態系や景観に配慮します。
個別目標2 森林整備と植生の保全
◇ 森林整備活動における担い手の育成に積極的に取り組みます。 ◇ 「企業の森」による森林整備の取組を拡大、促進します。 ◇ 市産材、間伐材を用いた製品の開発など、利活用方法を検討します。 ◇ 事業活動において間伐材を用いた製品を積極的に取り入れます。 ◇ 森林整備活動に積極的に参加します。 ◇ 森林の持つ環境保全機能を理解し、保護対策に協力します。
個別目標3 水辺環境の保全
◇ 河川への不法投棄を許さず、見かけた場合は、関係機関と連絡を取り合います。 ◇ 事業用排水路及びその周辺的环境美化に努めます。 ◇ 堤防の草刈りや清掃活動に積極的に参加します。 ◇ イバラトミヨなど湧水に生息する貴重な動植物の保全・保護に協力します。
個別目標4 野生動植物との共生
◇ 貴重な野生動植物を捕獲・採取しません。 ◇ 開発や造成等に際し、野生動植物の生息・生育環境に配慮します。

基本目標2 よどみなく美しい環境を守り育てるまち ～生活環境～

個別目標5 環境公害の防止
◇ 事業活動に伴う大気汚染物質の排出基準を遵守します。 ◇ 事業活動において、悪臭の発生抑制に努め、悪臭に関する規制基準を遵守します。 ◇ 事業活動による排水対策や汚水の適正処理に努め、汚れた水を流さないようにします。 ◇ ボイラー等を使用する事業者は、重油その他の燃料用油の漏出を防止します。 ◇ 有害化学物質を取り扱う事業者は、PRTR 法等に従い、これを適正に運搬・貯蔵・使用します。 ◇ 工業排水に関して、排水処理設備の整備等により排水基準を遵守します。 ◇ 有害物質を適正に取り扱い、土壌汚染や地下水汚染を未然に防ぎます。 ◇ 地下水の過剰な汲み上げは行いません。 ◇ 農薬、化学肥料は使用用法に留意しつつ、環境負荷を減らすような使用手法及び減量化に努めます。 ◇ 事業活動に伴い発生する騒音・振動について、規制基準を遵守し、環境ストレスを生じないように配慮します。

個別目標 6 環境美化の推進

- ◇ 空き家等の管理及び活用に関連する事業者は、空き家等の活用に協力するとともに、跡地利用・流通促進に努めます。
- ◇ 不法投棄を許さず、そのような行為を見かけた場合には、区長や市役所と連絡を取り合います。
- ◇ 事業所周辺の清掃活動を実施します。
- ◇ 企業ごとの美化活動を企画します。
- ◇ 使い捨て容器及び包装製品は、繰り返し利用可能な製品に代替します。

個別目標 7 循環型地域社会の形成促進

- ◇ 廃棄物の減量及び再利用に努めます。
- ◇ 一般廃棄物、産業廃棄物の再資源化（リサイクル）を推進します。
- ◇ 事業所から排出される産業廃棄物の適正処理に努めます。
- ◇ 各種リサイクル法を遵守します。
- ◇ 食品を扱う事業者は、食品ロスが出ないような食品管理に努めます。

基本目標 3 快適で安全・安心な生活が送れるまち ～社会環境～

個別目標 8 農村環境の保全

- ◇ 遊休農地の有効利用を図っていきます。
- ◇ 管理地における藪の刈り払いや、農業者による不要農作物の適切な処理等により有害鳥獣の対策に協力します。

個別目標 9 都市空間の整備

- ◇ 開発に伴う緑地の確保に関する基準を遵守します。
- ◇ 事業所及びその周辺の景観を大切に、緑化などの環境美化に努めます。
- ◇ 事業所における雨水浸透対策や雨水の活用に協力します。

個別目標 10 歴史・文化の継承

- ◇ 事業所・店舗などを建設する際には、周囲の歴史景観に配慮します。
- ◇ 開発の際に埋蔵文化財が出現した場合には、速やかに市へ連絡し、その調査・保存に協力します。

基本目標4 地球環境を考え、その保全を考え貢献するまち ～地球環境～

個別目標 1 1 地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするゼロカーボンの実現に向けた取組について、理解を深めるとともに、取組の実施を検討します。 事業所のゼロカーボンの実現に向けた取組は、段階的に分類されます。 1. 自社のエネルギー・温室効果ガス使用量を把握する。 2. 従業員による省エネ活動（節電、クール・ウォームビズなど） 3. 自然エネルギーの力を最大限に利用する建築技術・手法の利用（日射遮蔽、昼光利用など） 4. エネルギーを無駄なく使用する技術の利用（高効率照明・空調、省エネ診断など） 5. 使う電気を自然エネルギー由来の電気に切り替える：太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入、再生可能エネルギー由来の電気の購入など 6. 環境価値の購入（どうしても排出してしまうCO₂には森林のCO₂吸収機能を活用する。：J-クレジット制度※、グリーン電力証書※、非化石証書※の購入） ◇ 国が推進する「COOL CHOICE」やBEMSの取組、地産地消に関する取組の情報を積極的に収集し、実践に努めます。また、ZEB等の先進的な取組について行政等から発信される情報を注視します。 ◇ 電気自動車やハイブリッド自動車といった次世代自動車を積極的に導入します。 ◇ 森林の有する二酸化炭素吸収機能の強化目的とした緑化や森林整備に協力します。 ◇ 地球温暖化対策に関する有益な情報を発信し、市民・行政と共有します。
個別目標 1 2 海洋汚染防止に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 廃棄物の海洋投棄は行いません。 ◇ 海洋プラスチックによる影響を理解するとともに、プラスチックごみを削減するための方策を検討し取り組みます。 ◇ 国籍不明の漂着物を発見した場合、速やかに通報します。
個別目標 1 3 国際的取組への協力	<ul style="list-style-type: none"> ◇ SDGsに関して市や各種団体等が発信する情報を注視し、持続可能な社会の形成に向け、身近に取り組めることから協力します。

基本目標5 市民・事業者・市が協力し、環境保全を継承するまち ～参加行動～

個別目標 1 4 協働体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 企業の社会的責任を自覚し、地域の環境保全に資する取組を事業者及び行政と協働して行います。 ◇ 事業者の立場から住みよい郷土づくり協議会等へ参画し、積極的に発言し、行動します。
個別目標 1 5 環境教育・環境学習の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市民及び行政に対して工場見学等により、企業としての環境保全の取組を伝え、相互の信頼関係を構築していきます。 ◇ 環境マネジメントシステムの認証を得ていない事業者は、認証取得を目指した勉強会を開催します。 ◇ 従業員を環境に関する講演会や講座などに積極的に参加させます。
個別目標 1 6 環境情報の収集・発信	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市や各種団体等が提供する環境に関する情報の収集に努めます。 ◇ 事業内容及び取組状況についての環境情報の発信・提供に努めます。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、市民、事業者、市が、それぞれ創意工夫し、お互いに連携しながら効率的かつ確実に推進していくことが必要です。このため、以下のような推進体制をとり、計画の効果的な推進を図ります。

2 進捗管理の手法

本計画の着実な推進を図るために、目標の達成状況や施策の実施状況等について、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、PDCA サイクル「Plan (計画) — Do (実行) — Check (点検) — Action (見直し)」を基本とし、繰り返すことで進捗管理を行います。

特に、環境施策の実効性を高めるには、施策を計画的に推進していくことが重要であり、社会情勢の変化や新たな環境問題に対応できるように、その動向により計画の見直しを必要に応じて行います。

このため、具体的な実行計画などは概ね5年毎に点検評価し、検証するとともに、事業実施に反映していきます。

また、最終年度において本計画の評価・検証をする際には、成果指標に掲げたとおり、取得し得る直近のデータを用いることとします。

なお、事業の進捗状況や計画の検証は市民へ公表するとともに、環境審議会の場合を通じて意見聴取を行います。



3 年次報告書の作成・公表

本計画の進行管理に当たっては、環境審議会において、計画の推進に関する意見を求めるとともに、環境目標の達成状況や施策の実施状況等について調査し、年次報告書として整理・報告します。

資料編

1	用語の解説.....	1
2	第2次環境基本計画策定の経過.....	5
	(1)環境審議会委員.....	5
	(2)第2次環境基本計画策定の経過.....	5
	(3)パブリックコメントの実施状況.....	5
3	市民・事業者意識調査の結果.....	6
	(1)意識調査の概要.....	6
	(2)市民意識調査の結果.....	7
	(3)事業者意識調査の結果.....	21
4	SDGs 17の目標.....	31
	(1)SDGs 17の目標の一覧.....	31

1 用語の解説

用語	解説
あ 行	
(老朽危険) 空き家・空き地	1年以上使用されていない建物で、老朽化により周囲に危害を及ぼすおそれがあるもの。放置された空き家の倒壊や火災、空き地の雑草繁茂による景観の悪化等、管理不足による周囲への被害が問題になっている。
雨水浸透升・貯留タンク	雨水浸透升：雨水を地面に浸透させることのできる設備。 雨水貯留タンク：雨水の活用を目的に、タンクで貯留するための装置。舗装された地面は、雨水を浸透させず、一度に大量の雨水が排水され水害につながるため、特に都市部でこれらの設備の導入が進められている。
ウォームビズ	冬季に「寒い時には着る、過度に暖房機器に頼らない」という原点に立ち返り、暖房時の室温が20℃でも快適に過ごすことができる工夫のこと。暖房に必要なエネルギー使用量を削減することによって、二酸化炭素の排出を削減し地球温暖化を防止することを目的とし、日本政府が2005年から実施している。
エコファーマー	1999年7月に制定された持続農業法に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称。エコファーマーは環境にやさしい農業（環境保全型農業）による農産物の生産により、環境負荷の低減と安全・安心な農作物供給に努めている。
エネルギー管理システム（HEMS、BEMS）	消費エネルギーを表示する機器の一つで、電力使用量を計測・表示するだけでなく、節電（二酸化炭素削減）のための機器の制御等を行うシステムのこと。HEMS（へムス）は住宅向け、BEMS（べムス）は商用ビル向けのシステムを示す。
温室効果ガス	熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがある気体のこと。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどがある。
か 行	
外来種 特定外来生物	外来種：元々その地域にいなかったが、人間活動によって外国や国内の他地域から入ってきた生き物のこと。 特定外来生物：外来種のうち、生態系や農林水産業、人の生活に悪影響を及ぼすおそれがある生き物で、外来生物法に基づき環境省が指定した種を特定外来生物といい、学術研究のほかは、輸入・販売・譲渡・栽培・運搬などが原則禁止されている。
霞提（かすみてい）	河川の堤防を所どころ切断し、洪水時に水の流れを緩衝させ、本流の外に逃がすことで、住宅の多い下流部での水害を抑制するための施設。
カーボン・オフセット制度	CO2等の温室効果ガスの排出削減を行い、どうしても排出される温室効果ガスを、削減活動に投資すること等により、埋め合わせるというカーボン・オフセットの取組を活性化するための制度。2017年から環境省の公開文書に準拠しながら民間主導にて行われている。
環境基準	人の健康及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、大気、水質、土壌、騒音をどの程度に保つか目標として定めた値。
環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」（EMS-Environmental Management System）という。

企業の森	企業や労働組合がCSR（企業の社会的責任）や社会・環境貢献活動、地域との交流活動の一環として、地域の森林を所有し森林整備活動をすることで、環境保全に貢献する事業の総称。
クールビズ	オフィスや家庭での冷房時に、室温 28℃に設定しても快適に過ごすことができるための工夫のこと。地球温暖化防止を目的とし、日本政府が 2005 年から実施している。
グリーン電力証書	再生可能エネルギーによって発電された自然エネルギーの価値を取引できるように数値化した証書のこと。企業・自治体はグリーン電力証書を購入することで、環境価値そのものを買収することが可能になる。
高温障害	気温の高さによって農作物の生育に悪影響が及ぶことを指す。高温障害によって、肥大不足、糖度不足、花色不良等、農作物の品質や収量が低下することが多々ある。
光化学オキシダント (Ox)	自動車の排ガスや工場の排煙には、窒素酸化物や揮発性有機化合物といった大気汚染物質が含まれており、これらが太陽からの紫外線によって化学反応を起こし生成される物質の総称。人体の健康や植物の生育に影響を与えることが知られている。
耕作放棄地	高齢化や過疎化による人手不足などで、過去 1 年間耕作されたことがなく、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地。
さ 行	
再生可能エネルギー	太陽光、水力、風力、バイオマス、地熱など、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。比較的短期間でエネルギー源の再生が可能であり、消費する際に温室効果ガスを発生させないことから、地球温暖化対策の一つとして導入が進められている。
次世代自動車	ハイブリッド車や電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等、温室効果ガス排出の原因となる化石燃料の燃焼量を減らした、あるいは燃焼せずに走行することのできる自動車。
持続可能な社会	地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のこと。
循環型（地域）社会	有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。
食品ロス	食べ残しや、食べられる部分の廃棄、不適切な管理による腐食などにより、本来食べられる食品を捨ててしまうこと。
水源かん養機能	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されること。
住みよい郷土づくり協議会	住民の自主的な活動を通して、地域における生活環境の保全と保健衛生の改善による福祉の向上を図り、住みよい郷土づくりに資することを目的とする団体。
生物多様性	地域に固有の自然があり、それぞれに特有の生きものがいて、同種内でも様々な性質を持った個体があって、それぞれが直接的または間接的に支えあって生きている、そのつながりのこと。多様性には生態系の多様性、種の多様性、遺伝的多様性の3つのレベルがある。
ゼロカーボン	企業や家庭から出る二酸化炭素（CO2）などの温室効果ガスを減らし、森林による吸収分などと相殺して実質的な排出量をゼロにすること。「カーボンニュートラル」とも呼ばれる。政府は 2050 年までにカーボンゼロを達成する目標を掲げている。

た 行	
太陽光発電設備	太陽光が当たると電気を発生させる「太陽電池」と呼ばれる装置を用いて、太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電方式のこと。
地産地消	地域生産・地域消費の略称。地域で生産された様々な生産物や資源をその地域で消費すること。地域の食材・食文化への理解促進（食育）、地域経済活性化、食料自給率のアップなどに繋がるものと期待されている。
地熱発電	地熱によって生成された水蒸気により発電機に連結された蒸気タービンを回すことによって電力を発生させる発電形式で、再生可能エネルギーを活用した発電の一つ。探査・開発に多額の費用と時間を要するといった難点もある。
中小水力（発電）	1,000 kW 未満の水力発電を指す。河川の水を貯めることなく、そのまま利用して発電することが可能。
特定外来生物	外来生物のうち、放置すると在来種の生息・生育や、農林水産業に被害を及ぼすため、特に注意が必要であるとされる生物。
な 行	
日本型直接支払制度	農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていくための制度。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した基本構想に示された効率的かつ安定した農業経営体を目指すため、経営改善のための計画（農業経営改善計画書）を市に提出し、認定を受けた農業経営者、農業生産法人。
は 行	
バイオマス発電	バイオマスとは、動植物などから生まれた生物資源の総称。バイオマス発電では、この生物資源を「直接燃焼」したり「ガス化」するなどして発電している。
パリ協定	2015年12月にフランスのパリにて開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際的枠組み。気候変動枠組条約に加盟する全196カ国に対しCO ₂ 排出量削減目標の策定義務化や進捗の調査などを定めている。
非化石証書	石油や石炭を使用しない「非化石電源」からつくられた電気であることを証明する証書。高度化法に定められた「2030年度までに調達する電気の非化石電源比率を44%以上」という目標を小売電気事業者が達成することを目的に作られた。
ま 行	
マイクロプラスチック	環境中に存在する微小なプラスチック粒子であり、特に海洋環境において極めて大きな問題になっている。海洋生物がマイクロプラスチック自体と、それに付着した有害物質を摂取し、生物濃縮によって海鳥や人間の健康にも影響することが懸念されている。
緑の少年団	次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体。地域の子どもたちを保護者やボランティア、学校の先生等がサポートする形で、環境保護に資する学習活動や奉仕活動、レクリエーション活動を行っている。
や 行	
有害鳥獣	人畜や農作物などに被害を与える鳥獣を指す。サル等による農作物被害のほか、近年はツキノワグマやイノシシによる人身被害も発生しており、さらなる注意が必要になっている。
遊休農地	耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍・年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、出来るだけ多くの人が利用できることを目指した設備・製品・情報のデザインのこと。
ら 行	
リサイクル	廃棄されるものを、原料や材料、燃料等として再生利用すること。
英 数	
BOD (生物化学的酸素要求量)	Biochemical Oxygen Demand の略称。河川の水や工場排水の中の汚染物質(有機物)が微生物の働きによって分解されるときに必要とされる酸素量のことで、単位は mg/L で表す。環境基準では河川の汚濁指標として採用しており、この値が大きいほど水質が汚濁していることを意味する。
COD (化学的酸素要求量)	Chemical Oxygen Demand の略称。海水や河川の有機物等汚染源となる物質を、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg/L で表す。数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いということを示す。
COOL CHOICE (クールチョイス)	温室効果ガスの排出削減のため、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。
CSR	Corporate Social Responsibility の略称。企業の社会的責任。企業が自社の利益を追求するだけでなく、自らの組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、あらゆる利害関係者からの要求に対して適切な意思決定をすることを指す。
ICT	情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT (Information Technology)」に代わる言葉として使われている。
IPCC (気候変動に関する政府間パネル)	Intergovernmental Panel on Climate Change の略称。世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により1988年に設立された国連の組織のこと。地球温暖化に関する科学的、技術的、社会経済的な知見から、包括的な評価を行っている。
J-クレジット制度	中小企業等の省エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、2013年度より国内クレジット制度とJ-VER制度を一本化し、経済産業省・環境省・農林水産省が運営している。
PM2.5	大気中に浮遊している25 μ m(1 μ mは1mmの千分の1)以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質(SPM:10 μ m以下の粒子)よりも小さな粒子のこと。PM2.5は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配される。
SNS	Social Networking Service の略称。「人同士のつながり」を社会的に維持・促進するためのオンラインサービス。
ZEH、ZEB	Net Zero Energy House / Building の略称。住まいや商用ビルの断熱性・省エネ性能を上げる事、そして太陽光発電などでエネルギーを創ることで、年間の一時消費エネルギー量の収支を実質ゼロにすることを指す。
5R	「5R」とは、循環型社会の実現に向けての頭文字がRの行動のこと。元来の3R(Reduce(リデュース)発生抑制:ごみを発生させないこと、Reuse(リユース)再使用:ものを繰り返し使うこと、Recycle(リサイクル)再生利用:資源として再生利用すること)に加え、2R(Refuse(リフューズ)断る:ごみになるものを断ること、Repair(リペア)修理:ものを修理して使うこと)が加わっている。

2 第2次環境基本計画策定の経過

(1) 胎内市環境審議会委員

区分	氏名	職名等
会長	坂上 徳三郎	住みよい郷土づくり協議会会長
副会長	須貝 欽也	中条地区区長会会長
委員	南波 和也	水澤化学工業株式会社中条工場 事務管理課長
	植田 信夫	新潟県新発田地域振興局 健康福祉環境部 環境センター長
	河内 理助	乙地区区長会会長
	小林 勲	築地地区区長会会長
	渡邊 俊一	黒川地区区長会会長
	西濟 睦美	胎内市教育委員会 委員
	宮西 俊夫	一般公募
村山 千昌	一般公募	

(2) 第2次環境基本計画策定の経過

年 月 日	内 容
2020年9月4日 ~ 2020年9月30日	市民及び事業者アンケート実施
2020年11月20日	第1回胎内市環境審議会： 計画策定までのスケジュール確認、胎内市の環境を取り巻く現状 と課題の確認
2020年12月23日	第2回胎内市環境審議会： 環境基本計画の基本目標の整理、素案内容の検討
2021年2月15日 ~ 2021年3月5日	市民意見公募（パブリックコメント）の実施
2021年3月17日	第3回胎内市環境審議会： 環境基本計画の最終確認

(3) パブリックコメントの実施概要

2021年2月15日から2021年3月5日まで「第2次胎内市環境基本計画（案）」のパブリックコメントを実施し、意見が1件寄せられました。

3 市民・事業者意識調査の結果

(1) 意識調査の概要

・調査の目的

市民・事業者意識調査は、第2次胎内市環境基本計画策定にあたり、市民及び事業者の環境に対する考え方や今後の環境行政に望むこと等を明らかにし、その意向や視点を計画に反映させることを目的として実施しました。

・調査対象者

市民意識調査：20歳以上の市民から無作為に選んだ男女 1,200人
事業者意識調査：市内の事業所から無作為に選んだ事業者 60事業者

・調査期間

市民意識調査：2020年9月4日～2020年9月30日
事業者意識調査：2020年9月4日～2020年9月23日

・調査方法

自記入による郵送調査法。

・回収結果

配布部数、回収部数及び回収率は以下のとおりです。

対象者	配布部数	回収部数（回収率）
市民	1,200部	650部（54.2%）
事業者	60部	36部（60.0%）

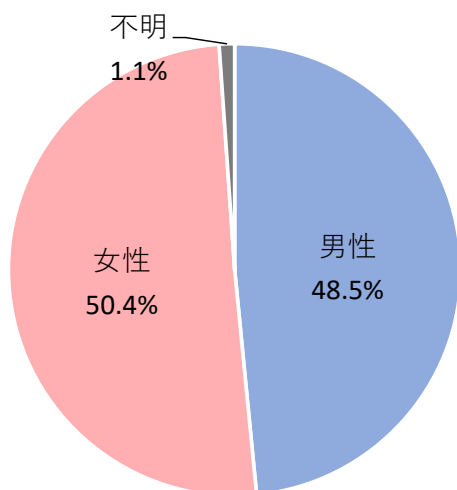
※意見調査の結果は、小数点第2位を繰り上げた値を示しているため、合計値が100.0%にならないことがあります。

(2) 市民意識調査の結果

I：フェイスデータ

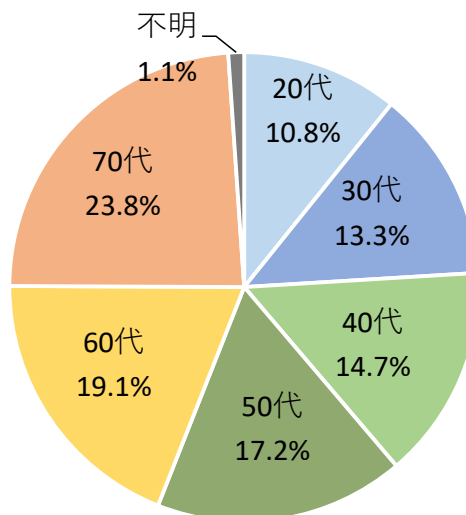
1. 性別

男女比はほぼ半数でした。



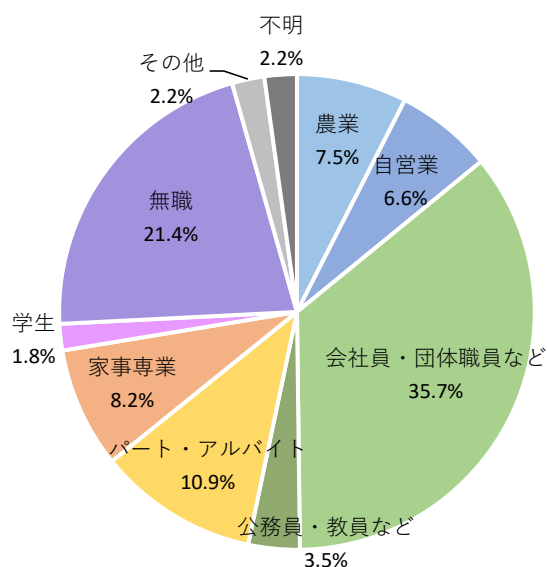
2. 年齢

年代とともに回答数も多くなりました。



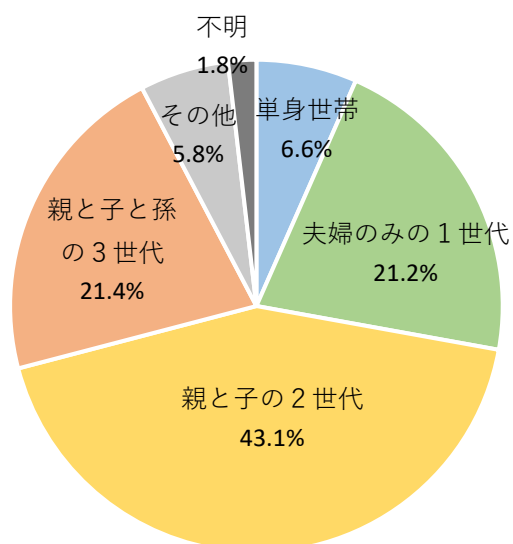
3. 職業

会社員・団体職員などのほか、農業、自営業、パート・アルバイト等、様々な方から回答を得ました。



4. 家族構成

「親と子の2世代」が最も多く、「親と子と孫の3世代」と「夫婦のみの1世代」が次いで多くなりました。



Ⅱ：身近な地域の環境や環境問題全般について

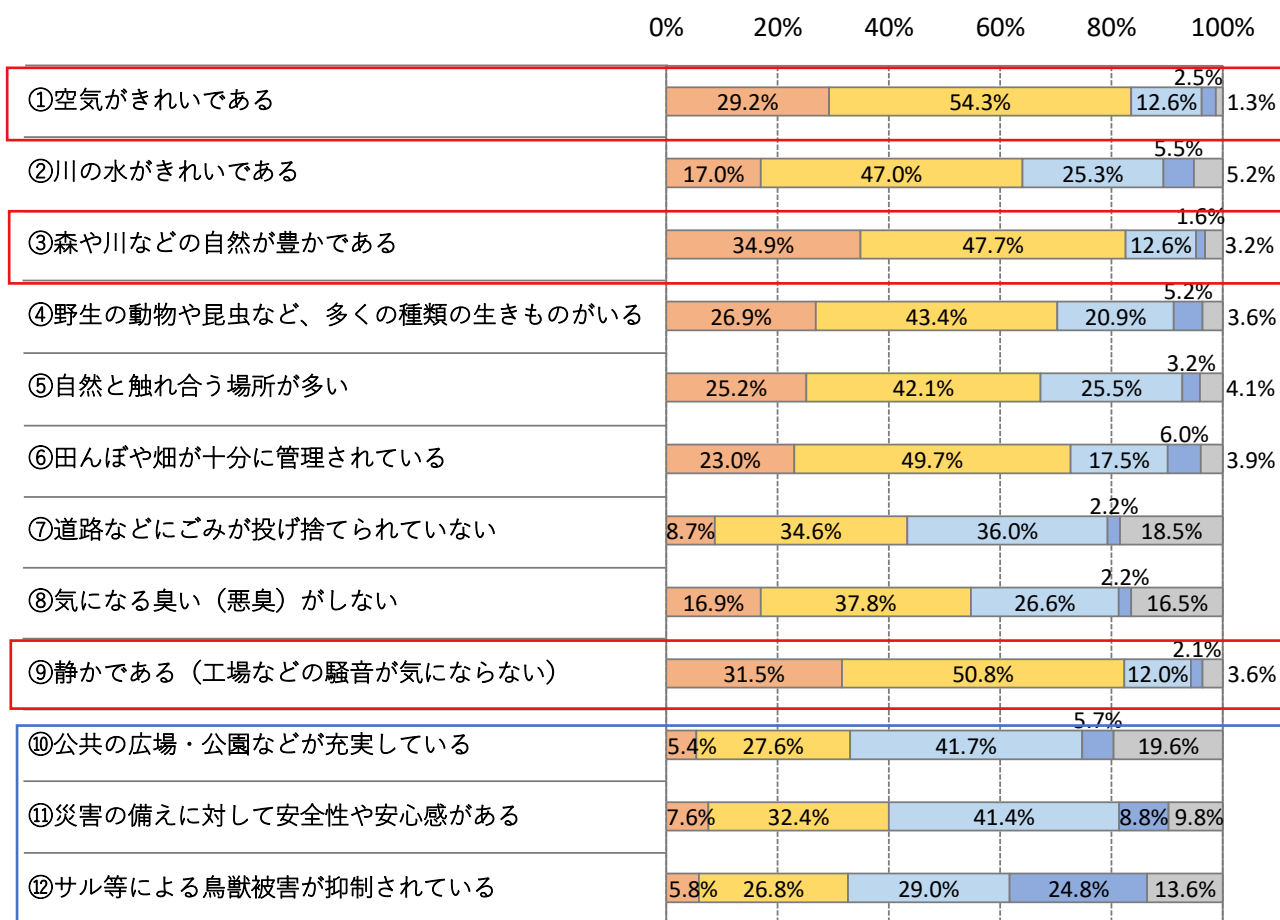
1. 身近な地域の環境や環境問題全般について

あなたがお住まいの地域の環境について、どう思いますか。また、その満足度はどれくらいですか。（最も近い番号を1つ選択）

【意識・感想】

「とてもそう思う」、「概ねそう思う」の回答の割合は、「空気がきれいである」、「森や川などの自然が豊かである」、「静かである（工場などの騒音が気にならない）」の順に高く、いずれも8割を超えました。

一方で、「あまりそう思わない」、「まったくそう思わない」の回答の割合は、「サル等による鳥獣被害が抑制されている」、「災害の備えに対して安全性や安心感がある」、「公共の広場・公園などが充実している」の順に高く、いずれも4割を超えました。

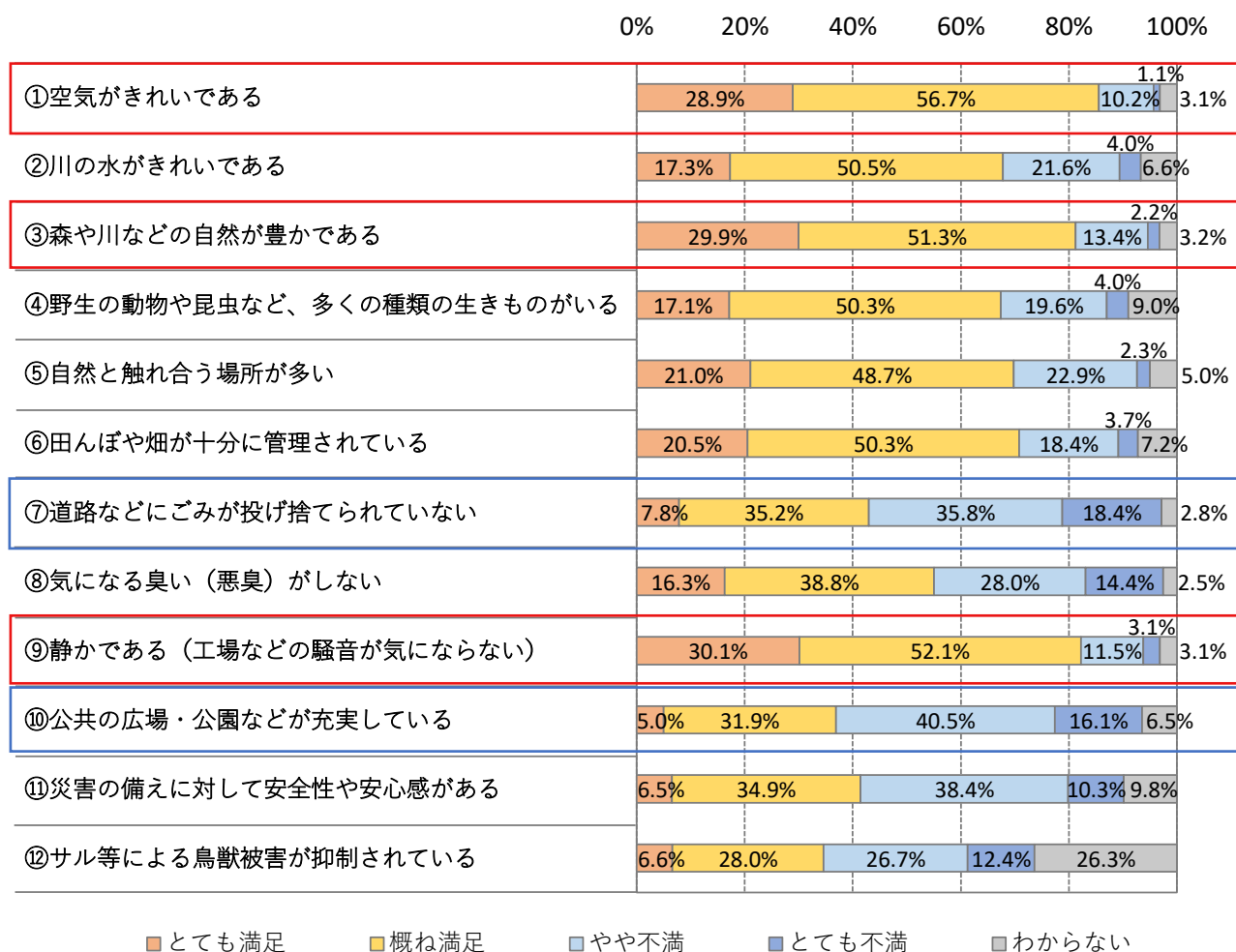


■ とてもそう思う
 ■ 概ねそう思う
 ■ あまりそう思わない
 ■ まったくそう思わない
 ■ わからない

【満足度】

「とても満足」、「概ね満足」の回答の割合は、「空気がきれいである」、「静かである（工場などの騒音が気にならない）」、「森や川などの自然が豊かである」が高く、いずれも8割を超えました。

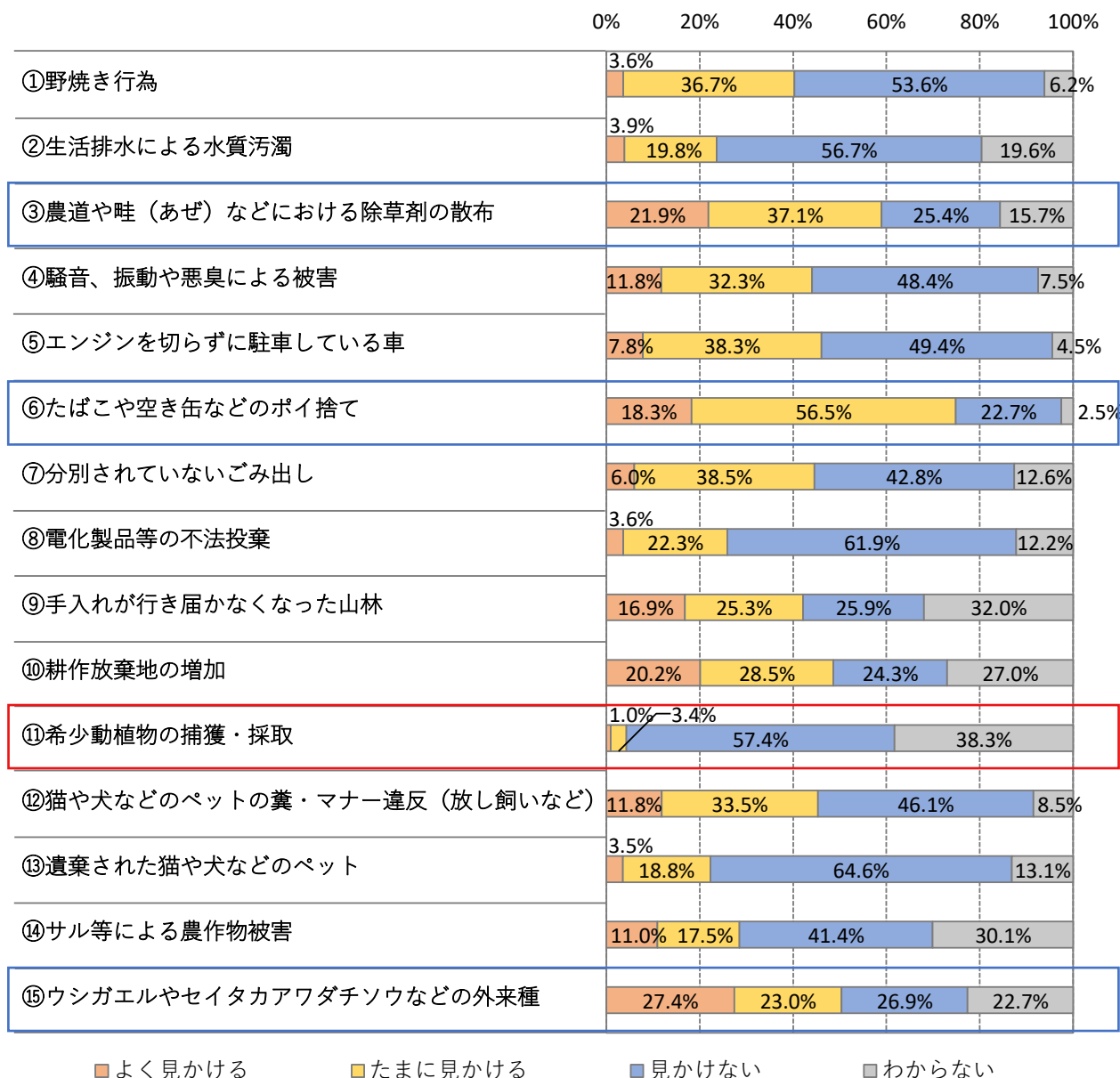
一方で、「やや不満」、「とても不満」の回答の割合は、「公共の広場・公園などが充実している」、「道路などにごみが投げ捨てられていない」の順に高く、いずれも5割を超えました。



2. 身のまわりの環境上の問題・課題について

あなたの身のまわりで、環境上の問題・課題を目にすることがありますか。(当てはまる番号をそれぞれ1つ選択)

「よく見かける」、「たまに見かける」の回答の割合は、「たばこや空き缶などのポイ捨て」、「農道や畦（あぜ）などにおける除草剤の散布」、「ウシガエルやセイタカアワダチソウなどの外来種」の順に高く、いずれも5割を超えました。一方で、回答の割合が最も低かったのは「希少動植物の捕獲・採取」で0.5%以下となり、希少動植物の保護意識の高さが伺えました。

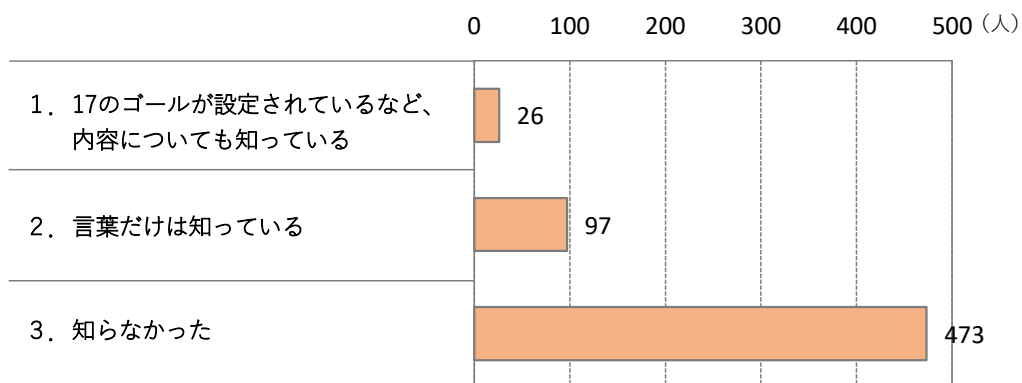


3. 持続可能な開発目標（SDGs）の認知度について

近年、環境・社会・経済について、国際社会全体が2030年にむけて達成すべき目標である、持続可能な開発目標（SDGs）が注目されています。あなたはSDGsについてどの程度知っていますか。

（当てはまる番号を1つ選択）

「知らなかった」の回答が473人、「言葉だけは知っている」の回答が97人と認知度の低さが伺えました。



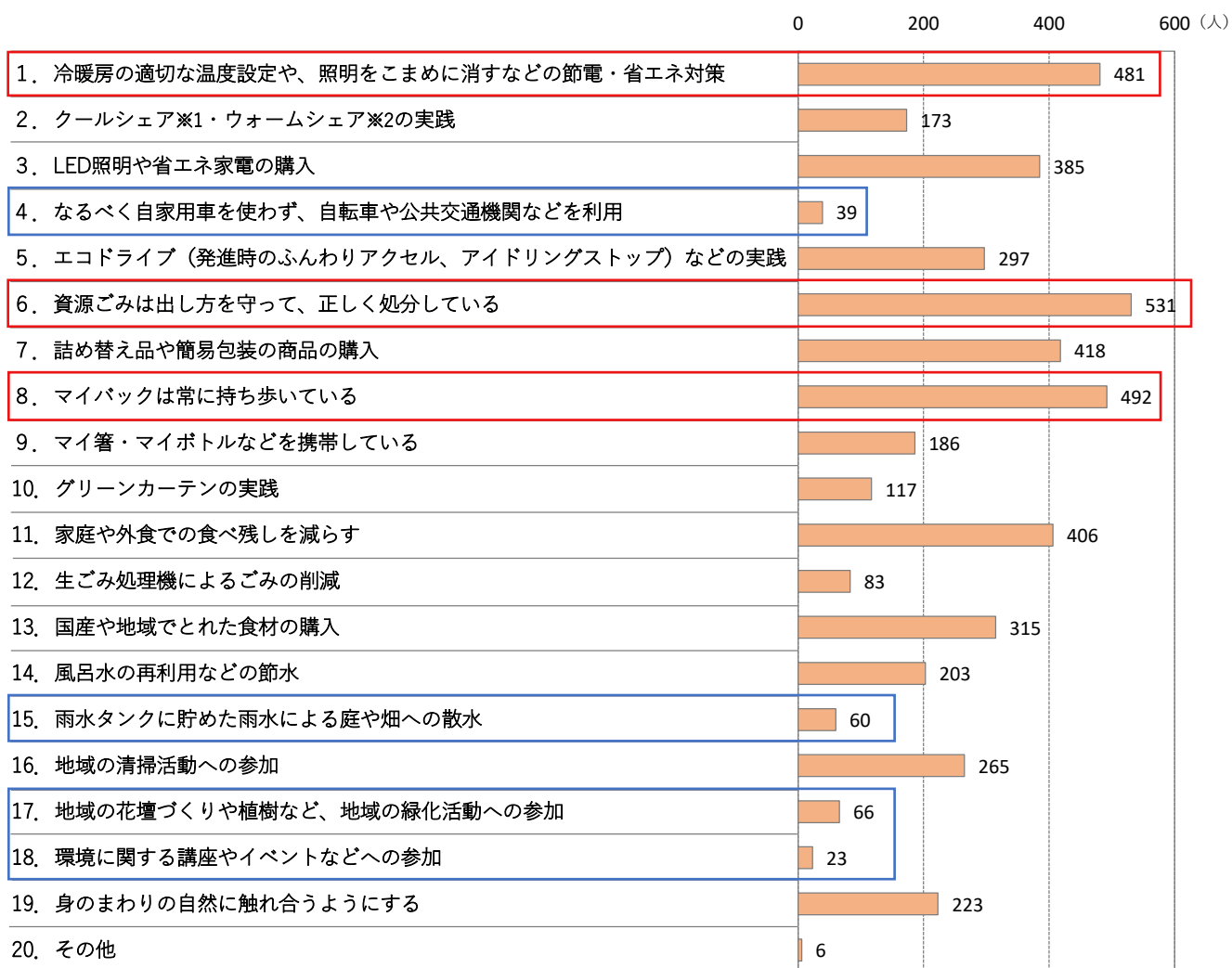
Ⅲ：環境に配慮した行動・活動の実践状況について

1. 環境に配慮した行動の実践度について

日頃、環境に配慮した行動として、あなたが実践している取組は何ですか。（当てはまる番号をすべて選択）

回答人数は「資源ごみは出し方を守って、正しく処分している」、「マイバックは常に持ち歩いている」、「冷蔵庫の適切な温度設定や、照明をこまめに消すなどの節電・省エネ対策」の順に多く、500人程度となりました。

一方で、「環境に関する講座やイベントなどへの参加」「なるべく自家用車を使わず、自転車や公共交通機関などを利用」、「雨水タンクに貯めた雨水による庭や畑への散水」、「地域の花壇づくりや植樹など、地域の緑化活動への参加」の順に少ない結果となりました。



※1 クールシェアとは

涼しいところに家族や友人などと集まり、涼しさを分け合うことで、エアコン等の使用量を削減し、節電や地球温暖化対策につなげること

※2 ウォームシェアとは

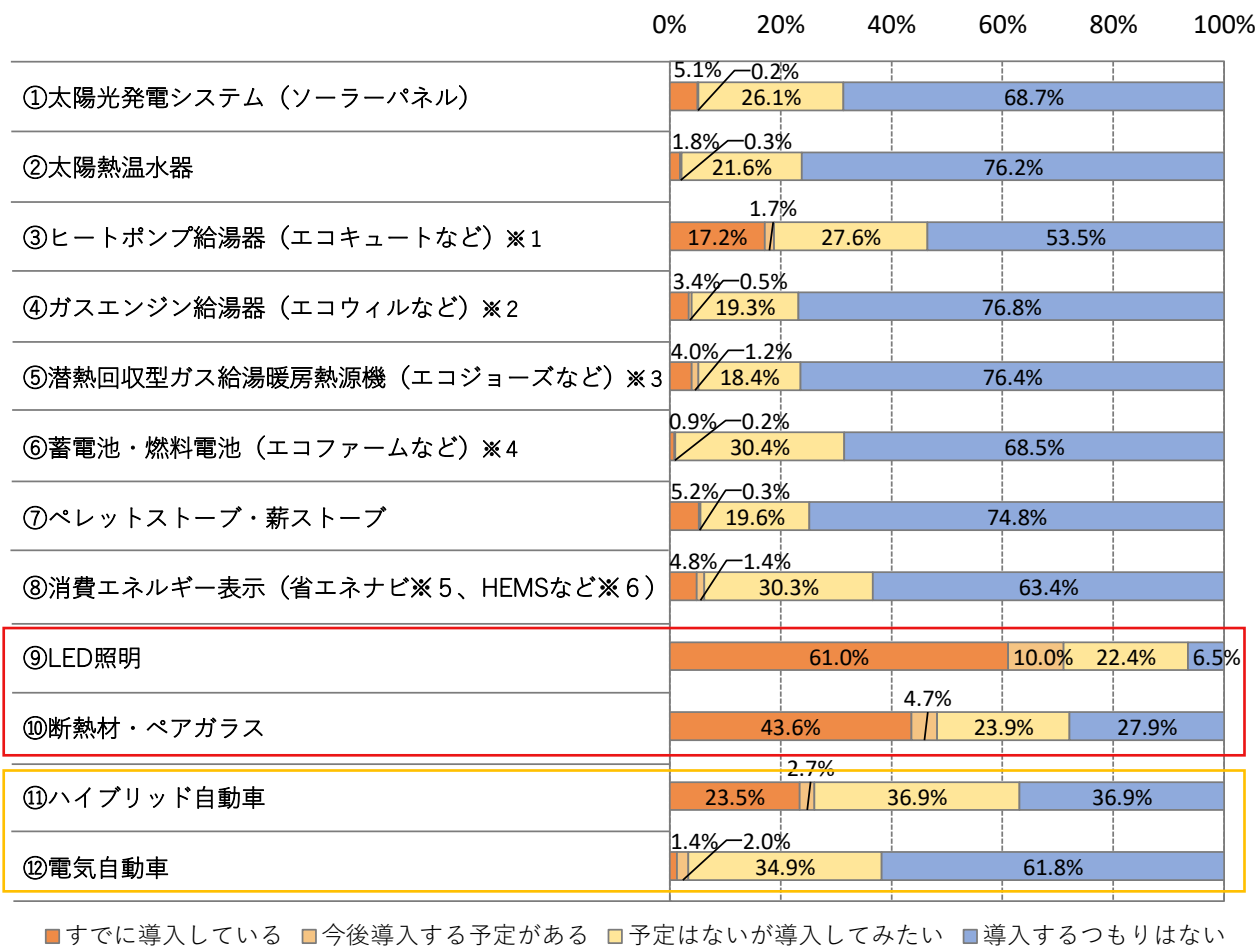
家族で暖房の入った1つの部屋で過ごしたり、外出して、みんなで温かいところに集まったりすることで、暖房等の使用量を削減し、節電や地球温暖化対策につなげること

2. 省エネルギー・再生可能エネルギー配慮設備の導入状況および意向について

あなたのお住まいの家や車について、省エネルギーや再生可能エネルギーを考慮した設備を導入済み、または今後導入する予定はありますか。(当てはまる番号をすべて選択)

「すでに導入している」、「今後導入する予定がある」の回答の割合は、「LED照明」が最も高く71.0%となりました。次いで「断熱材・ペアガラス」が高く48.3%となりました。

「予定はないが導入してみたい」の回答の割合は、「ハイブリッド自動車」、「電気自動車」が3割以上と高く、ガソリン車からの転換に関心を持つ人が多いことがわかりました。



※の解説は次ページ

■省エネタイプの給湯器

※1 ヒートポンプ給湯器

大気
熱で
水を
温める
お湯
風呂・
台所などへ

CO₂冷媒
ヒートポンプ
水
貯湯タンク

**空気熱でお湯が沸く
エコキュート**

**抜群のコストパフォーマンス
を実現**

エコキュートは自然冷媒(CO₂)ヒートポンプ給湯機の実称。大気中の熱を取り込んでお湯を沸かす。熱効率の高い省エネルギー機器です。かつ夜間の割安な電氣を利用することで、経済性と環境性の両立を図っています。

※2 ガスエンジン給湯器

家庭内での
電力として利用

電力

LPガス

排熱

お湯

風呂・台所などへ
床暖房にも利用

給湯

貯湯タンク・
排熱利用給湯暖房ユニット

ガスエンジン発電ユニット
(ガスを使って発電)

**発電と給湯・暖房を行う
エコウィル**

ガスで発電し、排熱でお湯をつくる
ガスを燃料として電氣をつくり、その時の排熱でお湯をつかって給湯や暖房を行う機器がエコウィル。ひとつのエネルギーで電氣とお湯を同時につくりだし、エネルギー消費量を抑える家庭用コージェネレーションシステムです。

※3 潜熱回収型ガス給湯暖房熱源機

●従来の方式
●エコジョーズ

●従来の方式
燃焼ガスは高温のまま排気される

●エコジョーズ
2次熱交換器
(排気の熱で予備加熱)
↓
1次熱交換器
(バーナーで加熱)

1次熱交換器
(バーナーで加熱)

**潜熱回収型給湯器
エコジョーズ**

従来型に比べ効率が15%アップ

ガスでお湯をつくる時の排気中に捨てられる排熱ロスを抑えたのが潜熱回収型給湯器。給湯時の熱効率を従来型給湯器の約80%から約95%までアップしました。CO₂排出量は約13%少なくなります。

出典：「家庭の省エネ徹底ガイド」(資源エネルギー庁)

■蓄電池・燃料電池

※4 蓄電池

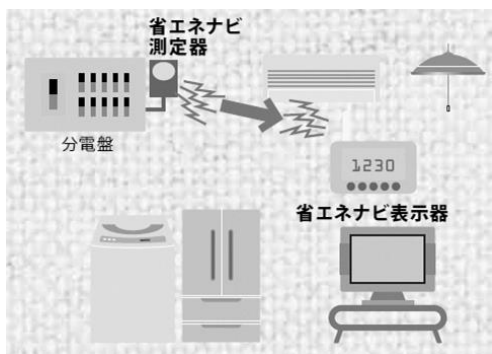
蓄電池とは、太陽光発電などで発電した電力や割安な夜間電力をためて利用する電池のことです。

※4 燃料電池

燃料電池とは、ガスや灯油から取り出した水素で発電し、給湯などに利用する電池のことです。

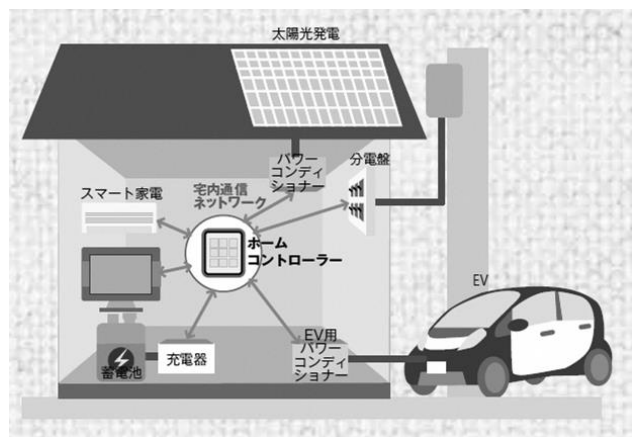
■消費エネルギー表示機器

※5 省エネナビ



省エネナビとは、現在のエネルギーの消費量を金額で知らせたり、利用者自身が決めた省エネ目標を超えると知らせたりして、家庭の省エネ・節電を手助けする設備のことです。

※6 HEMS



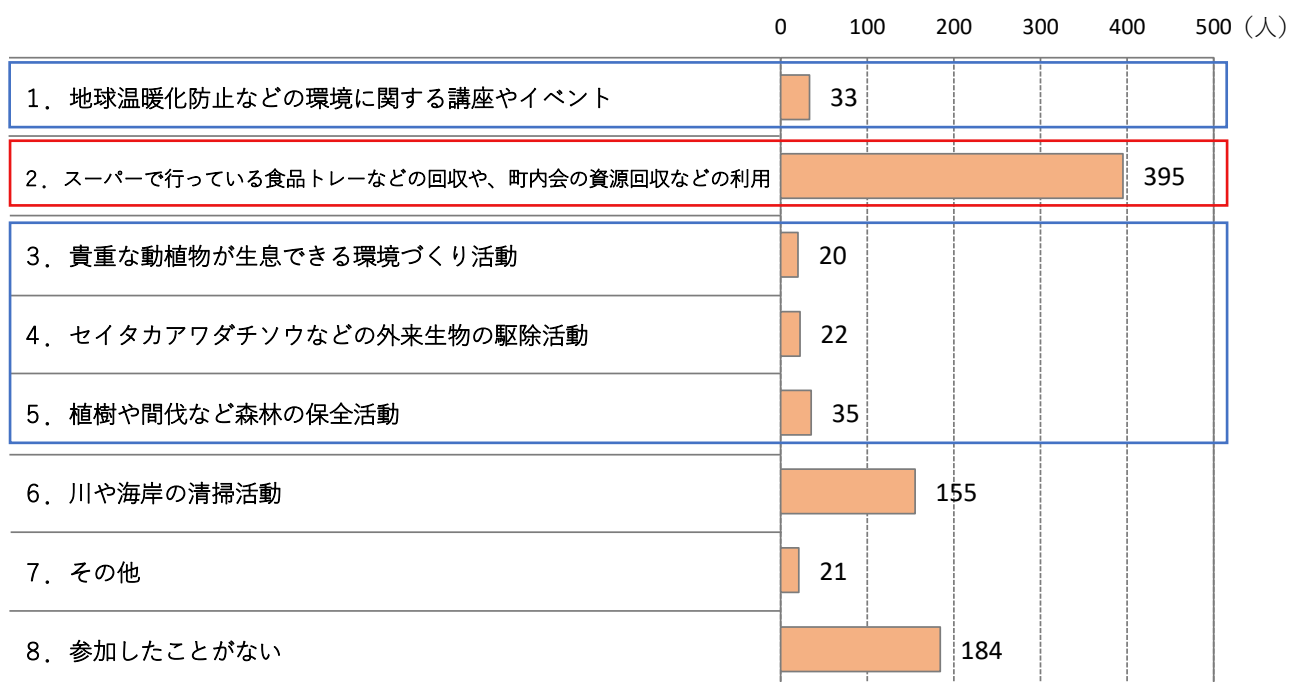
HEMSとは、電氣などの消費状況を使用量や金額で表示したり、家電機器を自動制御したりして、家庭の省エネ・節電を手助けする設備のことです。

出典：「家庭の省エネ百科」(資源エネルギー庁)

3. 環境保全活動への参加状況について

地域や民間団体等が行っている環境保全活動で、あなたが参加したことがある番号をすべて選んでください。

回答人数は、「スーパーで行っている食品トレーなどの回収や、町内会の資源回収などの利用」が最も多く約 400 人となりました。一方で、「地球温暖化防止などの環境に関する講座やイベント」、「貴重な動植物が生息できる環境づくり活動」、「セイタカアワダチソウなどの外来生物の駆除活動」、「植樹や間伐など森林の保全活動」は回答人数が少なく、50 人未満となりました。



IV：第1次胎内市環境基本計画で示されている市民の取組への参加・協力状況について

1. 市民の取組内容への参加・協力状況について

第1次胎内市環境基本計画では、市民のみなさまに、望ましい環境像を実現するための取組を示しています。市民の取組内容について、あなたの参加・取組状況として、当てはまる番号を1つ選んでください。

「進んで参加・協力した」、「たまに参加・協力した」の回答の割合が8割を超えた項目を表1に示しています。ごみの減量や分別、リサイクル、ポイ捨て・不法投棄の対策など、ごみに関する項目が高くなりました（黄色で着色）。

一方で、「進んで参加・協力した」、「たまに参加・協力した」の回答の割合が3割未満の項目を表2に示しています。環境活動等への参加に関する項目が低くなりました（黄色で着色）。

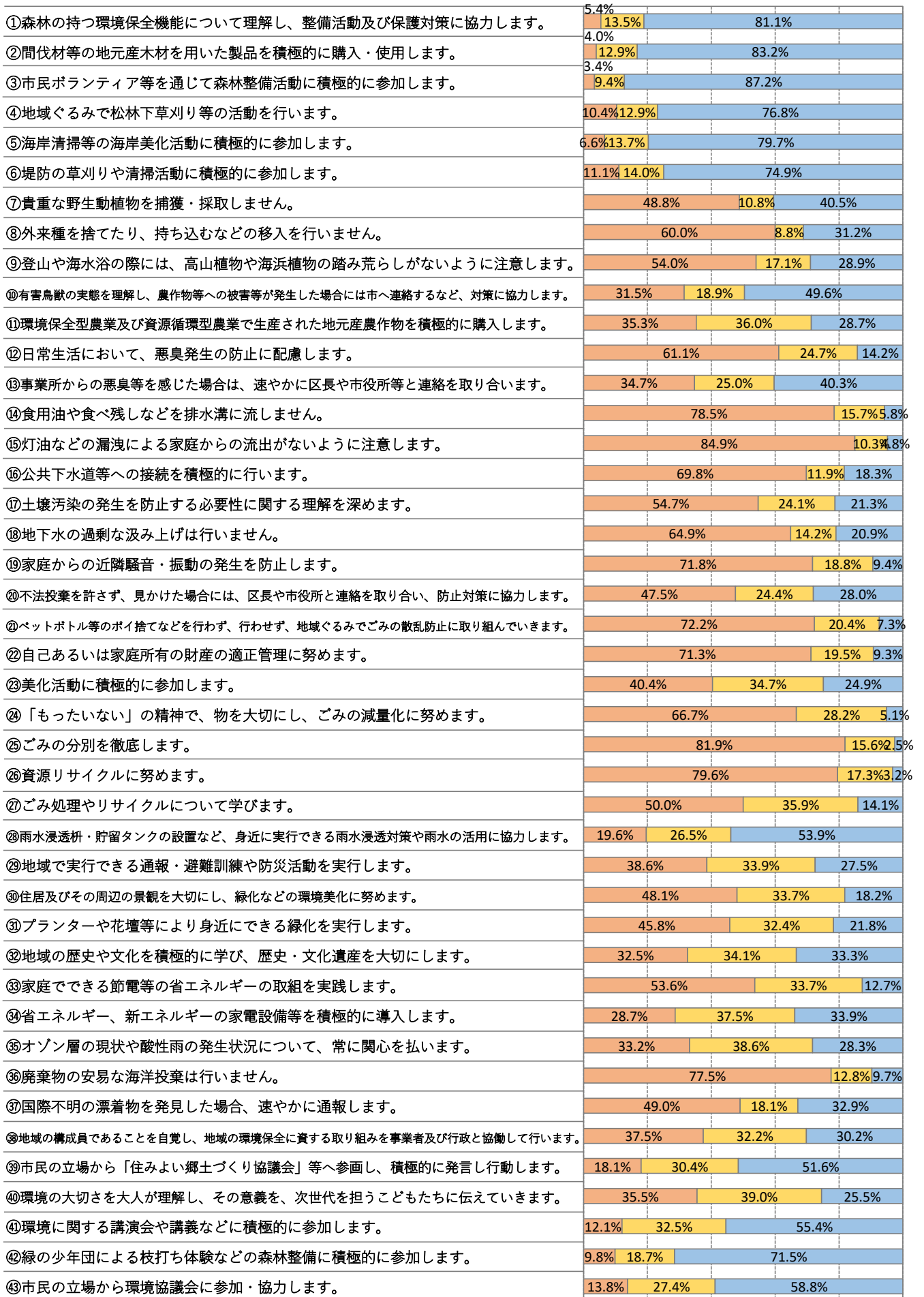
表1 「進んで参加・協力した」、「たまに参加・協力した」が8割以上の項目

項目	回答の割合
②⑤ごみの分別を徹底します。	97.5%
②⑥資源リサイクルに努めます。	96.8%
①⑤灯油などの漏洩による家庭からの流出がないように注意します。	95.2%
②④「もったいない」の精神で、物を大切にし、ごみの減量化に努めます。	94.9%
①④食用油や食べ残しなどを排水溝に流しません。	94.2%
②①ペットボトルや空き缶のポイ捨てなどを行わず、行わせず、地域ぐるみでごみの散乱防止に取り組んでいきます。	92.7%
②②自己あるいは家庭所有の財産の適正管理に努めます。	90.7%
①⑨家庭からの近隣騒音・振動の発生を防止します。	90.6%
③⑥廃棄物の安易な海洋投棄は行いません。	90.3%
③③家庭でできる節電等の省エネルギーの取組を実践します。	87.3%
②⑦ごみ処理やリサイクルについて学びます。	85.9%
①⑫日常生活において、悪臭発生の防止に配慮します。	85.8%
③⑩住居及びその周辺の景観を大切にし、緑化などの環境美化に努めます。	81.8%
①⑥公共下水道等への接続を積極的に行います。	81.7%

表2 「進んで参加・協力した」、「たまに参加・協力した」が3割未満の項目

項目	回答の割合
④②緑の少年団による枝打ち体験などの森林整備に積極的に参加します。	28.5%
⑥⑥堤防の草刈りや清掃活動に積極的に参加します。	25.1%
④④地域ぐるみで松林下草刈り等の活動を行います。	23.2%
⑤⑤海岸清掃等の海岸美化活動に積極的に参加します。	20.3%
①①森林の持つ環境保全機能について理解し、整備活動及び保護対策に協力します。	18.9%
②②間伐材等の地元産木材を用いた製品を積極的に購入・使用します。	16.8%
③③市民ボランティア等を通じて森林整備活動に積極的に参加します。	12.8%

0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 進んで参加・協力した ■ たまに参加・協力した ■ 参加・協力していない

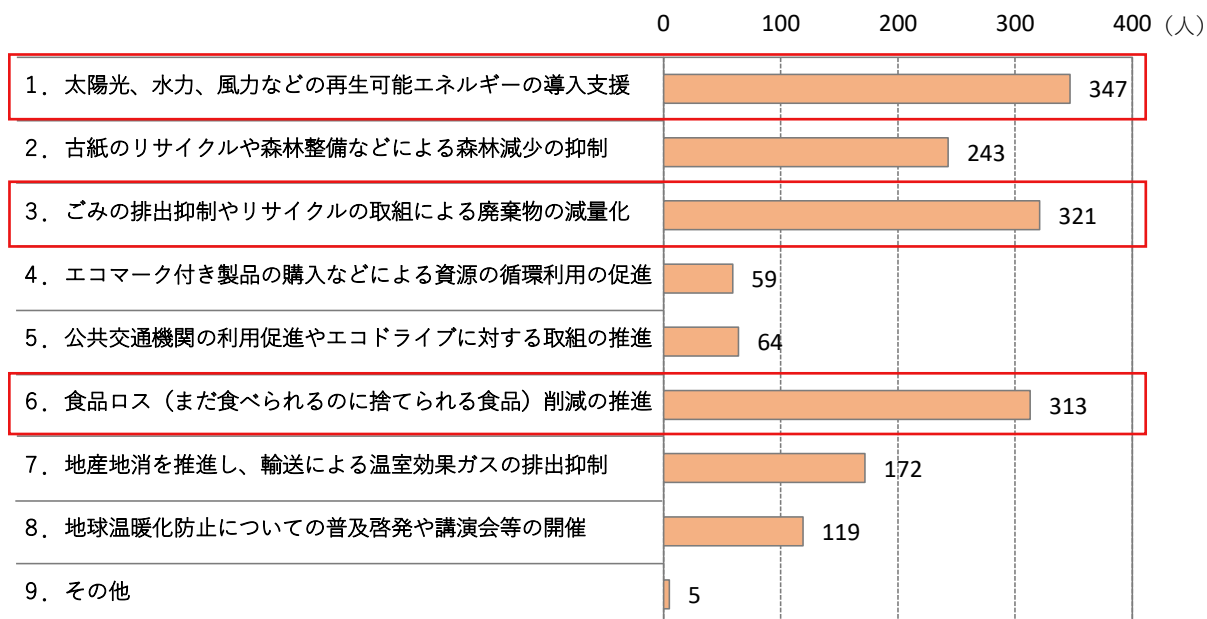
V：胎内市の環境保全・対策について

1. 胎内市の環境保全・対策について

環境保全を進めるために、市は今後10年間で、どのような施策を重点的に進めるべきだと思いますか。それぞれの分野ごとに、重要度が高いと思われるものを選んでください。（3つ以内を選択）

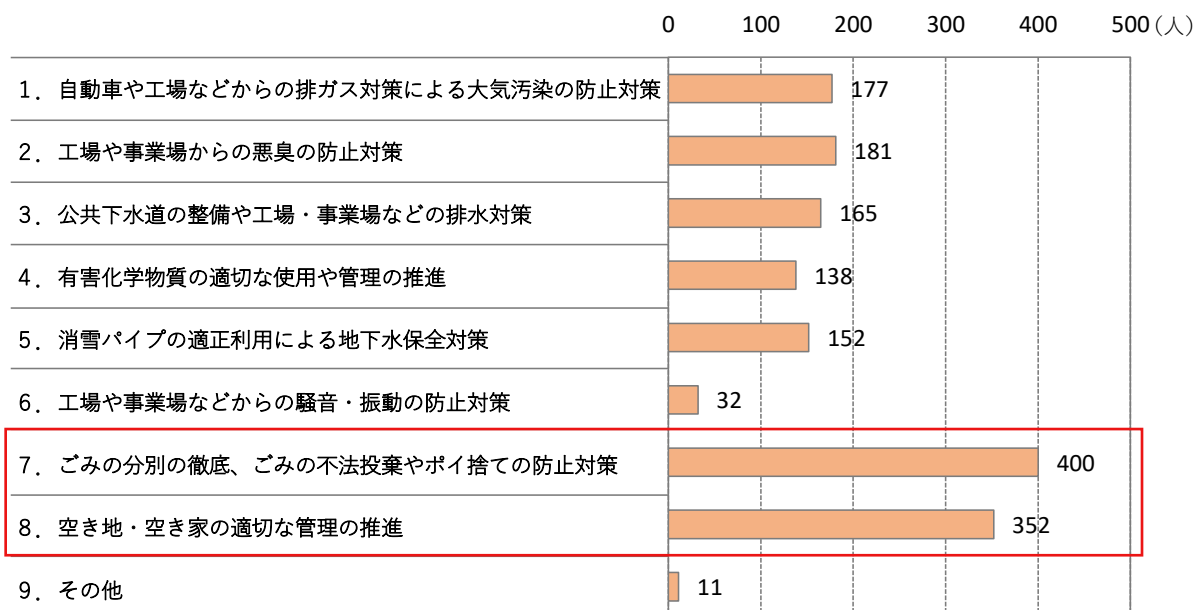
【①地球環境の保全について】

回答人数は、「太陽光、水力、風力などの再生可能エネルギーの導入支援」、「ごみの排出抑制やリサイクルの取組による廃棄物の減量化」、「食品ロス削減の推進」の順に多く、いずれも300件を超えました。



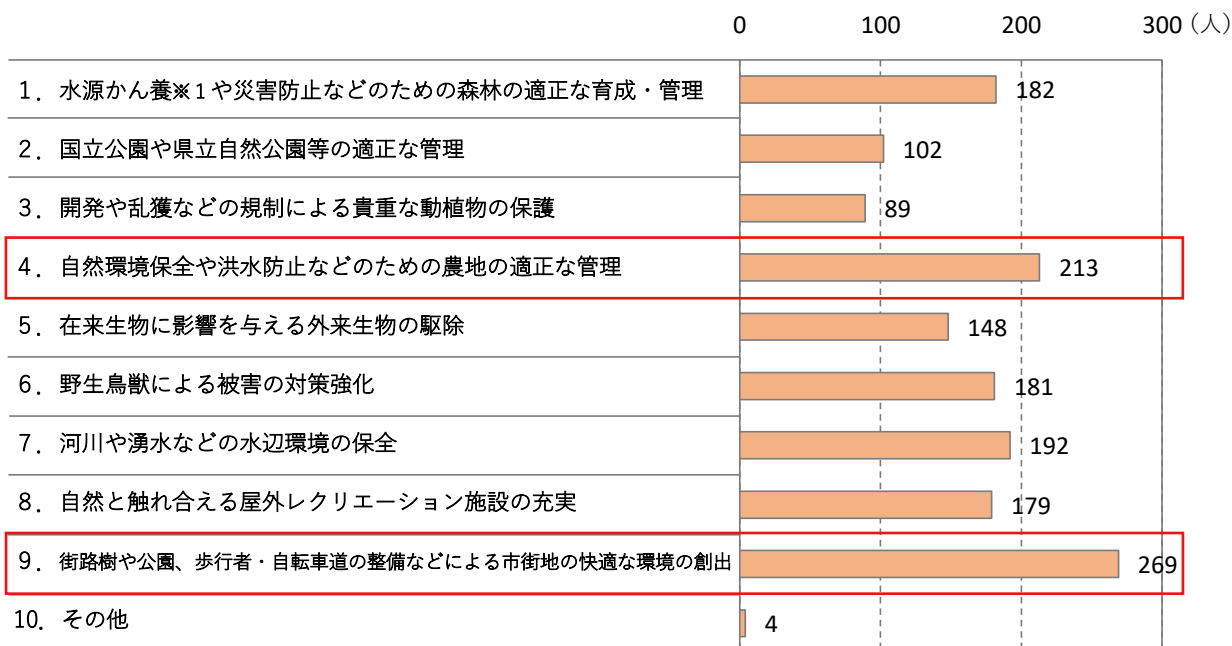
【②生活環境の保全について】

回答人数は、「ごみの分別の徹底、ごみの不法投棄やポイ捨ての防止対策」、「空き地・空き家の適切な管理の推進」が多くなり350件以上となりました。



【③自然や景観などの保全について】

回答人数は、「街路樹や公園、歩行者・自転車道の整備などによる市街地の快適な環境の創出」、「自然環境保全や洪水防止などのための農地の適正な管理」の順に多く、いずれも 200 件を超えました。

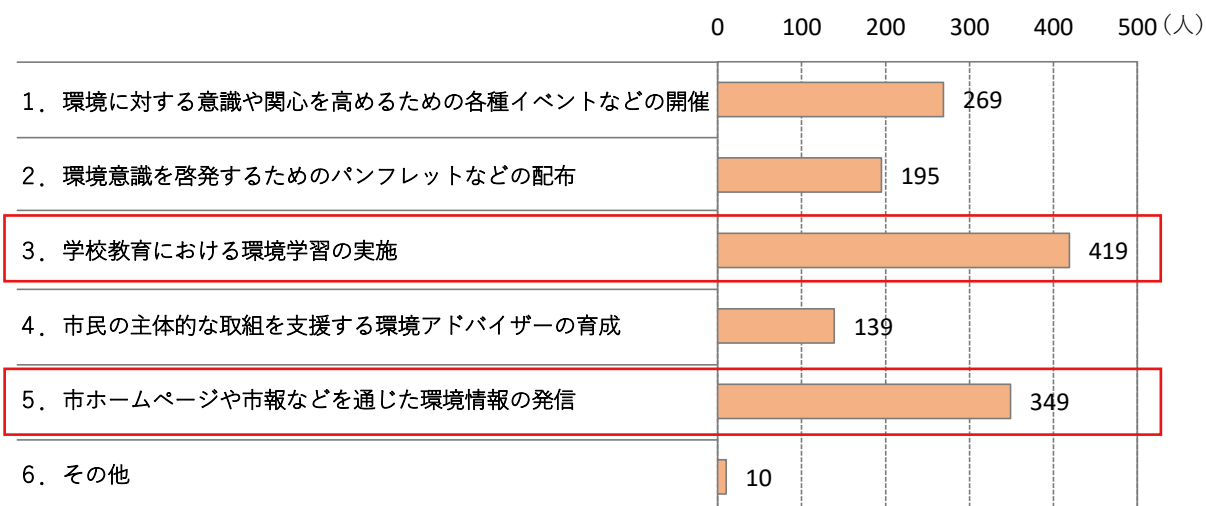


※1 水源かん養（機能）とは

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量などを調節する機能のこと

【④環境意識を高める取組について】

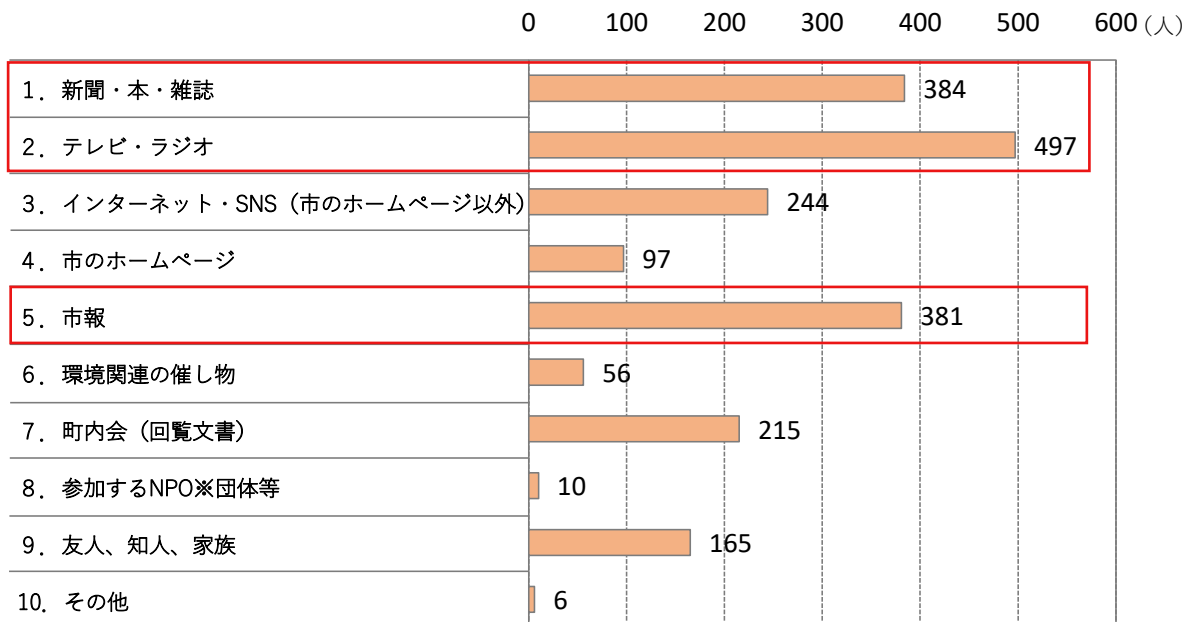
回答人数は、「学校教育における環境学習の実施」、「市ホームページや市報などを通じた環境情報の発信」の順に多く、どちらも 300 件を超えました。



2. 環境全般に関する情報収集について

あなたが、環境全般に関する情報などを知る場合、主にどのような方法で情報収集をしていますか。(当てはまる番号をすべて選択)

回答人数は、「テレビ・ラジオ」、「新聞・本・雑誌」、「市報」の順に多く、300人を超えました。



※NPOとは

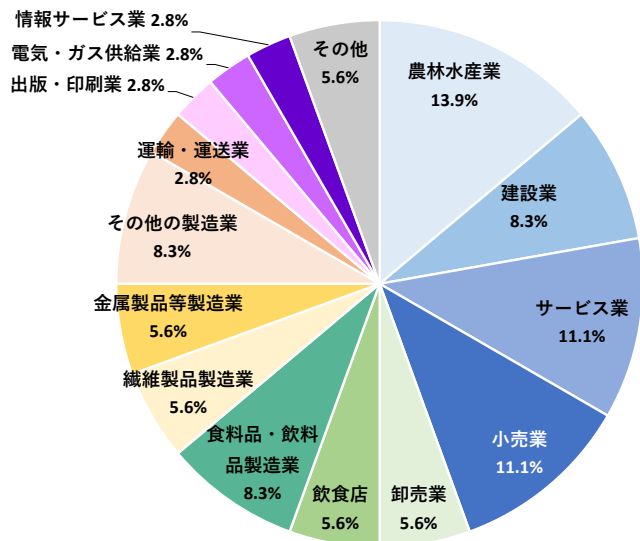
民間非営利団体 (Non Profit Organization) のこと。継続的、自発的に営利を目的としない社会貢献活動を行う団体の総称。

(3) 事業者意識調査の結果

I：フェイスデータ

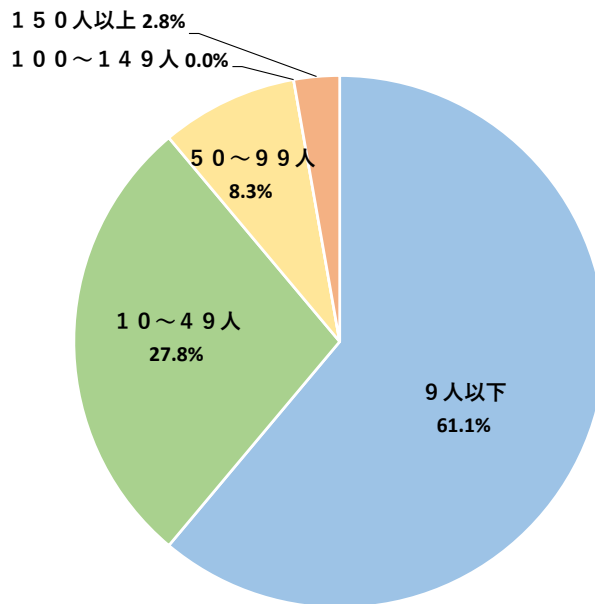
1. 業種

農林水産業や小売業などの様々な業種の事業者から回答を得ました。



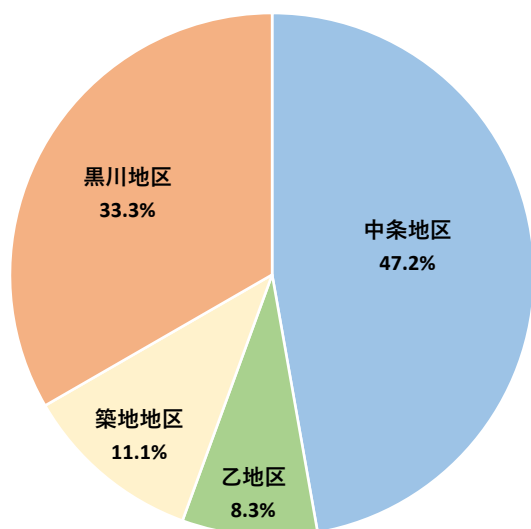
2. 従業員数

9人以下から150人以上まで様々な規模の事業者から回答を得ました。



3. 事業所の所在地

中条地区と黒川地区の事業所からの回答が多くなりました。



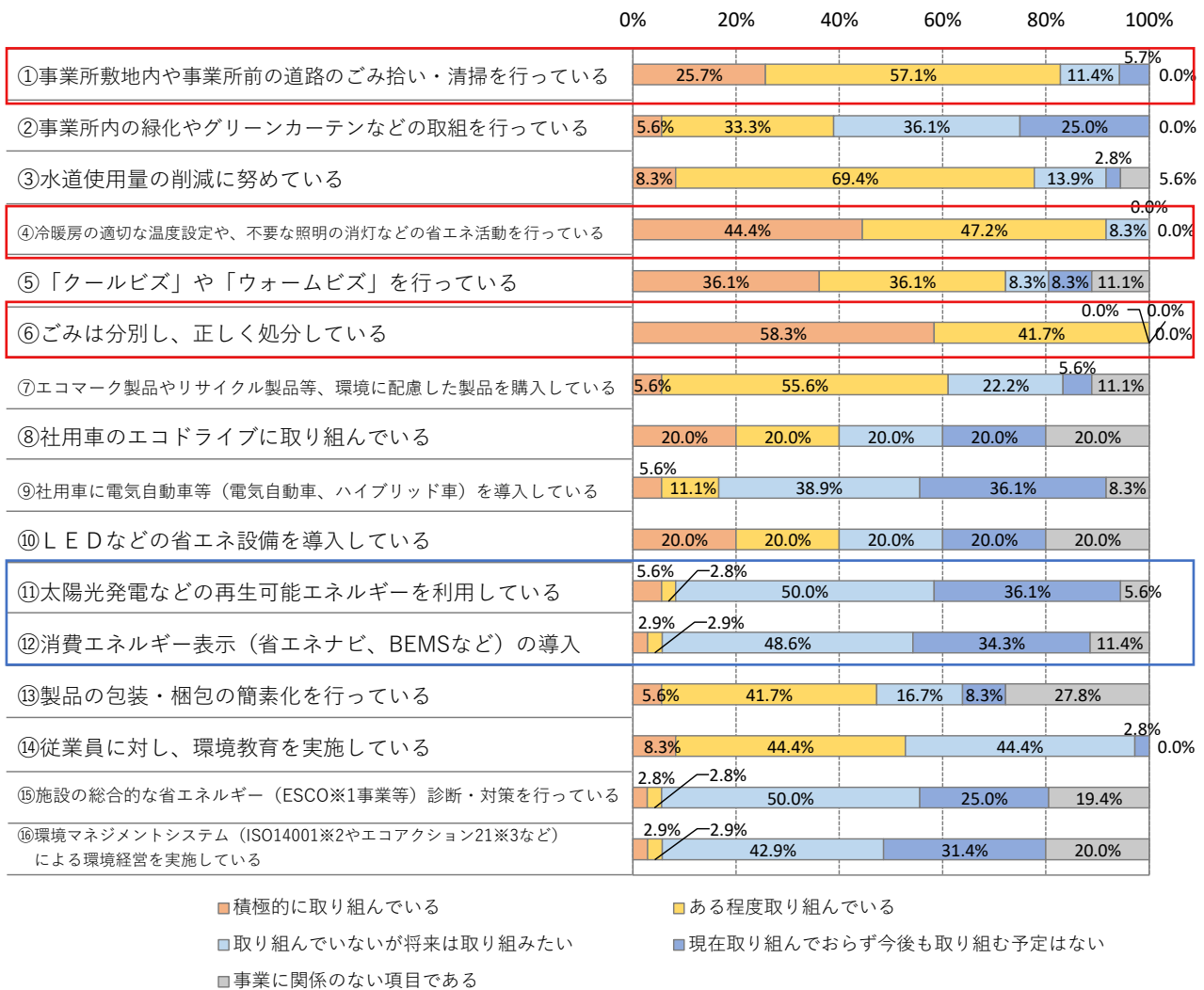
II：事業所の環境への取組について

1. 事業所の環境への取組について

環境に対する取組について、貴事業所の取組状況に当てはまる番号を選んでください。（当てはまる1つを選択）

「積極的に取り組んでいる」、「ある程度取り組んでいる」の回答の割合は、「ごみは分別し、正しく処分している」、「冷暖房の適切な温度設定や、不要な照明の消灯などの省エネ活動を行っている」、「事業所敷地内や事業所前の道路のごみ拾い・清掃を行っている」の順に高く、いずれも8割を超えました。

一方で、「取り組んでいないが将来は取り組みたい」、「現在取り組んでおらず今後も取り組む予定はない」の回答の割合は、「太陽光発電などの再生可能エネルギーを利用している」、「消費エネルギー表示（省エネナビ、BEMSなど）の導入」の順に高く8割を超えました。



※1 ESCO 事業とは

省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う事業のこと

※2 ISO14001 とは

国際標準化機構（ISO）が発行した環境マネジメントシステムに関する国際規格のこと

※3 エコアクション 21 とは

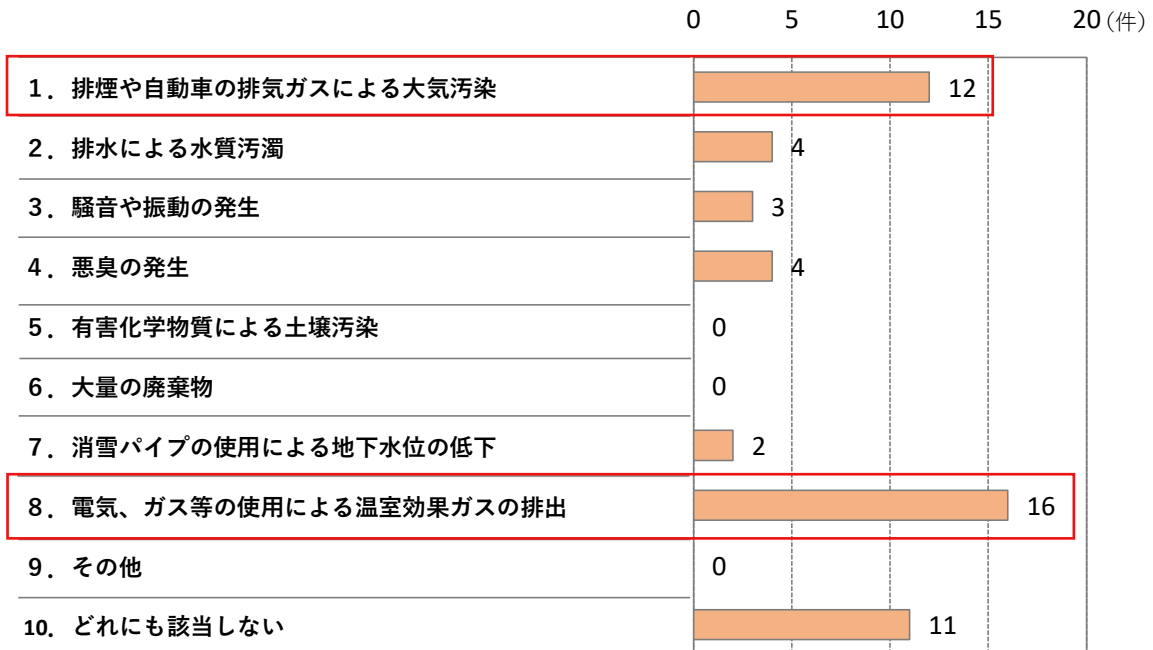
中小事業者も取り組みやすい環境マネジメントシステムとして環境省が策定したガイドラインのこと

Ⅲ：環境への影響や環境保全に対する考えについて

1. 事業者の製品や事業活動が環境に与えている影響について

貴事業所が提供する製品や事業活動において、環境に影響を与えていると思う番号をすべて選んでください。

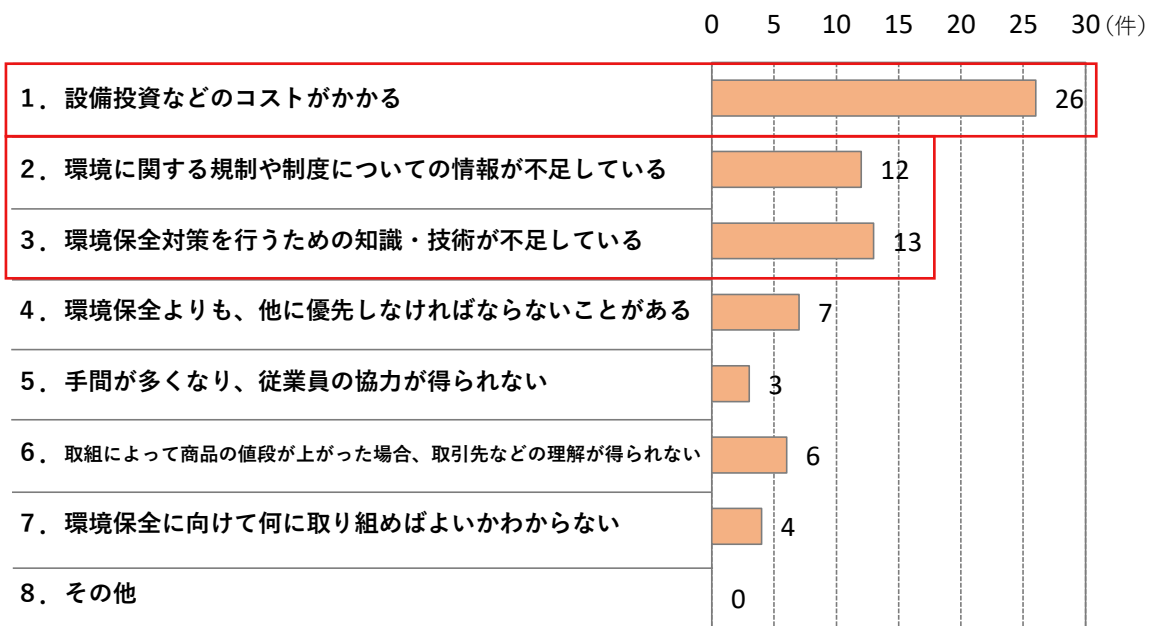
回答件数は、「電気、ガス等の使用による温室効果ガスの排出」、「排煙や自動車の排気ガスによる大気汚染」の順に多く、10件を超えました。



2. 事業所で取り組む環境保全における課題や問題について

貴事業所で環境保全に取り組むうえで、課題や問題となっている番号をすべて選んでください。

回答件数は、「設備投資などのコストがかかる」が26件と最も多く、次いで「環境保全対策を行うための知識・技術が不足している」、「環境に関する規制や制度についての情報が不足している」の順で高くなり、10件以上になりました。



3. 市民・事業者・市の連携した環境保全活動の取組について

地域の環境保全のためには、市民・事業者・市の連携した取組や活動が必要となります。このような取組や活動について、当てはまる番号を1つ選んでください。

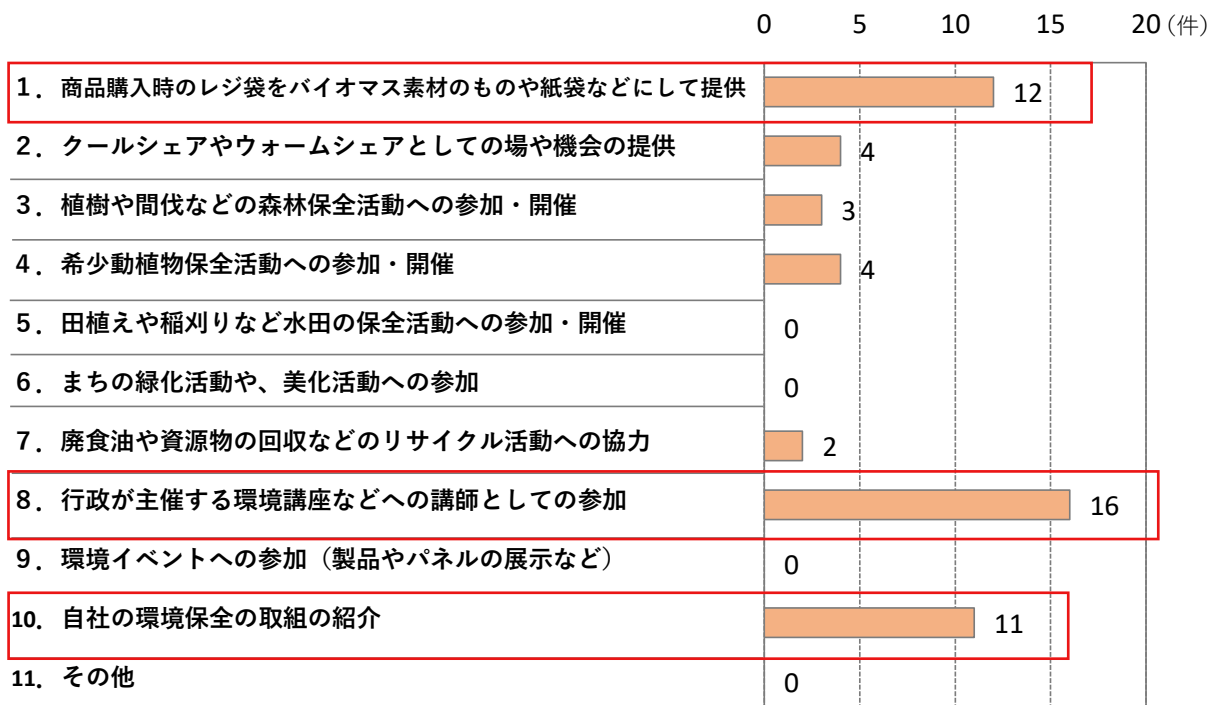
回答件数は、「機会があれば活動したい」が18件と最も多くなりました。



4. 活動している取組の内容について

上記3で「1. すでに活動している」「2. 今後、積極的に活動したい」「3. 機会があれば活動したい」と回答された方におたずねします。活動している（もしくは今後活動したい）のは、どのような内容ですか。当てはまる番号をすべて選んでください。

回答件数は、「行政が主催する環境講座などへの講師としての参加」、「商品購入時のレジ袋をバイオマス素材のものや紙袋などにして提供」、「自社の環境保全の取組の紹介」の順に多くなりました。



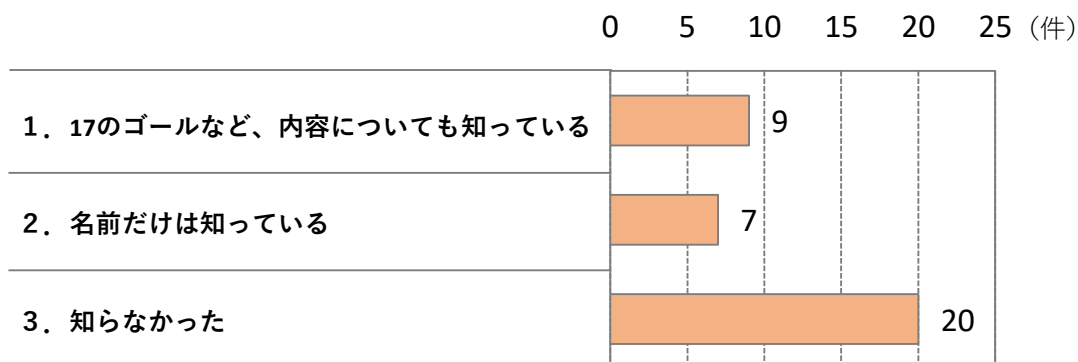
5. 持続可能な開発目標（SDGs）や ESG 投資※の認知度について

近年、持続可能な開発目標（SDGs）や ESG 投資という考え方が注目されています。貴事業所では、どの程度これらの考え方を認知していますか。当てはまる番号を1つ選んでください。

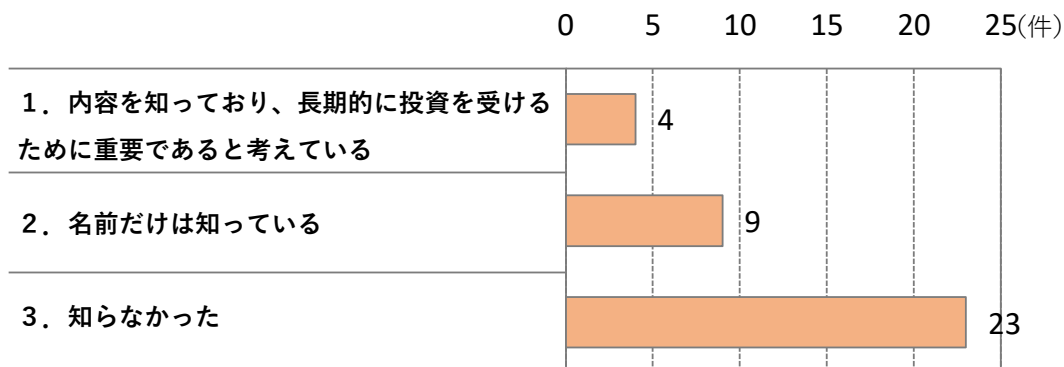
SDGs について、回答件数は「知らなかった」が 20 件と最も多くなった一方で、「17 のゴールなど、内容についても知っている」、「名前だけは知っている」の回答件数は合わせて 16 件となり、半数近い事業者が認知していることが明らかになりました。

ESG 投資について、回答件数は「知らなかった」が 23 件と最も多くなりました。一方で、「内容を知っており、長期的に投資を受けるために重要であると考えている」、「名前だけは知っている」の回答件数は合わせて 13 件となりました。

【SDGs について】



【ESG 投資について】



※ESG 投資：従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資のこと。ESG 評価の高い企業は事業の社会的意義、成長の持続性など優れた企業特性を持つと言えます。

IV：第1次胎内市環境基本計画で示されている事業者の取組の参加・協力状況について

1. 事業者の取組内容への参加・協力状況について

第1次胎内市環境基本計画では、事業者のみならず、望ましい環境像を実現するための取組を示しています。事業者の取組内容、参加・協力状況として、当てはまる番号を1つ選んでください。

「進んで参加・協力した」、「たまに参加・協力した」の回答の割合が6割を超えた項目を表1に示します。ごみの減量やリサイクル、適正処理など、ごみに関する項目が高くなりました（黄色で着色）。

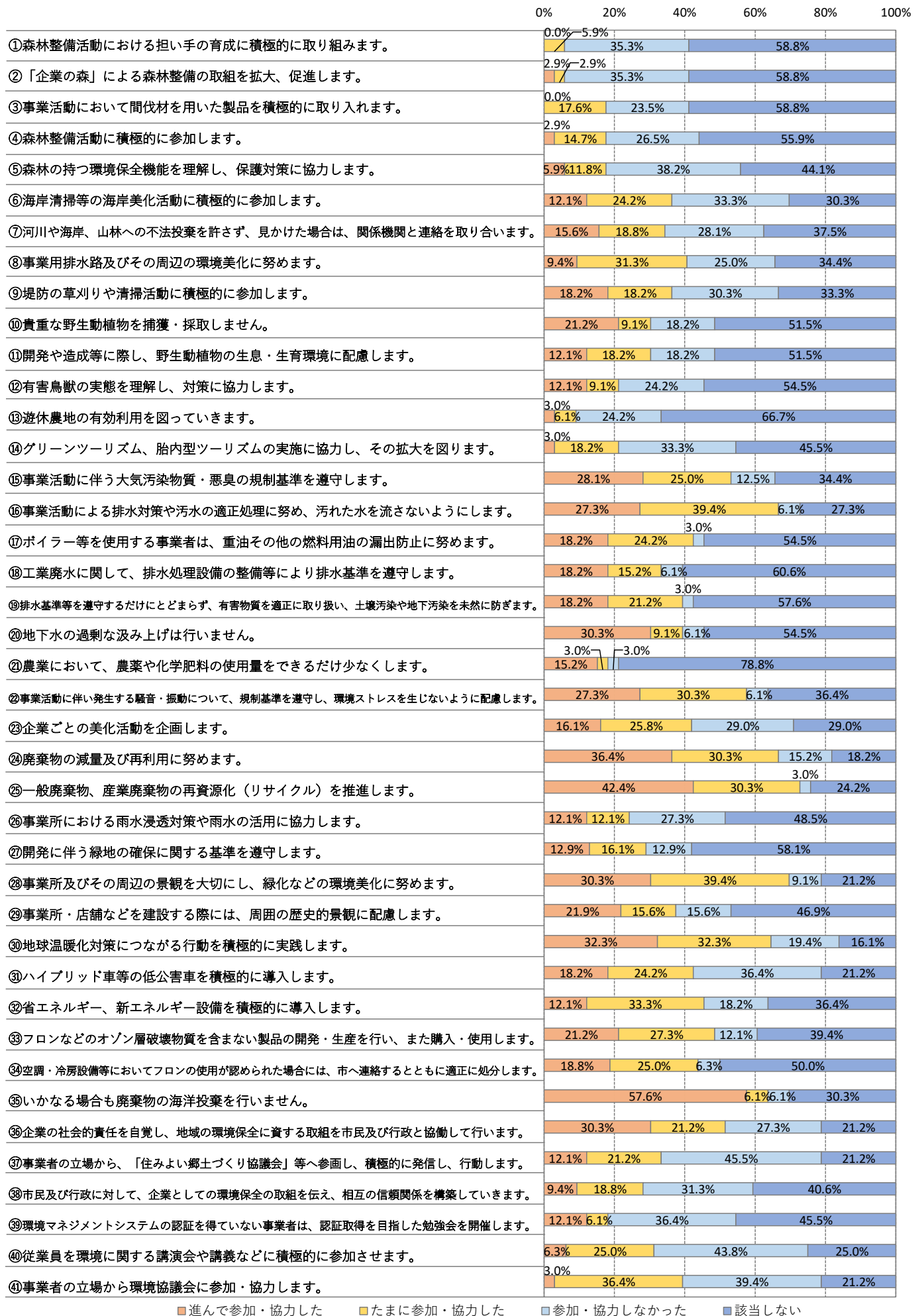
一方で、「進んで参加・協力した」、「たまに参加・協力した」の回答の割合が2割未満の項目を表2に示します。農業や林業に関する項目が低くなりました（黄色で着色）。

表1「進んで参加・協力した」、「たまに参加・協力した」が6割以上の項目

項目	回答の割合
㉕一般廃棄物、産業廃棄物の再資源化（リサイクル）を推進します。	72.7%
㉘事業所及びその周辺の景観を大切にし、緑化などの環境美化に努めます。	69.7%
㉔廃棄物の減量及び再利用に努めます。	66.7%
㉒事業活動による排水対策や汚水の適正処理に努め、汚れた水を流さないようにします。	66.7%
㉓地球温暖化対策につながる行動を積極的に実践します。	64.5%
㉙いかなる場合も廃棄物の海洋投棄を行いません。	63.6%

表2「進んで参加・協力した」、「たまに参加・協力した」が2割未満の項目

項目	回答の割合
㉑農業において、農薬や化学肥料の使用量をできるだけ少なくします。	18.2%
㉚環境マネジメントシステムの認証を得ていない事業者は、認証取得を目指した勉強会を開催します。	18.2%
㉑事業活動において間伐材を用いた製品を積極的に取り入れます。	17.6%
㉒森林整備活動に積極的に参加します。	17.6%
㉓森林の持つ環境保全機能を理解し、保護対策に協力します。	17.6%
㉒遊休農地の有効利用を図っていきます。	9.1%
㉑森林整備活動における担い手の育成に積極的に取り組みます。	5.9%
㉑「企業の森」による森林整備の取組を拡大、促進します。	5.9%



■ 進んで参加・協力した ■ たまに参加・協力した ■ 参加・協力しなかった ■ 該当しない

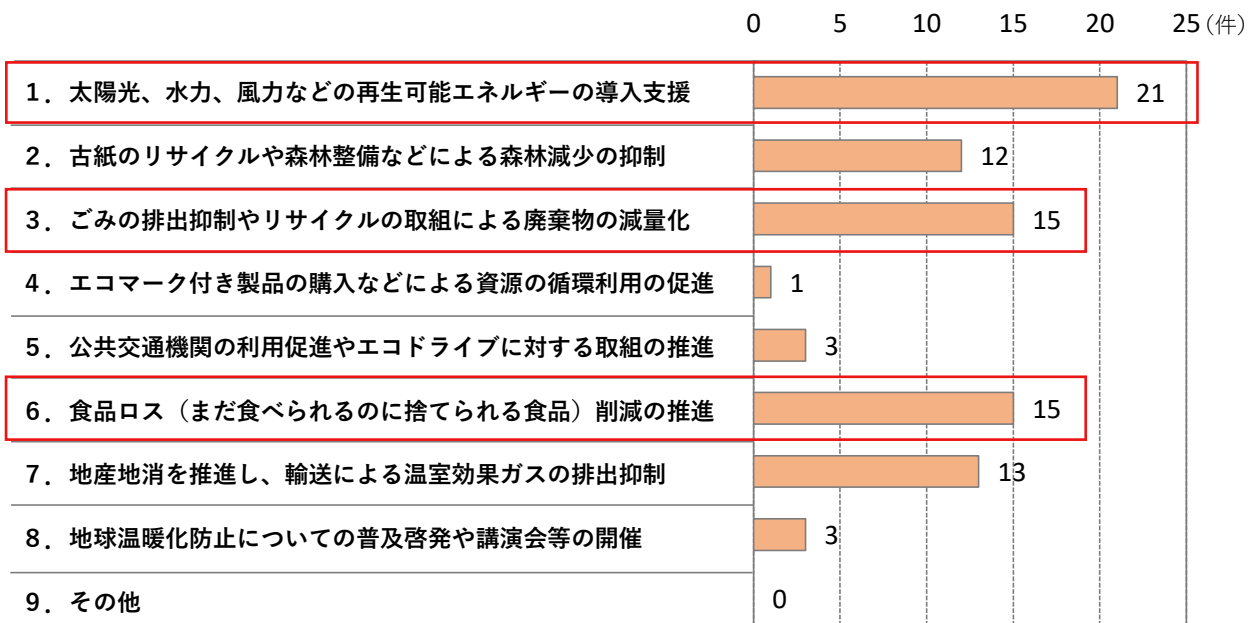
V：胎内市の環境保全・対策について

1. 胎内市の環境保全・対策について

環境保全を進めるために、市は今後10年間で、どのような施策を重点的に進めるべきだと思いますか。それぞれの分野ごとに、重要度が高いと思われる番号を3つ選んでください。

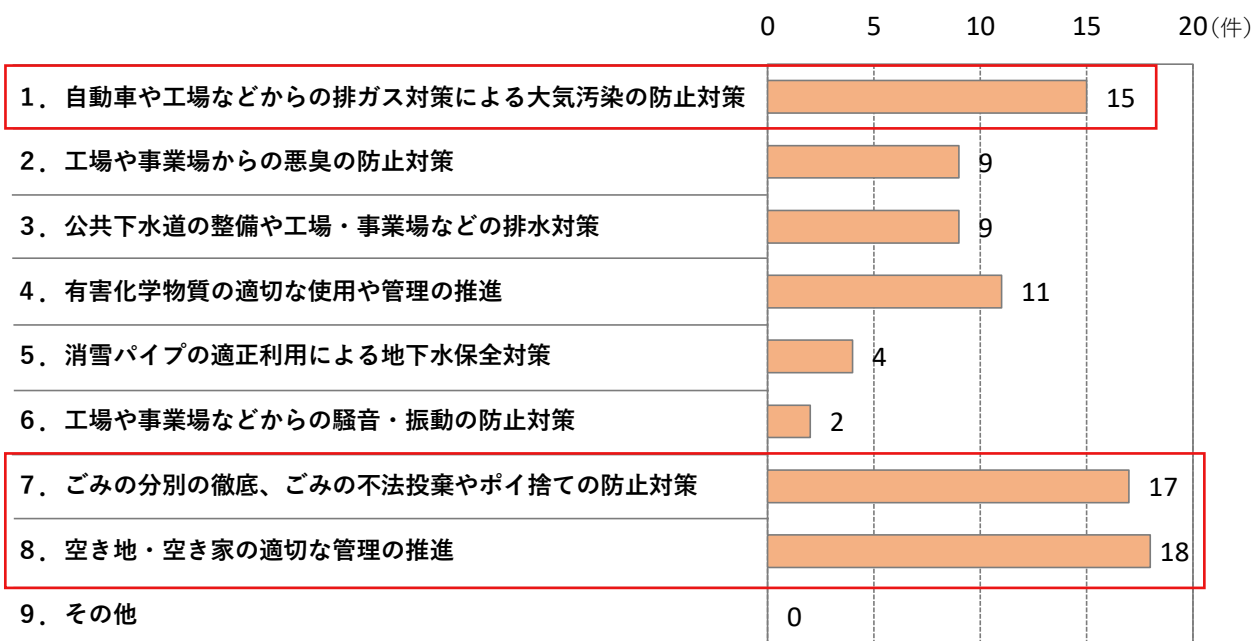
【①地球環境の保全について】

回答件数は、「太陽光、水力、風力などの再生可能エネルギーの導入支援」、「ごみの排出抑制やリサイクルの取組による廃棄物の減量化」、「食品ロス削減の推進」の順に多くなりました。



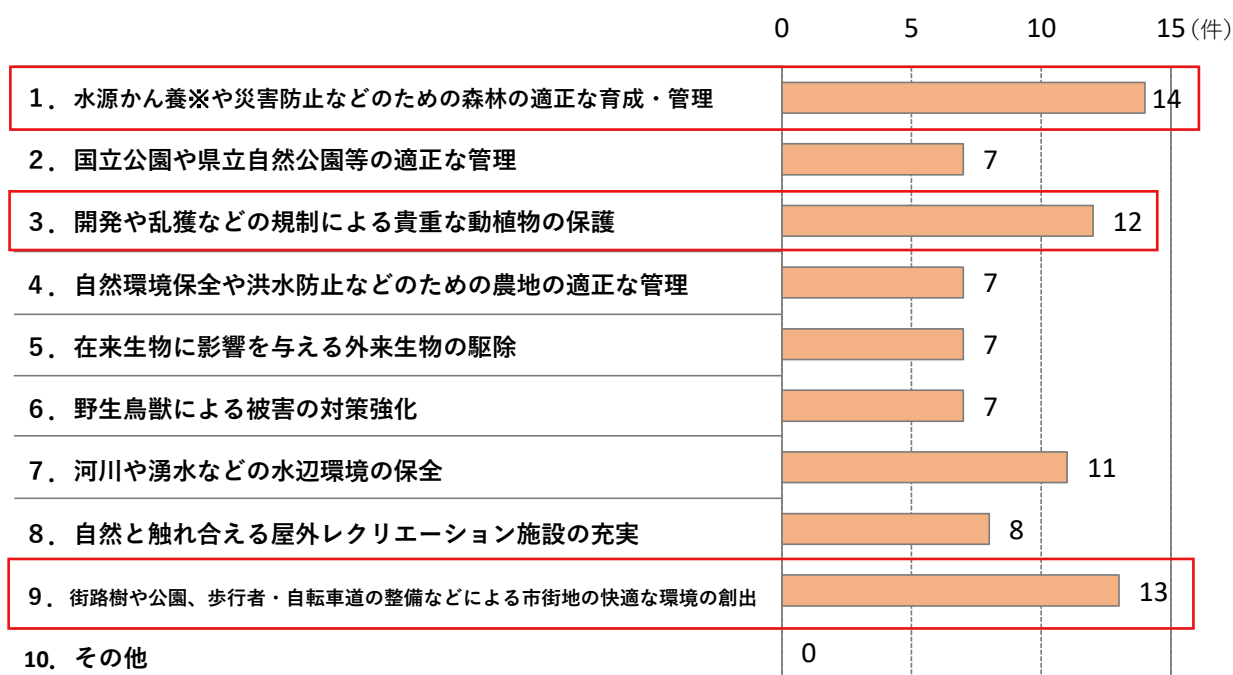
【②生活環境の保全について】

回答件数は、「空き地・空き家の適切な管理の推進」、「ごみの分別の徹底、ごみの不法投棄やポイ捨ての防止対策」、「自動車や工場などからの排ガス対策による大気汚染の防止対策」の順に多くなりました。



【③自然や景観などの保全について】

回答件数は、「水源かん養※や災害防止などのための森林の適正な育成・管理」、「街路樹や公園、歩行者・自転車道の整備などによる市街地の快適な環境の創出」、「開発や乱獲などの規制による貴重な動植物の保護」、「河川や湧水などの水辺環境の保全」の順に多くなっています。

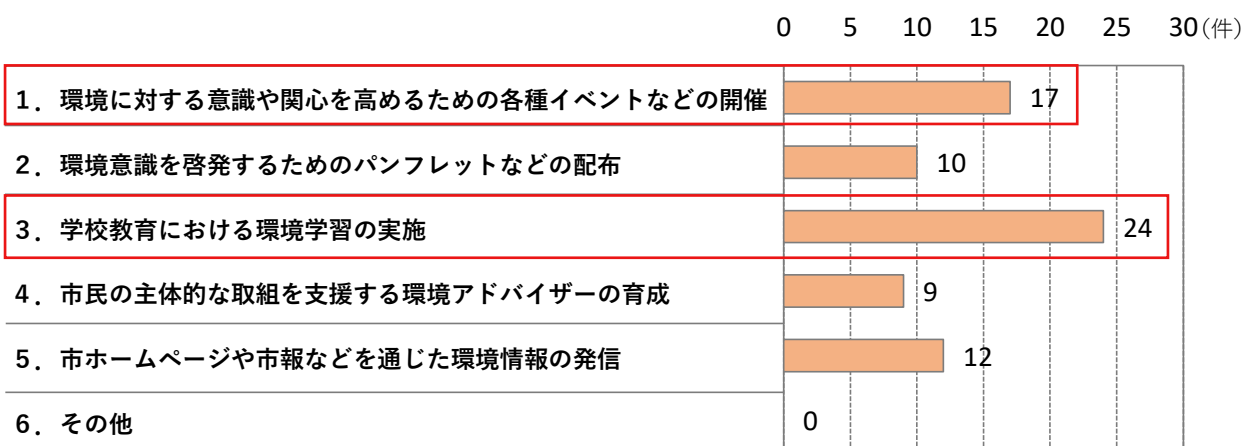


※ 水源かん養（機能）とは

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量などを調節する機能のこと

【④環境意識を高める取組について】

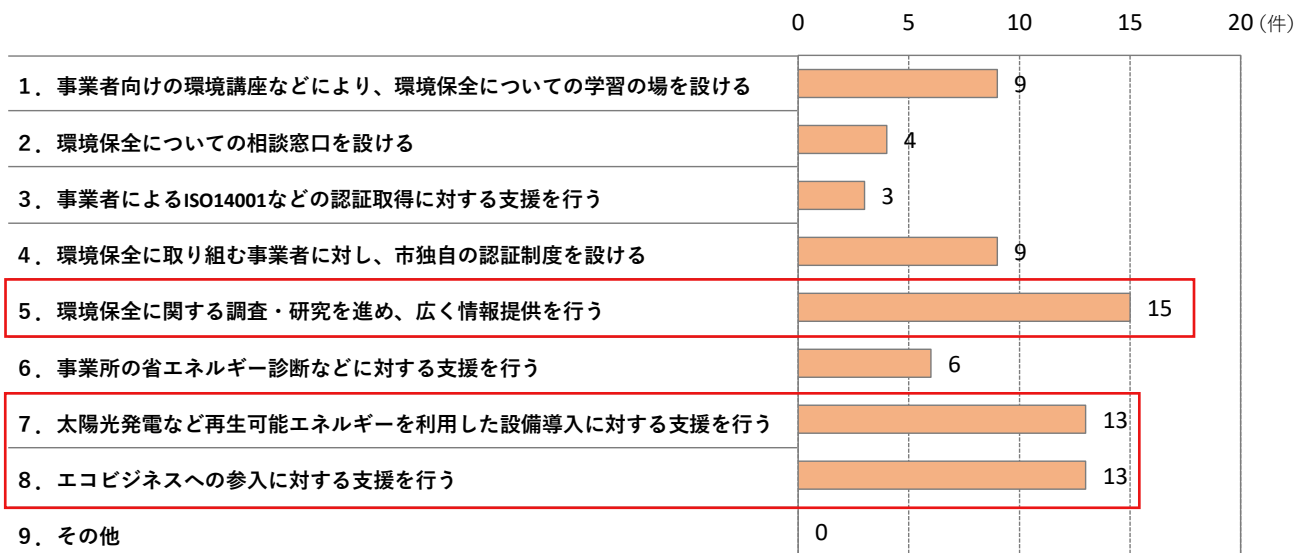
回答件数は、「学校教育における環境学習の実施」、「環境に対する意識や関心を高めるための各種イベントなどの開催」の順に多くなっています。



2. 環境保全のために、行政に特に期待する施策について

環境保全のために、貴社が行政に特に期待する施策は何ですか。当てはまる番号を3つまで選択してください。

回答件数は、「環境保全に関する調査・研究を進め、広く情報提供を行う」、「太陽光発電など再生可能エネルギーを利用した設備導入に対する支援を行う」、「エコビジネスへの参入に対する支援を行う」の順に多くなりました。



4 SDGs17の目標

SDGs (Sustainable Development Goals) は、「持続可能な開発目標」の略称です。2015年の国連サミットで決まった、地球上の誰一人として取り残さない、世界中のすべての人々が幸せに暮らすための17個の目標のことです。

SDGsの17のゴールには、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産・消費、気候変動、陸生生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題や、地球環境と密接にかかわる課題が数多く含まれています。これは、地球環境の持続可能性に対する国際的社会的危機感の表れと言えます。

(1) SDGs17の目標の一覧

アイコン	タイトル	内容
	貧困をなくそう	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
	飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
	安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

アイコン	タイトル	内容
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	人や国の不平等をなくそう	国内及び各国家間の不平等を是正する
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	つくる責任つかう責任	持続可能な消費生産形態を確保する
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために、海洋及び海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 <p>15 陸の豊かさ も守ろう</p>	陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 <p>17 パートナリシップで 目標を達成しよう</p>	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



第2次胎内市環境基本計画

胎内市